



T  
S  
U  
S  
H  
I  
M  
A

# 第5次 津島市総合計画

～未来につなぐ～  
住んでみたい  
住んでよかったまち  
津島

2021⇒2030



津島市

「～未来につなぐ～  
住んでみたい 住んでよかつたまち 津島」  
をめざして

私たちのまち津島市は、長い歴史と文化が大切に受け継がれ、豊かな自然の恵みを受けて、人と人、地域と地域が支えあって成長を遂げてまいりました。

本市では、平成23年に「第4次津島市総合計画」を策定し、市民やNPO・団体、企業の皆さんと一緒に「まちづくり」を進めてまいりました。この間、人口減少・少子高齢化のさらなる進展、地震・風水害等の頻発、新型コロナウィルス感染症による新たな生活様式の提案、ICT技術の進展、カーボンニュートラルの実現に向けた取組、官民連携の広がりなど、社会経済情勢も大きく変化しており、こうした時代の潮流にあって、本市も新しいまちづくりの歩みを進めていかなくてはなりません。



「第5次津島市総合計画」では、将来都市像を「～未来につなぐ～ 住んでみたい 住んでよかつたまち 津島」として掲げました。津島と関わり暮らしていることを誇れるまちと一緒に育て、誰もが住んでみたい、住んでよかつた、そして幸せを実感することができる魅力あるまちを未来につないでいくために、引き続き、市民やNPO・団体、企業の皆さんとともに「まちづくり」を進めていきたいと考えます。

本計画の特色として、これから10年間で特に取り組むべき重点施策・テーマである「子どもを産み育てやすい環境をつくる」、「まちの活力を高め、人の流れをつくる」、「支えあい、安心して暮らせる地域をつくる」を重点戦略として掲げ、これらを、津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付けております。

今後、この戦略による施策を重点的に実施することにより、地方創生のめざす「将来にわたくち活力ある地域社会の実現」に取り組んでまいります。

最後に、計画策定にあたり、市民意識調査、つしま未来会議、パブリックコメントなどを通じて、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆さん、熱心にご審議いただきました総合計画審議会委員、市議会議員をはじめとする関係各位に、心から感謝申し上げますとともに、将来都市像の実現に向けて、一層のご理解とご協力を願い申し上げます。

令和3年9月

津島市長 日比一昭

# 目 次

第1編 序論 .....	1
第1章 計画策定の趣旨 .....	2
第2章 計画の構成と期間 .....	2
第3章 将来展望とまちづくりの視点 .....	3
第4章 本市の主要課題 .....	5
第2編 基本構想 .....	9
第1章 将来都市像 .....	10
第2章 まちづくりの目標 .....	11
第3章 人口・都市構造のあり方 .....	12
第3編 基本計画 .....	15
3－1 総論	
第1章 行財政運営の基本方針 .....	16
第2章 基本フレーム .....	18
第3章 土地利用計画 .....	21
第4章 重点戦略 .....	25
第5章 施策体系 .....	34
3－2 分野別計画	
第1章 保健・医療・福祉 .....	41
1 健康づくり .....	42
2 地域医療・市民病院 .....	44
3 地域福祉・セーフティネット .....	46
4 国民健康保険・福祉医療・国民年金 .....	48
5 子育て支援 .....	50
6 高齢者福祉 .....	52
7 障がい者福祉 .....	54
第2章 教育・文化・人権 .....	59
1 学校教育 .....	60
2 社会教育 .....	62
3 歴史・文化・芸術 .....	64
4 人権 .....	66
5 多文化共生・国際交流 .....	68

第3章	産業・環境・市民生活.....	71
1	農業 .....	72
2	商工業・雇用・消費者対策.....	74
3	観光・交流 .....	76
4	環境保全 .....	78
5	消防・救急 .....	80
6	防災・危機管理.....	82
7	防犯・交通安全 .....	84
第4章	交通・都市基盤・水環境.....	89
1	都市計画 .....	90
2	公共交通 .....	92
3	道路 .....	94
4	建築・住宅 .....	96
5	公園・緑地 .....	98
6	治水・水害対策 .....	100
7	上水道 .....	102
8	下水道 .....	104
第5章	協働・行財政運営.....	107
1	市民活動・コミュニティ .....	108
2	財政運営 .....	110
3	行政経営 .....	112
4	地域情報化 .....	114
5	情報・魅力の発信 .....	116
資料編	.....	121
1	まちづくり指標一覧 .....	122
2	用語解説 .....	127
3	総合計画条例 .....	132
4	総合計画策定体制図 .....	133
5	策定経過 .....	134
6	総合計画審議会 .....	139
7	総合計画策定委員会等 .....	142

注:文中で\*印がついている用語については、「資料編 2 用語解説(P127~)」に解説を掲載しています。

# 1

## 第 編

### 序 論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の構成と期間

第3章 将来展望とまちづくりの視点

第4章 本市の主要課題

# 第1編 序論

Volume  
1

序論

## ▶ 第1章 | 計画策定の趣旨

総合計画は、私たちのまち津島の将来像やまちづくりの指針と目標、それを具体化するための施策を定めており、本市がまちづくりを市民とともに進めていくための最上位計画に位置付けられます。

本市では、平成23年(2011年)3月に「第4次津島市総合計画」を策定し、将来像として「～人を育み想いをつなぐ～ ともにつくろう 住んでみたくなるまち 津島」を掲げて、計画の目標年次である令和2年(2020年)に向けて施策を進めてきました。

目標年次の到来を迎える今後も明るく豊かな地域社会を持続して、市民一人ひとりが生きがいを持って、安心で快適に暮らすことができるよう、市民とともにまちづくりを進めていく指針として新たな総合計画を策定するものです。

## ▶ 第2章 | 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

### ◆ 基本構想

基本構想は、将来のまちづくりの方針及び市政の方向を定めるための基本的な考え方を示すもので、目標年次は令和12年(2030年)度とします。

### ◆ 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策の基本的方向を示すものです。目標年次は、基本構想と同様に令和12年(2030年)度とし、中間年の5年後を目途として見直しを行います。

### ◆ 実施計画

実施計画は、基本計画に示した分野ごとの目標を実現するために、向こう3ヵ年の間に行政の各部門が展開する施策や具体的な事業を明らかにするものです。毎年度見直しを行います。



## ▶ 第3章 | 将来展望とまちづくりの視点

第5次津島市総合計画の策定に際しては、将来の社会経済環境の変化を展望し、求められるまちづくりの視点を踏まえた計画策定が必要となります。

### 1 少子高齢化の進展による人口減少

少子高齢化が進み人口減少社会に転換しており、地域社会の担い手不足が懸念されるとともに、社会保障費の増大や消費の縮小などマイナス面の影響が予想されます。また、生産年齢人口\*の減少に伴い、人材不足・後継者不足が深刻化するとともに、社会保障制度が持続不可能となることが危惧されます。

#### 【まちづくりの視点】

定年延長や高齢者の就労機会の確保、女性の社会進出の促進など、年齢・性別に関わりなくすべての人が活躍できる社会への転換が求められています。また、超高齢社会\*で見込まれる要介護者の増加を抑制するため、健康寿命\*の延伸と自立の促進が求められています。

### 2 地域社会の構造変化

市民の価値観やライフスタイル\*の多様化、外国籍市民の増加、単身世帯やひきこもりの増加などにより、地域社会における人間関係が希薄化し社会からの孤立が懸念されるなど、地域課題の多様化と行政ニーズの拡大が進行しています。

#### 【まちづくりの視点】

年齢、性別、障がいの有無、国籍、価値観等にかかわらず多様な市民が地域と関わる機会を増やし、地域の課題解決に向けた活動への参加を通じて、支えあい・助けあいのある地域社会を形成し、地域の中で生きがい、役立ち感を感じ、幸せを実感できるまちづくりを進めることができます。

### 3 都市空間・インフラ\*の変化

空き地・空き家が増加し、市街地に都市的低未利用地が広く分布して市街地が低密度化するスponジ化が進行しています。あわせて、今まで整備されたインフラ\*の老朽化が進むことにより、維持管理コストの増大が予想され、生活環境の悪化や公共サービスの非効率化が危惧されます。

#### 【まちづくりの視点】

人口減少が進んでも利便性の高い日常生活の維持と効率的なインフラ\*の維持管理を実現するために、各地区の拠点を中心に、居住や都市機能の集約を図る「コンパクトシティ」に転換してまちの持続可能性を高めていくことが求められています。

## 4 ICT\*の積極的な活用やスマートシティ\*による社会・産業の変化

ICT\*(情報通信技術)を活用したIoT\*(Internet of Things)、ビッグデータ\*、AI\*(人工知能)、ロボットなどの社会のあり方に影響を及ぼす新しい技術を社会生活や産業に取り入れることによって、社会の発展と様々な社会問題を解決するSociety5.0\*の実現に向けた取組が進められています。

### 【まちづくりの視点】

ICT\*を活用した新しい技術やデータを活用し、多様な地域課題を解決しつつ、市民の生活の質の向上を実現するため、スマートシティ\*の実現を展望したまちづくりが求められています。また、ICT\*を活用した新しい技術の導入・活用を促進し、既存産業の生産性の向上など地域の産業を活性化するほか、技術革新による産業・就業構造の転換に対応することが求められています。

## 5 持続可能な社会\*の実現に向けた取組の推進

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された世界共通の令和12年(2030年)までの国際目標であるSDGs\*(Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標))は、誰一人取り残すことなく、すべてのステークホルダー\*や当事者が参画し、経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組むことで、持続可能な社会\*の実現をめざすものです。環境面のみならず、貧困、飢餓の解消、健康・福祉、教育、ジェンダー\*平等、平和と公正などの社会のあり方に関わる目標を掲げています。

### 【まちづくりの視点】

SDGs\*は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、令和12年(2030年)に向けて、世界各国で行政や企業をはじめとする多様な主体が取組を活発化させています。日本でもSDGs\*の達成に向けた地域内の各主体の意識を高め、それぞれの立場で取組を推進することが求められています。

## 6 安全・安心を求める市民ニーズの一層の高まり

東日本大震災以降も地震のみならず、地球温暖化\*の影響と考えられる風水害が頻発し、災害リスクが高まっています。また、新型コロナウイルスによる感染症拡大によって生活や社会活動が大きく変化し、市民、事業者の不安が広がっています。

### 【まちづくりの視点】

災害リスクに対する事前防災・減災\*と迅速な復旧・復興に関する施策を推進するとともに、地球規模で進む地球温暖化\*に対し、地域における緩和策と適応策を促進することが求められています。また、感染症の感染拡大を予防するための「新しい生活様式\*」を踏まえた地域経済の活性化を図るなど、地域の社会構造そのものを変革することが求められています。

## ▶ 第4章 | 本市の主要課題

人口減少は、少子高齢化に伴い人口構造を変化させ、地域社会や生活、産業に多大な影響を及ぼすものであり、人口減少を食い止める対策とともに、人口減少に適応したまちづくりを進めることが重要となります。

こうした将来の展望と求められるまちづくりの視点を踏まえ、令和12年(2030年)度に向けて対応が必要と考えられる課題を4つの視点で整理します。

### 1 結婚・出産・子育て環境を充実させる

#### ◆子育て世代の定住促進

少子高齢化対策の主眼として、結婚・子育て・定住期にあたる30～39歳の転出超過の改善が必要です。また、市民意識調査では、「子育てがしやすいまちだと思う」や「安心して子育てができる環境づくり」の満足度は平均値以上ですが、子育てサービスの水準が低いというイメージがあり、そのイメージを改善するための取組が必要です。

これに加え、家庭での子育て環境の多様化に伴い、0～2歳児の保育ニーズが更に高まることが予想されるなど、今後の子育て支援ニーズへの対応が必要です。

#### ◆子どもの教育の充実

まちの未来を担う子どもの教育を支える学校においては、今後大きく変化する社会を生き抜く力を育む教育が必要です。

#### ◆家庭・地域・学校の連携強化

家庭だけでなく、地域・学校がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に連携・協働\*して子どもを育てる意識や仕組みを構築することで、地域全体で子どもの成長を支えていく環境を整えていくことが必要です。

#### ◆子育てをする家庭の多様な暮らし方の実現

子育て中の親の多様な暮らし方の実現のために、幼児教育・保育の無償化や子ども医療費の無償化等の子育ての経済的負担の軽減に加え、家庭内における協力や職場における働き方・マネジメントの見直しを促進して、子育てと仕事の両立を支援することが必要です。

## 2 地域の稼ぐ力とまちの活力を高める

### ◆地域経済の活性化と雇用機会の創出

経営者の高齢化や生産年齢人口<sup>\*</sup>の減少が進む中で、事業承継や人材確保が困難になってきている中小企業に対する対策のほか、地域経済を支える企業におけるICT<sup>\*</sup>を活用した新しい技術の導入による生産性の向上、新商品開発・新分野の進出など、地域産業全体の活性化が必要です。

また、起業の促進による地域経済の担い手の確保や企業誘致による新たな働く場の創出が必要です。

### ◆多様な働く場と若い人材の確保

市民の生きがいや生活の安定を確保するために、高齢者や女性、障がいのある人が希望する多様な就労の場の確保が必要です。

定住人口の増加や産業の創出を図る上では、若い人材の確保が必要となることから、市内外の若者が活動・活躍できる機会を提供し、若い世代の地元回帰を促進するとともに、地域に貢献する若い人材を育成することが必要です。

また、リニア中央新幹線の開業に向けて、名古屋市との位置関係を生かして新たな人口の流入を促進することが必要です。

### ◆地域資源の活用と魅力の発信

まちの魅力を発信し、交流人口<sup>\*</sup>の拡大と地域への愛着を育むために、本市の特徴である歴史・文化などの地域資源を活用して、本市の魅力の発掘と発信が必要です。

### ◆人口減少に対応した都市構造への転換

市街地の質と人口密度を高めるため、空き地・空き家の活用による新たな機能の導入と周辺環境の整備を進め、各地区の拠点への居住と都市機能の集約化を図るとともに、インフラ<sup>\*</sup>の適正化・再配置が必要です。

津島の顔・玄関となる駅を中心とした周辺の活性化を図ることで、都市機能を充実し、都市の魅力を高めることができます。また、多様な暮らし方を実現できる居住環境を提供し、定住環境の魅力の向上を図ることが必要です。

### ◆若い世代の地元回帰

人口減少の大きな要因となっている20～30歳代の若い世代の流出を抑制するために、学校や地域活動を通じて、地域に対する誇りや愛着を育み、将来的な地元回帰を促すことが必要です。また、地域資源の発掘・活用に関わる活動に多様な人々の参加を積極的に受け入れることにより、継続的に多様な形で地域と関わる関係人口<sup>\*</sup>を拡大することが必要です。

### 3 安心して暮らすことができる環境を確保する

#### ◆超高齢社会\*に対応した地域福祉体制の充実

人口構造の変化に伴い、地域全体の高齢化や高齢者単身世帯の増加が見込まれることから、超高齢社会\*に対応した地域で支えあう地域福祉体制を確立するとともに、要介護者の増加を抑制するために健康づくりや介護予防を推進することが必要です。

#### ◆防災・減災\*対策、危機管理体制の強化

地球温暖化\*に伴う自然災害の頻発化・甚大化や大規模地震の発生のおそれがあり、災害リスクが高まっていることから、国土強靭化\*の推進が喫緊の課題です。さらに、新型コロナウイルスをはじめとした感染症への対応は、日常生活における感染拡大防止のみならず、災害時の避難所における対応や、感染症により疲弊した地域経済の復興対策が必要です。

#### ◆コミュニティの機能強化

誰もが暮らしやすい地域の実現に向け、多様化する地域課題の解決には、多様な主体・世代の参画により住民同士が支えあい、助けあう地域社会の形成が求められており、その受け皿となるコミュニティ活動の担い手の確保と機能強化が必要です。

#### ◆持続可能な環境の保全

持続可能なまちを実現するためには、暮らしを支える地域の環境の保全が不可欠であるとともに、地球規模で進む地球温暖化\*を防止するための取組と併せて、すでに起こりつつある気候変動による影響への備えや新しい気候条件の利用を地域全体で進めていくことが必要です。

### 4 まちづくりの力を支える基盤を強化する

#### ◆多様な主体間の連携強化

持続可能なまちづくりを推進するためには、まちで暮らし、活動する多様な主体が、それぞれの活動を推進するとともに、各主体間の連携を強化し、多様な課題に対応できる地域力を高めることが必要です。

また、行政課題・地域課題の解決に寄与する技術やサービスを有する企業等との連携を推進し、行政の効率化と公共サービスの向上を図ることが必要です。

#### ◆行政サービスの基盤整備の推進

変化し続ける多様な地域課題に対して、迅速かつ的確に対応していくためには、必要な行政サービスの継続的な提供を可能にする財政基盤の強化が不可欠です。そのためには、効果的・効率的な行財政運営の推進と税収の確保を図ることが必要です。



# 第2編

## 基本構想

第1章 将来都市像

第2章 まちづくりの目標

第3章 人口・都市構造のあり方

## ▶ 第1章 | 将来都市像

Volume

2

基本構想

津島は、歴史・文化、自然環境、人と人の関わりといったこれまで培ってきたまちの資源を持っています。

こうしたまちの資源を力として、まちに住む、まちで働く、まちを訪れるなど、津島と関わりをもって暮らす多様な人々をつなぎ、一人ひとりが主人公になれるまちづくりを進めることで、まちに関わるすべての人の思いがつまつた、共感できるまちをめざします。津島に関わる人の思いが、そこに暮らす人の望む多様な暮らしの実現につながります。

まちの未来は、人と人、人とまちとのつながりが生み出す多様な暮らしの先にあります。津島と関わり暮らしていることを誇れるまちと一緒に育て、誰もが住んでみたい、住んでよかったです、そして幸せを実感することができる魅力あるまちを未来につないでいきましょう。



## ▶ 第2章 | まちづくりの目標

将来都市像「～未来につなぐ～ 住んでみたい 住んでよかったまち 津島」を実現するために、次に3つのまちづくりの目標を掲げます。

### 1 子育てしやすいまち

子育てニーズに対応した子育て支援や子育てサービスの提供を行い、子育てをする家庭を支えるとともに、まちの未来を担う人材となる子どもの教育を充実させ、家庭・地域・学校が連携して地域全体で子どもの成長を支える環境を整えます。

### 2 活力あるまち

地域産業の活性化や集約型都市構造\*への転換による都市機能・定住環境の充実を図るとともに、歴史・文化をはじめとする誇るべき地域資源を生かした魅力の発信を通じて、地域への人の流れをつくります。

また、若者や女性が地域で活躍できる場を整えることによって、若い世代の地元回帰や様々な形で市と関わる人を積極的に受け入れる環境を整えます。

### 3 安心して暮らせるまち

高齢者や要支援者の暮らしを支え、災害に対応することができるまちの仕組みを構築・維持するとともに、コミュニティ機能の強化を通じて地域力を高め、高齢化の進展への対応や地域課題の解決を図ります。

また、暮らしを支える地域の環境の保全や環境負荷\*の低減により、まちの持続性を高めます。

序第  
論1  
編

基本  
本2  
構編  
想

基本  
本3  
計編  
画

1  
総  
論

2  
計分  
画野  
別

第1  
章

第2  
章

第3  
章

第4  
章

第5  
章

資料  
編

## ▶ 第3章 | 人口・都市構造のあり方

Volume

2

基本構想

### 1 人口の将来展望

将来人口を推計すると、本市の人口は減少傾向が続くことが予想されます。

子育て環境の充実や雇用の場の確保をはじめ、住宅・居住環境の整備、魅力あるまちづくりなど、各種施策を推進することで、まちの魅力を高め、交流人口\*や関係人口\*の増加や、市民が住み続けたいと感じるまちづくりを進めるとともに、他地域から転入する人を増やし、人口減少のスピードの緩和を図ります。

そこで、本計画の目標年次における人口を次のように展望します。

**令和12年(2030年) 56,600人～59,500人を展望**

### 2 都市構造のあり方

将来に向けた都市構造のあり方は、人口減少を伴う人口構造の変化、産業構造の変化、ライフサイクル\*や働き方の変化に加え、新型コロナウイルス感染症に伴う「新しい生活様式\*」に対応したまちのあり方などを踏まえて考える必要があります。

これまで積み重ねてきたまちの歴史に、リニア中央新幹線の開業を見据えながら今の本市の特色や個性を磨き、新時代を見据えてICT\*などを活用したスマートシティ\*をめざすことに加え、災害への対応などを踏まえ、市民の暮らし方が便利で快適であるとともに、ゆとりが得られる都市環境を実現していかなければなりません。

そのため、まちの魅力となる市街地の質と人口密度を高め、都市機能を維持することをめざし、中長期の視点で、まちの機能の集約化とネットワーク化により実現するコンパクトシティの方向性をもって、社会変化に柔軟に対応できる持続的な都市の形成に必要な土地利用や都市機能の確保を進めます。

#### ①暮らしやすい都市構造に向けたコンパクトシティの実現

「まちの顔」となる津島駅を拠点として、駅前広場やその周辺市街地に、生活の質を向上させる都市機能とゆとりある日常生活を支え生活利便性を高める機能を集積・集約し、都市の中心として活力あるまちなかを形成します。

一方、郊外では、市街地に地域の生活を支える都市機能を集約し、集落地等では幅広い世代がコミュニティを育むことができる居住環境を維持していきます。

こうしたまちなかの機能が相互に連携し、相乗効果を生むために、公共交通や道路のネットワークを充実させ、ゆとりと便利が保たれ、そして快適に暮らすことができるコンパクトシティの実現に向けた取組を進めます。

## ② 交流を創出し発展性がある都市環境の形成

まちの歴史・文化や人々の生活に根付いた行・祭事等の地域資源を市民と協働\*して守り、育てていく中で、地域への市民の愛着を高めるとともに、新たな関係人口\*を創出していくことで、多様な暮らし方を実現し、多様な世代がいきいきと暮らすまちづくりを進めます。

道路、公園等のゆとりのある公共空間や沿道の建物はもちろん、地域で活動・交流するサロン等の空間・居場所づくりを通じ、シビックプライド\*を育む都市環境と地域の個性や特性を生かした景観の形成を進めます。

## ③ 活気あふれる産業を創出する環境の形成

地域経済の活性化のための展開として、企業誘致の推進、新技術を活用した既存産業の高度化や物流の効率化、次世代産業の創出等のため、周辺環境との調和や災害リスクにも対応しながら交通利便性の高い地域への産業立地、広域交流の玄関口となるインターチェンジに接続する幹線道路沿いへの物流施設の集積等を実現できる新たな土地利用を進めます。

また、市内の土地利用の3分の1を占める農地については、農業を支える基盤となる優良農地\*としてだけでなく、都市近郊としての地域交流の発展、防災等の多面的な活用等を行いながら保全していくことで、地域特有の産業を生かした都市環境の形成を進めます。

## ④ 安全・安心で住み続けたい環境の形成

自然災害の頻発・激甚化による災害リスクが高まっており、防災拠点をはじめとする防災インフラ\*の整備等のほか、ハザードマップ\*の周知等、ハード面とソフト面を組みあわせた総合的な対策を推進する必要があります。

また、この地域が乗り越えてきた災害の経験を生かしながら、一人ひとりの災害に対する意識を高め、被害の軽減につなげるとともに、被災後においても速やかに災害復興に移行できるよう地域を支える主体と協働\*で事前対策を進めます。

さらに、大規模な災害にも対応していくため、近隣市町村との協力体制を構築するなど、災害を乗り越えて安全・安心な都市環境の形成を進めます。



# 3

## 第 3 編

### 基本計画

#### 3-1 総 論

第1章 行財政運営の基本方針

第2章 基本フレーム

第3章 土地利用計画

第4章 重点戦略

第5章 施策体系

#### 3-2 分野別計画

第1章 保健・医療・福祉

第2章 教育・文化・人権

第3章 産業・環境・市民生活

第4章 交通・都市基盤・水環境

第5章 協働・行財政運営

# 3-1 総論

## ▶ 第1章 | 行財政運営の基本方針

Volume

3

基本  
計  
画

総論

### 1 財政の状況

本市の財政状況は、平成22年(2010年)度から平成30年(2018年)度では、平成26年(2014年)度が歳入のピークで以降は概ね横ばいとなっています。この期間には、地方交付税は減少し、市民税は横ばいとなっており財政運営に必要な一般財源は頭打ちとなっています。

歳出は、医療費や社会福祉費を中心とした扶助費は確実に増加していますが、公債費と人件費をえた義務的経費は抑えています。しかし、市民病院や介護保険、国民健康保険などの企業会計・特別会計に対する一般会計からの支出金が億円規模で増加する年度も見られ、特に扶助費と企業会計・特別会計に対する支出金で財政を圧迫しています。

その結果、積極的な投資を控えて、投資的経費を抑えています。今後も多様な手法により、一層の歳出抑制と財源の確保に努めていく必要があります。

### 2 基本的な考え方

厳しい財政状況の中でも、市民生活に必要不可欠なサービスを確実に提供するとともに、社会情勢の急激な変化に伴う行政需要の変化に的確に対応できる持続可能な行財政運営を進めるための基本的な考え方を以下のとおりとします。

#### ① 職員の人材育成と組織風土の改革

コスト意識や経営感覚を持ち、地域の課題を適切に把握・分析しながら政策形成を行うことができる人材の育成に力を入れます。また、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、積極的に改善改革に取り組む意識づくりを行い、チャレンジし、考え続ける組織風土づくりを進めます。

#### ② 効果的・効率的な行財政運営

今後、地方分権が進展していく中、必要な行政サービスを的確に提供し、自立的な財政運営を確立するために、産業の振興や定住の促進などにより税収の確保を図るとともに、行財政改革による経費の抑制を図りつつ、限られた財源を真に必要な分野に重点的かつ効果的に配分する効果的・効率的な行財政運営を推進します。

### ③ 協働\*による地域資源の有効活用

行政の持つ経営資源(財源、人材、施設)を今まで以上に有効に活用することはもちろんのこと、市民、地域、事業者などの民間が持っている資源を効果的に組みあわせて、地域で求められているニーズに迅速かつきめ細かく対応できるようにします。また、公民連携\*を進めることにより質の高い公共サービスを効率的に持続的に提供することのみならず、地元企業にビジネスの機会を提供して地域の活性化の効果も創出します。

そのために、市民、地域、事業者などの民間と行政が、それぞれの得意分野や特長を生かして連携し、補いあうことによって、課題の解決や公共の利益の増進に向けて相乗効果を発揮する協働\*のまちづくりを推進します。

### ④ 施策効果を高める進行管理システムの確立

前年度の成果に基づいて施策や事業の目的、目標を明らかにし、計画の策定(PLAN)、実施(DO)、評価(CHECK)、改善(ACTION)のサイクルにより、評価結果が各部署の計画や次の事業展開の内容、予算にフィードバックされる総合計画の進行管理の仕組みを構築し、効果的な事業展開につなげます。

## ▶ 第2章 | 基本フレーム

Volume

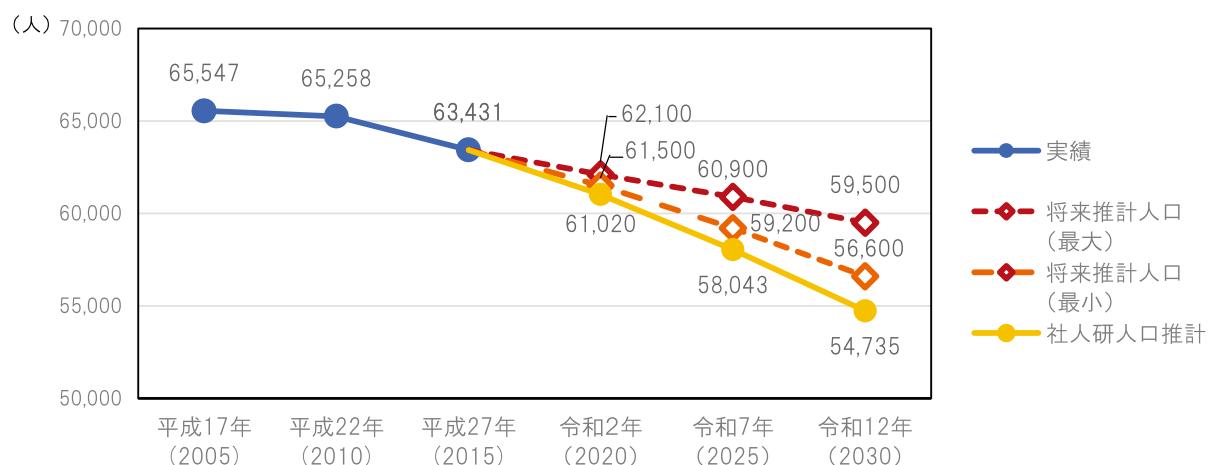
3

基本  
計  
画  
総  
論

### 1 人口

本市の人口は、平成17年(2005年)の65,547人をピークに減少傾向が続き、平成27年(2015年)には63,431人となっています。

国の研究機関として全国及び各自治体の将来推計人口・世帯数の作成・公表を行っている国立社会保障・人口問題研究所による令和元年(2019年)度の本市の人口推計では、令和12年(2030年)には54,735人と大きく減少することが予想されます。しかし、子育て施策の充実等により、転出超過となつてゐる子育て世代の転出を重点的に抑制するとともに、地域資源を活用した魅力あるまちづくりなどを推進することで、人口減少を緩やかにし、本計画の目標年次である令和12年(2030年)の人口を56,600人から59,500人と設定します。



※資料:国勢調査・令和2年以降は推計値

※将来推計人口(最小)は、平成27年(2015年)度に策定した津島市人口ビジョンに従い、合計特殊出生率を令和12年(2030年)に1.80、令和32年(2050年)に2.07となることを目標に設定。純移動率は、社人研の推計どおりに算出したもの。

※将来推計人口(最大)は、平成27年(2015年)度に策定した津島市人口ビジョンに従い、合計特殊出生率を令和12年(2030年)に1.80、令和32年(2050年)に2.07となることを目標に設定。さらに、令和2年(2020年)までの人口移動率のマイナスを半減、令和2年(2020年)以降はマイナス分をゼロ(社会増)と仮定した推計。

## 2 世帯数

本市の世帯数は、人口が減少してきた一方で、核家族化の進行や単身世帯の増加等により、増加傾向が続き、平成27年(2015年)には23,833世帯となっています。

今後、世帯数は緩やかに減少傾向へと転じ、令和12年(2030年)の将来世帯数は22,600世帯から23,800世帯と設定します。

一世帯当たりの世帯人員は、一貫して減少傾向が続き、平成17年(2005年)には2.94人と3人を割り込んでいますが、減少率は緩やかになり、令和12年(2030年)には2.50人になると設定します。



※資料:国勢調査・令和2年以降は推計値

第1章  
序論編

第2章  
基本構想

第3章  
基本計画

第1節  
総論

第2節  
計画別

第1章  
第1章

第2章  
第2章

第3章  
第3章

第4章  
第4章

第5章  
第5章

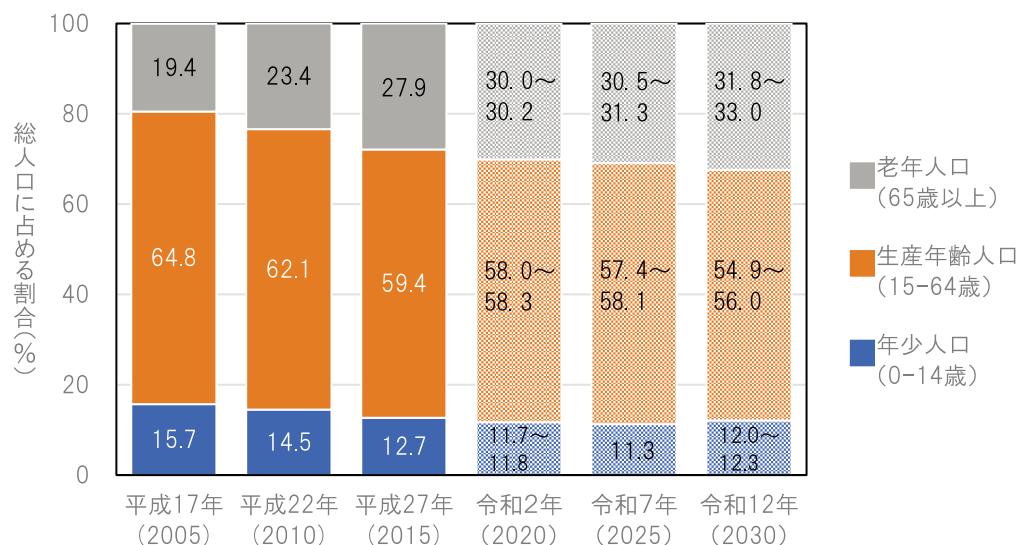
資料編

### 3 年齢別人口

平成27年(2015年)には、年少人口\*(0～14歳人口)は8,007人(総人口に占める割合12.7%)、生産年齢人口\*(15～64歳人口)は37,568人(同59.4%)、老人人口\*(65歳以上)17,628人(同27.9%)となっています。

年少人口\*、生産年齢人口\*が人数、構成比ともに急激に減少する中で、老人人口\*は急激に増加しています。

今後も年少人口\*、生産年齢人口\*の減少は続くことが予想され、令和12年(2030年)には、年少人口\*(0～14歳人口)は6,800人(総人口に占める割合12.0%)から7,300人(同12.3%)、生産年齢人口\*(15～64歳人口)は31,100人(同54.9%)から33,300人(同56.0%)と設定します。一方、老人人口\*は増加傾向が緩やかになり、18,700人(同33.0%)から18,900人(同31.8%)になると設定します。



	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)		令和7年 (2025)		令和12年 (2030)	
0～14歳	10,316	9,411	8,007	7,200	7,300	6,700	6,900	6,800	7,300
	15.7	14.5	12.7	11.7	11.8	11.3	11.3	12.0	12.3
15～64歳	42,495	40,322	37,568	35,700	36,200	34,000	35,400	31,100	33,300
	64.8	62.1	59.4	58.0	58.3	57.4	58.1	54.9	56.0
65歳以上	12,736	15,230	17,628	18,600	18,600	18,500	18,600	18,700	18,900
	19.4	23.4	27.9	30.2	30.0	31.3	30.5	33.0	31.8
総人口	65,547	65,258	63,431	61,500	62,100	59,200	60,900	56,600	59,500

\*資料：国勢調査・令和2年以降は推計値

\*平成22・27年の年齢3区分別人口の人数と割合は、年齢不詳分を除いて算出

\*年齢3区分別人口の割合は、小数点以下第2位を四捨五入して算出

## ▶第3章 | 土地利用計画

本市においては、人口減少が進み、財政状況も深刻化することが懸念されることを踏まえ、新しいものをつくり続けるのではなく、既存ストック\*をうまく活用しながら、多様な世代が暮らしやすいコンパクトな都市を形成していくことが重要です。

特に本市の市街地は、津島駅周辺に商業・業務、その周辺に住宅地が集積したことで発展してきたほか、新たな産業となる工業についても、流通性・利便性の高い幹線道路沿いに集積してきました。

本市がめざすべき将来の土地利用計画では、この特徴をより深め、合併等の歴史的経緯や市街地形成状況等を考慮して、津島市都市計画マスターplan(2021-2030)と連携を図り、本市の顔となる津島駅をはじめ、市内の東西南北それぞれの方角に「玄関口」を位置付け、それぞれの地域特性を踏まえながら、本市の活力や魅力を向上させる土地利用を図るとともに、コンパクトで暮らしやすい新しい時代の新たな津島市をめざします。

### 1 まちなか創造ゾーン

津島駅周辺については、中心市街地としての機能を再生し、活発な市民交流の拠点とするために、生活空間との調和を図りながら、商業・業務・交流施設を中心とした日常生活のための利便施設を集積し、集約型都市構造\*のまちなかを形成する拠点とします。

### 2 市街地居住ゾーン

多様な世代が、本市に住み続けられる居住環境に向け、市街地居住ゾーンごとの特性に応じたまちづくりを進め、生活道路の整備・改善や身近な公園などの基盤整備を進めるほか、人口流入の促進、人口流出の抑制につながる施策と連携して市街地の質と価値を高め、居住や店舗等を集約してコンパクトで歩いて暮らせる市街地形成を図ります。

また、市街地居住ゾーンごとの移動を快適で便利に行えるよう、公共交通網の充実や道路ネットワークの整備を行います。

さらに、高い確率で発生が予測される大規模地震や近年多発する自然災害などの災害リスクを踏まえ、地域の自主防災会と協働\*して、被害を軽減するハード・ソフトの両事業を行い、防災機能の充実を図ります。

序  
論編

基  
本  
構  
編  
想

基  
本  
計  
編  
画

1  
総  
論

2  
分  
野  
別

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

資  
料  
編

### 3 産業創造ゾーン

産業が活気あふれる都市づくりを進めるため、東名阪自動車道インターチェンジ周辺や主要な幹線道路の沿道等、ポテンシャルの高い区域を中心に、都市計画法(地区計画)の制度を活用して、近年多発する自然災害の浸水リスクを踏まえ、本市の産業の活力と雇用の創出を先導する区域として、工業機能や物流機能が集積した拠点づくりを推進します。

### 4 地域振興ゾーン

広域交流の軸として期待される主要幹線道路である名古屋津島線の整備進捗に併せて、都市計画法(地区計画)の制度を活用し、名古屋市に近いという立地特性を生かして地域外から人を呼び、地域に仕事を生み出す「地域振興ゾーン」を配置し、新たな魅力を創出します。

### 5 沿道立地ゾーン

西尾張中央道やあま愛西線、名古屋津島線といった市街化調整区域の県道周辺においては、農業との調和を図りながら、沿道利用施設を誘導します。

市街化区域内の国道155号沿線や名古屋津島線周辺においては、付近の住宅地と調和のとれた商業・業務・住居の複合的な土地利用を推進します。

### 6 田園環境ゾーン

集団的に農地が存在する地域については、農業振興のための農地保全や良好な営農環境の保全、農業生産基盤の整備を進めるほか、食への関心が高まっている中で、名古屋市からのアクセスの良さを生かし、市民団体や民間企業と協働<sup>\*</sup>して、農産物直売施設(ファーマーズマーケット)やグリーンツーリズム<sup>\*</sup>となる農業体験、更に障がいのある人が農業分野で活躍する「農福連携<sup>\*</sup>」など、自然や農とふれあいながら生きがいや雇用を創出する場を生み出す施策を検討します。

また、雨水などの貯留機能、景観や自然環境の保全といった農地の多面的機能を活用して、地域の豊かな暮らしを保持します。

市街化調整区域内に点在する既存集落については、生活道路の整備や狭隘道路の解消による環境改善の推進、更に市街地居住ゾーンと同様に防災機能の充実を図ります。

## 7 歴史文化ゾーン

津島神社周辺地域においては、尾張津島天王祭や尾張津島秋まつりなどの伝統的なまつり、堀田家住宅などの歴史的建造物や、自然的景観を残した天王川公園、この地域特有の茶の湯文化など、市を代表する歴史的・文化的資源が集積しています。さらに、津島駅から津島神社までのエリアには歴史的に貴重な町家・町並みが現存しています。今後も歴史的景観や周辺環境との調和に配慮しながら、地域の歴史的資源や文化、町並みを保全し、後世へ伝承するように努めます。

## 8 その他

河川・水路などについては、治水対策や自然環境の保全に配慮した快適な親水空間の創出に努めます。

公園緑地については、うるおいのある市民生活や防災機能だけでなく、市民の憩いの場、健康増進にも寄与する身近な公園を適正に配置し整備に努めます。

序1  
論編

基本2  
構編  
想

基本3  
計編  
画

1  
総論

2  
計分野別  
画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

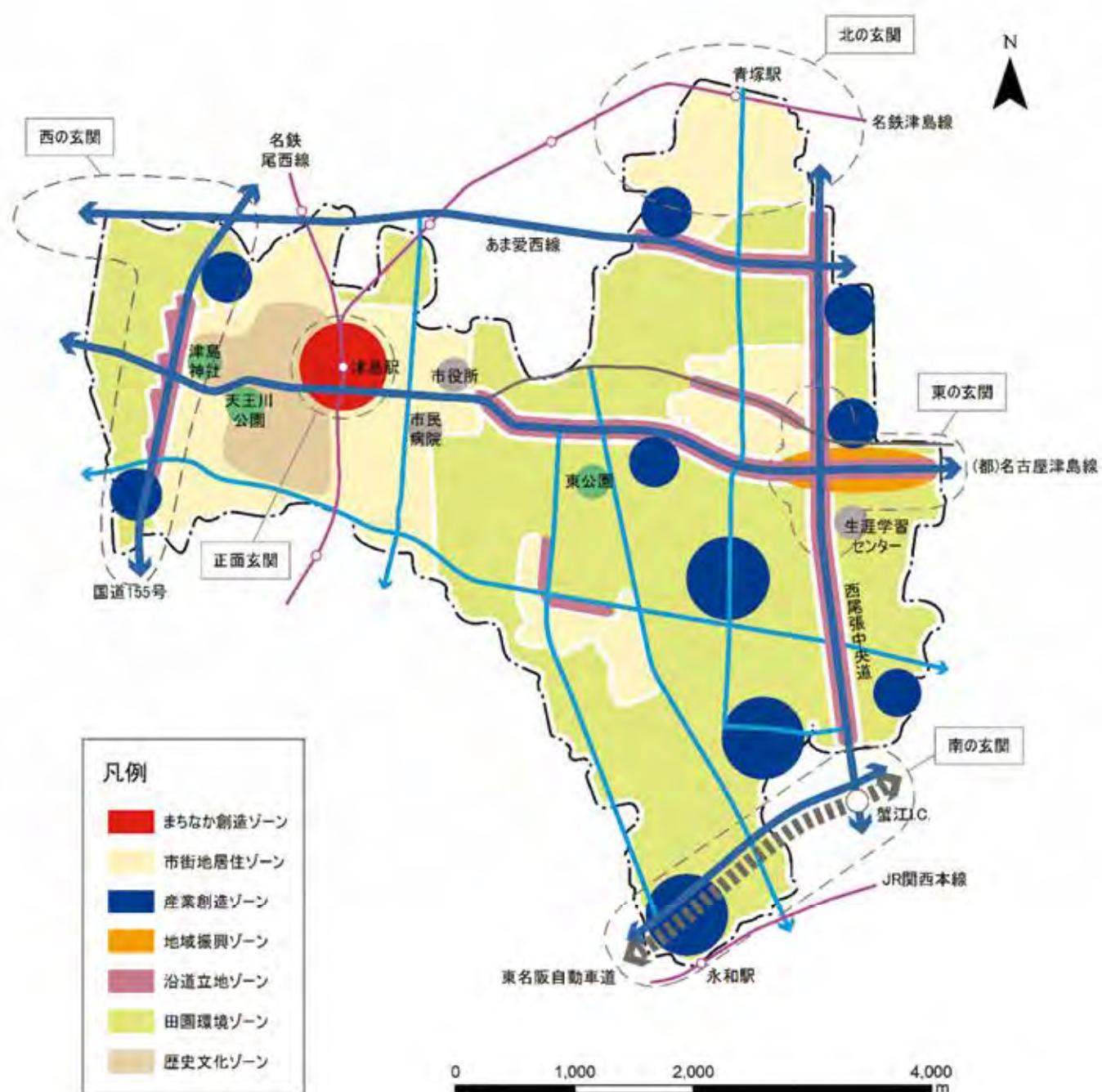
資料編

## 土地利用計画図

Volume

3

基本  
計  
画  
総  
論



## ▶ 第4章 | 重点戦略

### 1 重点戦略(津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

重点戦略は、将来都市像及びまちづくりの目標を実現するため、中長期展望で力点を置く施策であり、各部門が連携して横断的に推進します。重点戦略に位置付けた施策を重点的に実施することで、各分野の施策をけん引し、計画全体の着実な推進を先導するものとなっています。

さらに、重点戦略を「津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と位置付け、地方創生のめざす「将来にわたくて活力ある地域社会の実現」と「東京圏への一極集中の是正」を推進します。

地方創生のめざす将来に向け、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図ることで人口減少を和らげるとともに、歴史や文化、町並み等を生かした「暮らしやすさ」を追求し、地方の魅力を育み、人が集う地域の形成を図ります。

また、地域ごとの特性を生かして地域の外から稼ぐ力を高めるとともに、地域の外から稼いだ資金を地域発のイノベーション\*や地域企業への投資につなげるなど、地域の隅々まで循環させることにより、地域経済の強化を図ります。

一方で、人口減少は、その歯止めに時間を要し、歯止めをかけたとしても一定の人口減少が進行していくと見込まれることから、人口減少を和らげる対策とともに、生活・経済圏の維持・確保や生産性の向上などに取り組み、人口減少に適応した地域づくりも同時に進めます。

重点戦略を「津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付け、総合計画のまちづくりの目標の実現に向けた施策の推進を図ることによって、地方創生がめざす将来の実現につなげます。

#### 重点戦略の構成

<b>戦略1</b>	子どもを産み育てやすい環境をつくる
<b>戦略2</b>	まちの活力を高め、人の流れをつくる
<b>戦略3</b>	支えあい、安心して暮らせる地域をつくる

序  
論編

基  
本  
2  
構  
編  
想

基  
本  
3  
計  
編  
画

1  
総  
論

2  
分  
野  
別

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

資  
料  
編

## 2 分野横断型まちづくりの推進

### 戦略1 子どもを産み育てやすい環境をつくる

#### 【基本的方向】

安心して子どもを産み、育てたいという希望をかなえるための切れ目のない支援を行うとともに、変化の著しい社会の中で自らの力で生き抜く力を付けるために、学校や地域と連携した教育環境の充実を進めます。

子育てが様々な形で支えあいながら行われることで、親の負担が軽減されるだけでなく、子育てを通じて、人や地域とつながりが生まれ、地域で子育てできる環境づくりを進めます。

#### 【施策】

##### ① 切れ目のない妊娠・出産・子育ての支援

子育てサービスや情報の提供、子育てに係る負担の軽減といった個々の支援のほか、子育て世代包括支援センター事業において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を総合的に行い、安心して子どもを産み育てることができる環境を形成します。

##### ＜関連する分野別施策＞

- 1-1-4 親子が健やかに育みあう支援の充実
- 1-4-4 福祉医療の充実
- 1-5-1 保育サービスの充実
- 1-5-2 地域の子育て支援体制の充実

##### ② 子どもの「生きる力\*」を育む教育の充実

学校の教育環境を充実するとともに、家庭・地域が連携して子どもの豊かな体験・学びを支えることによって、多世代が協力して地域ぐるみで子どもの「生きる力\*」を育みます。

##### ＜関連する分野別施策＞

- 1-5-3 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 2-1-1 特色ある教育の推進
- 2-2-1 生涯学習\*の推進
- 2-2-3 青少年の健全育成

### ③ 地域で子どもを見守り育てる環境の充実

家庭・地域・学校との連携を通して、親が子ども・子育てについて学び、子どもとともに成長する家庭教育を充実することにより、子どもを通じてできる親同士のつながりや子育てをお互いに助けあう関係づくりを進め、地域で子どもを見守り育てる環境を形成します。

#### ＜関連する分野別施策＞

- 1-5-3 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 2-1-1 特色ある教育の推進
- 2-2-1 生涯学習\*の推進
- 5-1-2 コミュニティ活動の活性化

### ④ 子育てと両立できる生活の支援

企業等における女性の活躍やワーク・ライフ・バランス\*の実現に向けた取組を推進する等によって、子育てと仕事等を両立しやすい環境をつくり、子育ての経済的負担の解消や多様な暮らし方を支えます。

#### ＜関連する分野別施策＞

- 1-5-1 保育サービスの充実
- 1-5-3 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 2-4-2 男女共同参画社会の推進
- 3-2-3 雇用確保と市内での就業の支援

## 戦略2 まちの活力を高め、人の流れをつくる

### 【基本的方向】

若者や女性がやりがいを持ち、安定した生活を送ることができる雇用の場の創出や起業しやすい環境を整備するとともに、快適で利便性の高い居住環境を整備し、働きながら住み続けられる環境づくりを進めます。

また、歴史・文化資源だけでなく、地域の農産品や工業製品、景観、ひと、まちでの暮らし方・働き方などの多様な地域資源を活用してまちの魅力を発信するとともに、交流人口\*や継続的に地域に関わる関係人口\*の創出・拡大などに取り組むことでまちの活力を高め、人の流れをつくります。

### 【施策】

#### ① 地域産業の活性化

事業承継など地域企業の支援や企業誘致を通じて、地域経済の安定と成長を実現することにより、生活者の暮らしの安定を支える雇用の創出や若者にとって魅力のある雇用の場を確保し、地域の稼ぐ力を高めます。

##### ＜関連する分野別施策＞

- 3-2-1 商業の活力強化
- 3-2-2 工業の活力強化

#### ② 多様な働き方の実現

市内事業者の情報を広く発信し、市内事業者への就業を支援するとともに、起業・創業や空き家・空き店舗を活用した起業支援等により、多様な働き方が実現できるように支援します。その中で、高齢者や女性、障がいのある人などの働く場の選択肢が広がるような取組を進めます。

##### ＜関連する分野別施策＞

- 1-7-2 障がいのある人の自立と社会参加の支援
- 2-4-2 男女共同参画社会の推進
- 3-2-3 雇用確保と市内での就業の支援
- 5-5-1 行政からの情報発信

### ③ 駅周辺の活性化

津島の顔・まちの玄関にふさわしいものとなるよう、津島駅や天王通りをはじめとする駅周辺の活性化に向けた取組を進めるとともに、空き家・空き店舗活用、特色を生かした景観形成、都市機能や生活サービス機能の集約化を進め、快適で利便性の高いまちなかの整備を推進します。

#### ＜関連する分野別施策＞

- 4-1-1 快適でにぎわいある安全なまちづくり
- 4-1-2 社会情勢の変化に対応したまちづくり
- 4-3-1 総合的な道路交通体系の形成

### ④ 交通ネットワークの充実

都市機能や生活サービス機能を集約する拠点を中心に、公共交通や道路などで結ぶ総合的な交通ネットワークの充実を図るとともに、まちなかの移動を快適にする歩行環境の整備などを進めます。

#### ＜関連する分野別施策＞

- 3-7-4 交通環境の整備
- 4-1-1 快適でにぎわいある安全なまちづくり
- 4-1-2 社会情勢の変化に対応したまちづくり
- 4-2-1 交通ネットワークとモビリティサービス\*の充実
- 4-2-2 コミュニティバス\*の利用促進

### ⑤ 魅力の発信と関係\*・交流人口\*の拡大

地域資源の掘り起こしとそのプロモーション\*により、まちのブランド力を高め、市内外から人を引き付けることができる地域の魅力を高めます。また、歴史・文化資源をはじめとする地域資源を活用した交流人口\*の増加や地域資源を契機として地域と関わる関係人口\*の創出を図り、移住・定住の促進につなげます。

#### ＜関連する分野別施策＞

- 2-3-3 歴史・文化資源を活用して地域の魅力を磨き上げ・発信
- 3-3-1 関係\*・交流人口\*の創出
- 3-3-3 観光PRと情報発信
- 3-3-4 受入体制の充実
- 4-1-1 快適でにぎわいある安全なまちづくり

## 戦略3 支えあい、安心して暮らせる地域をつくる

### 【基本的方向】

生活の安全や安心を維持することができるよう、地域における支えあいや健康づくりの取組を促進するとともに、災害に対する安全性を高めるための防災・減災\*対策を進めます。さらに、市民活動が活発で地域自治力が高い地域づくりを進めます。

### 【施策】

#### ① 医療・福祉サービス等の機能の確保

健康づくりの支援やスポーツを通じた健康増進、地域医療の確保といった健康に関わる取組を進めるとともに、地域の関係者間の連携により「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」、「住まい」について、幅広い支援を一体的に提供する地域包括ケアシステム\*の取組を推進します。

##### ＜関連する分野別施策＞

- 1-1-2 世代をこえた健康づくりの支援
- 1-2-2 地域医療構想を踏まえた市民病院の役割の推進
- 1-4-3 健康づくりの支援
- 1-6-1 地域包括ケアシステム\*推進のための取組
- 2-2-2 生涯スポーツの推進

#### ② 防災・減災\*対策の推進

災害が発生しても被害を最小限にとどめ、市民の生命が守られるまちをめざします。特に災害時においては「公助\*」だけではなく、「自助\*」・「共助\*」が重要となるため、地域防災の担い手の育成と取組を促進します。

##### ＜関連する分野別施策＞

- 3-5-5 救急体制の充実
- 3-5-6 大規模災害対応能力の充実
- 3-6-2 地域防災力の向上
- 3-6-3 自助\*意識の醸成
- 4-4-1 良好な居住環境の実現
- 4-6-2 計画的な更新及び災害時の備えの充実

### ③ 地域活動の活性化

価値観やライフスタイル\*の多様性を踏まえて市民の誰もが認めあい、共生することができる地域をめざし、コミュニティ推進協議会\*や市民活動団体などによる地域活動を促進します。また、若者など多世代の地域活動への参加を促進し、地域の担い手を育成します。

#### ＜関連する分野別施策＞

- 1-3-1 地域福祉の体制の構築
- 3-3-1 関係\*・交流人口\*の創出
- 5-1-1 協働\*のまちづくり
- 5-1-2 コミュニティ活動の活性化

### ④ 環境保全と持続可能な社会\*の形成

省エネルギー行動や再生可能エネルギー\*の利用を促進し、地域全体としてエネルギー使用の合理化に取り組むとともに、自然環境の保全やごみ処理に伴う環境負荷\*を低減する循環型社会\*の実現を推進し、持続可能な社会\*の形成をめざします。

#### ＜関連する分野別施策＞

- 3-4-2 資源循環型社会\*の形成
- 3-4-3 地球温暖化\*の緩和策と適応策の推進
- 4-5-1 公園・緑地の整備と魅力向上
- 4-8-3 水環境の保全意識の啓発

### 3 戰略の推進に向けて

分野を横断して展開する重点戦略は、各分野の施策に共通する次の5つの観点を踏まえて推進します。

#### ① SDGs\*の実現に向けた取組の推進

SDGs\*は、経済・社会・環境の三側面に統合的に取り組むことで目標を達成することをめざしています。重点戦略では、SDGs\*の17の目標を達成するための169のターゲットを意識して、施策を展開します。

#### ② Society5.0\*の推進

ICT\*などのSociety5.0\*の実現に向けた未来技術は、これからの中でも、分野横断的な地域課題の解決や地域の魅力向上につながる重要なツールとされており、各分野での取組に当たっては、未来技術の活用を視野に入れて検討を進めます。

#### ③ 多様な地域の担い手の参画促進

本格的な人口減少により地域の担い手が不足することが予想されています。様々な地域課題の解決に向けて、地域の住民だけでなく区域外の個人、更にNPO\*・団体、企業などの多様な主体を担い手とする取組を推進し、新たな地域の担い手の参画を促進します。

#### ④ 公民連携\*・パートナーシップ\*の推進

多様化・高度化する地域課題に対応し、市民やNPO\*・団体、企業、他自治体などと連携することにより、効果的な課題解決や効率的な行政サービスの提供の実現を図ります。特に、PFI\*などの民間の資金や技術を活用する手法を導入し、質の高い公共サービスの実現をめざします。また、自治体と民間企業等がSDGs\*を介して同じ目標を共有することで、官民の新たな連携を促進します。

#### ⑤ 安定した財政基盤の確立

将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、安定した財源の確保をめざします。また、今後の行政需要の変化を見極めながら、限られた財源を真に必要な分野に重点的かつ効果的に配分する効率的な財政運営を行います。

第  
序 1  
論 編

基 第 2  
本 構 編  
構 想

基 第 3  
本 計 編  
計 画

1  
總 論

2  
分 計 野 別

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

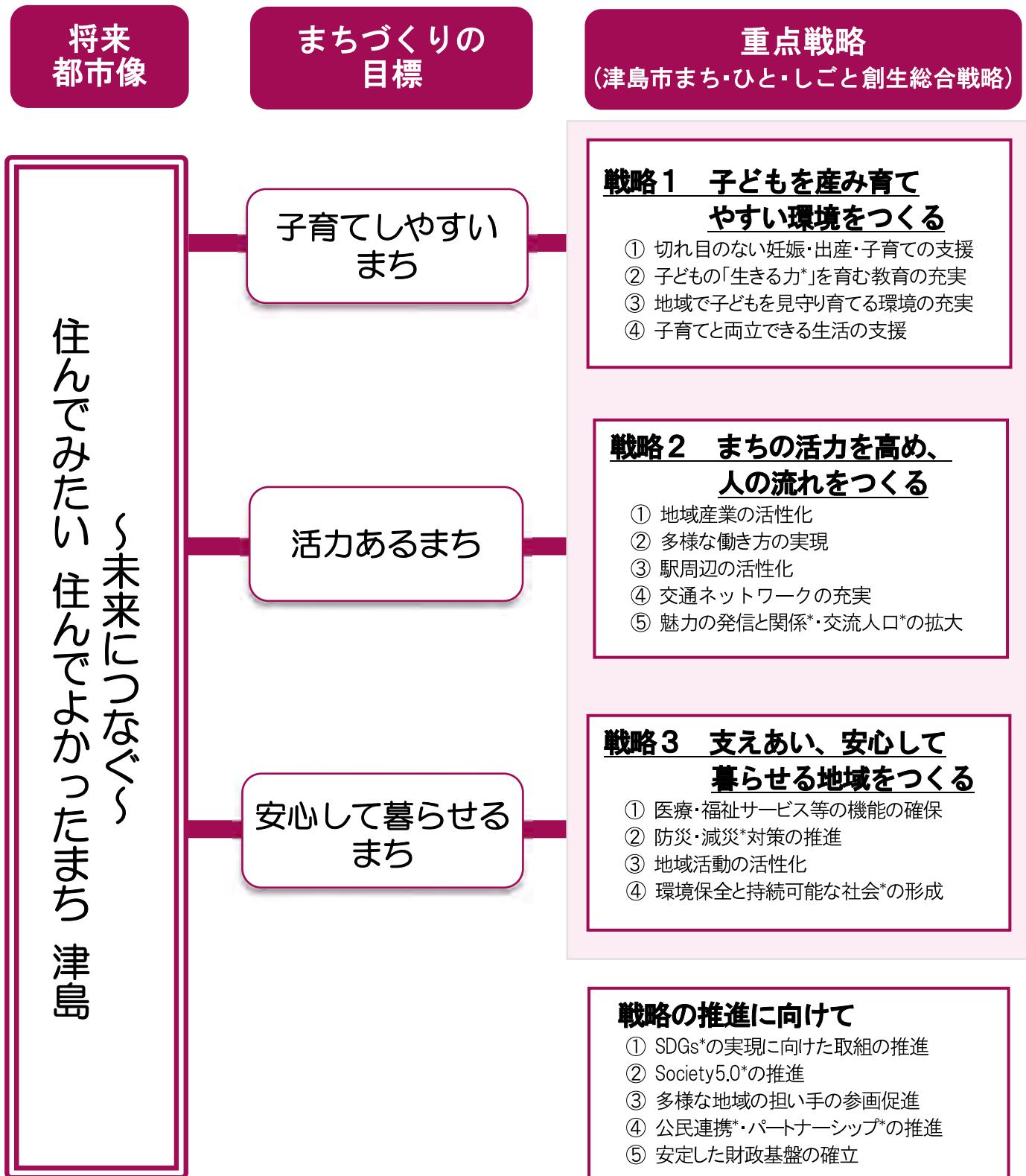
第 5 章

資 料 編

## ▶第5章 | 施策体系

### 1 施策体系図

将来都市像「～未来につなぐ～ 住んでみたい 住んでよかったまち 津島」の実現に向けて掲げた3



つのまちづくりの目標に向けて、各分野別計画において施策を展開します。

## 分野別計画

### 第1章 保健・医療・福祉

1. 健康づくり
2. 地域医療・市民病院
3. 地域福祉・セーフティネット
4. 国民健康保険・福祉医療・国民年金
5. 子育て支援
6. 高齢者福祉
7. 障がい者福祉

### 第2章 教育・文化・人権

1. 学校教育
2. 社会教育
3. 歴史・文化・芸術
4. 人権
5. 多文化共生・国際交流

### 第3章 産業・環境・市民生活

1. 農業
2. 商工業・雇用・消費者対策
3. 観光・交流
4. 環境保全
5. 消防・救急
6. 防災・危機管理
7. 防犯・交通安全

### 第4章 交通・都市基盤・水環境

1. 都市計画
2. 公共交通
3. 道路
4. 建築・住宅
5. 公園・緑地
6. 治水・水害対策
7. 上水道
8. 下水道

### 第5章 協働・行財政運営

1. 市民活動・コミュニティ
2. 財政運営
3. 行政経営
4. 地域情報化
5. 情報・魅力の発信

## 2 施策体系とSDGs\*

SDGs\*は、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された令和12年(2030年)までの国際目標で、持続可能な社会\*を実現するための17の目標(めざすべき姿)、169のターゲット(具体的な取組)及び232の指標(進捗状況を測る指標)から構成されています。

SDGs\*の17の目標は、相互に関連があることから、その取組を進めるに当たっては、個々の施策が多様な成果を生み出すことを認識するとともに、施策を有機的に連携させていくことが重要となります。

総合計画は、本市がめざす将来都市像や目標を定め、その実現に向けて取り組む施策の方向性を示しています。

総合計画に示す施策の方向性は、国際社会全体の目標であるSDGs\*のめざす17の目標とスケールは違うものの、そのめざすべき方向性は同様であり、総合計画に沿って施策を推進することで、SDGs\*の推進にもつながります。

総合計画における施策体系とSDGs\*の関係性を整理し、各分野においてSDGs\*の目標達成に向けた取組を意識しながら、それぞれの施策を推進します。

### SDGs\* のロゴと17の目標のアイコン

#### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## SDGs\*の17の目標

目標1	貧困をなくそう		あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標2	飢餓をゼロに		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標3	すべての人に健康と福祉を		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標4	質の高い教育をみんなに		すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習*の機会を促進する
目標5	ジェンダー*平等を実現しよう		ジェンダー*平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標6	安全な水とトイレを世界中に		すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに		すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標8	働きがいも経済成長も		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
目標9	産業と技術革新の基盤をつくろう		強靭(レジリエント)なインフラ*構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーション*の推進を図る
目標10	人や国の不平等をなくそう		各国内及び各国間の不平等を是正する
目標11	住み続けられるまちづくりを		包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標12	つくる責任つかう責任		持続可能な生産消費形態を確保する
目標13	気候変動に具体的な対策を		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標14	海の豊かさを守ろう		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標15	陸の豊かさも守ろう		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標16	平和と公正をすべての人に		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17	パートナーシップ*で目標を達成しよう		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ*を活性化する

## 施策体系とSDGs\*の関係性

分 野	施 策	1	2
第1章 保健・医療・福祉	1. 健康づくり		
	2. 地域医療・市民病院		
	3. 地域福祉・セーフティネット	●	●
	4. 国民健康保険・福祉医療・国民年金	●	
	5. 子育て支援	●	
	6. 高齢者福祉	●	
	7. 障がい者福祉	●	
第2章 教育・文化・人権	1. 学校教育		
	2. 社会教育		
	3. 歴史・文化・芸術		
	4. 人権		
	5. 多文化共生・国際交流		
第3章 産業・環境・市民生活	1. 農業		●
	2. 商工業・雇用・消費者対策		
	3. 観光・交流		
	4. 環境保全		
	5. 消防・救急		
	6. 防災・危機管理	●	
	7. 防犯・交通安全		
第4章 交通・都市基盤・水環境	1. 都市計画		
	2. 公共交通		
	3. 道路		
	4. 建築・住宅		
	5. 公園・緑地		
	6. 治水・水害対策		●
	7. 上水道		
	8. 下水道	●	
第5章 協働・行財政運営	1. 市民活動・コミュニティ		
	2. 財政運営		
	3. 行政経営		
	4. 地域情報化		
	5. 情報・魅力の発信		

SDGs*の17の目標																
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう		
●																●
●	●				●											●
					●		●	●								●
●																●
●	●	●					●									●
●							●	●	●							●
	●				●		●	●								●
																●
●	●						●	●	●							●
	●				●				●							●
							●									●
●									●							●
																●
●	●				●	●	●		●							●
					●				●							●
●			●	●					●	●	●	●	●			●
●									●		●	●				●
●									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
									●		●	●				●
●									●		●	●				●
		</														



# **3－2 分野別計画**

## **第**

# **1**

## **章**

### **保健・医療・福祉**

- 1 健康づくり
- 2 地域医療・市民病院
- 3 地域福祉・セーフティネット
- 4 国民健康保険・福祉医療・国民年金
- 5 子育て支援
- 6 高齢者福祉
- 7 障がい者福祉

# 1 健康づくり

## ▶ 施策のめざす姿

世代をこえてすべての人が笑顔で心も身体も健康になり、家族、地域がつながり、それぞれが自己を認め、豊かな人生を過ごすことができています。

## ▶ 現状と課題

- 本市では高いメタボリックシンドローム\*該当比率を背景に、生活習慣病\*の予防と重症化予防を重点課題に掲げ、取り組んでいます。その中で特定健康診査\*やがん検診等の機会を設けていますが、がん検診受診率が低迷しています。がんは早期発見・早期治療が必要であり、受診率を高めるための効果的な啓発活動が必要です。
- 少子高齢化、高齢者の一人暮らしの増加、経済格差などの社会状況の中で、市民の健康課題も多様化しています。市民一人ひとりが地域において豊かな人生を送れるように、全世代において健康習慣を身につけることが必要です。
- 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のため、各課、関係機関と連携を図り、施策の推進が必要です。

- 高齢化率、健診受診率、市民の健康意識などには地域差・個人差があります。健康に関する心のない層も健康づくりに取り組めるように隣人・友人同士の支えあいや声掛けや仕組みづくりが必要です。
- 妊娠から産後、子育て期にかけて、子どもの健康や子育てに不安を感じる市民がいます。安心して子育てができるよう切れ目ない支援と、地域で子育てをサポートする体制づくりが必要です。また、子どもが健やかに成長するために自己肯定感を高める支援が必要です。
- 新型コロナウイルスなどの感染症対策では手洗いをはじめとする日常的な感染症予防の重要性が改めて示されました。また、感染症の拡大に備えての関係機関との連携を強化する必要があります。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
肺がん検診受診率(%)	32.5	40.0	50.0
健幸塾・出前講座の実施回数(回／年)	18	25	35

## ▶ 施策の方針

### (1) 生活習慣病\*予防・重症予防

- がん検診受診率向上のために、地域で啓発活動を実施します。特に若い世代の受診率向上をめざした取組を進めます。
- 生活習慣病\*予防の取組のひとつとして、歯科保健の普及啓発活動を推進します。

《関連計画》『第2期健康日本21津島市計画』(2016-2025)

### (2) 世代をこえた健康づくりの支援

- 子どもの健やかな成長の支援のため、思春期事業や健康マイレージ\*、健康教育の充実を図ります。
- 各世代が気軽に、手軽に運動する習慣づくりのために、本市オリジナル体操「つし丸たいそう」の普及啓発を図るとともに、様々な場面における健康づくりの取組を促進します。
- 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のため、各課、関係機関と連携を図り、施策の推進を図ります。

《関連計画》『第2期健康日本21津島市計画』(2016-2025)

『津島市自殺対策計画』(2019-2023)

### (3) 地域でつくる健康づくり体制の充実

- 市民ボランティアが、地域で出前講座を行うことで、若い世代や、健康意識の低い層への啓発と、市民ボランティアの健康づくりにつなげます。
- 市民ボランティアの活動を支援し、地域包括支援センター、社会福祉協議会、各小学校区コミュニティ推進協議会\*、老人クラブ等との連携を図ります。

《関連計画》『第2期健康日本21津島市計画』(2016-2025)

### (4) 親子が健やかに育みあう支援の充実

- 妊娠婦・乳幼児への切れ目ない支援を行うために、子育て世代包括支援センター事業を継続し、健やかな妊娠・出産を支援します。
- 子どもたちの自己肯定感を高め、生活習慣や命の大切さを伝えるために、学童期・思春期から成人期に向けた思春期教育などの保健対策を行います。
- この地域で子育てしたいと思えるよう、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを進めます。

《関連計画》『母子保健計画』(2020-2024)

『第2期津島市子ども・子育て支援事業計画』(2020-2024)

### (5) 感染症対策の充実

- 手洗いをはじめとする日常的な感染症対策の推進を図ります。
- 感染症拡大に備えて危機管理部門、医療機関等様々な関係機関との協力体制の強化を図ります。
- 定期予防接種の充実等により、感染症のまん延の予防を促進します。

《関連計画》『津島市新型インフルエンザ等対策行動計画』(2014-)

## ▶ 施策のめざす姿

身近な地域のかかりつけ医\*と専門性の高い市民病院とが連携し、市民が安心して医療を受ける環境が整っています。また、市民病院が「海部医療圏の医療を守る要」としての役割を果たすとともに、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム\*」の一翼を担い、市民の安心の砦として後方支援を行っています。

## ▶ 現状と課題

- 地域の医療機関と連携し、休日における医療サービスの提供を持続させていく必要があります。
- 令和7年(2025年)に向けて、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築するために、医療機能の再編、病床数等の適正化が求められています。市民病院は、地域での協議を経て対応方針を定め病床再編を行いましたが、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、感染症対策も含めて今後の医療提供体制を考えていく必要があります。

- 厚生労働省が公表した令和7年(2025年)の看護職員の需給推計によれば、全国的に需要に対する供給率が100%に満たない「看護師不足」となることが予測されています。今後更に高齢化や在宅医療が進み、看護職員の需要が高まる中で、少しでも充足率を高めていくことが求められています。このような状況の下、津島市立看護専門学校は、地域に根差し、変化する医療に柔軟に対応できる優秀な看護師の育成が求められています。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
市民病院の紹介率(%)	69.0	76.1	83.1
市民病院の逆紹介率(%)	56.9	63.6	70.2
市民病院の急性期病床稼働率(%)	87.6	90.0	93.0



## ▶ 施策の方針

### (1) 地域の救急医療体制の推進

- 津島地区休日急病診療所や医療機関の在宅当番制による休日の医療サービスを提供することで、地域の救急医療体制の推進を図ります。

### (2) 地域医療構想を踏まえた市民病院の役割の推進

- 海部医療圏における二次救急病院として、院内の体制を強化し、急性期医療\*に対応します。
- 機能分化や医療提供体制を踏まえた適切な病床運用を行い、病院全体で入院患者の受入れに幅広く対応し、患者の状態に応じた医療を提供します。
- 地域包括ケア病棟\*の活用、地域医療センターや訪問看護ステーションの活動などにより、切れ目のない継続的な医療提供体制を確保し、在宅医療への貢献に努めます。
- 地域のかかりつけ医\*をはじめとする関係機関と連携・協力し、地域における保健・医療の中心的な役割を担い、予防からケアまで幅広い取組を行い、市民の健康づくり強化に努めます。
- 海部医療圏の他病院と緊密に連携して地域医療に貢献します。また、海部医療圏外の他病院との連携強化を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症のような「感染力の高い感染症」の拡大時には、必要に応じて柔軟な対応を行い、医療提供体制を再構築します。

### (3) 市民病院の経営の効率化

- 院内における問題・課題を把握し、審議を行うとともに、市と病院の相互理解を深め、病院の方針・目標を明確に設定し共有します。
- 市民病院の方向性・地域における役割のPR、現状・実績などの周知、研修医・実習生の積極的な受入れを行い、医療従事者の確保・育成に努めます。
- 患者数・診療単価の増加、病床稼働率の向上、平均在院日数の短縮、診療報酬の確保などに努め、収入増加・確保を図るとともに、無駄を省き効率化に努め、経費削減・抑制対策を図ります。

### (4) 地域に根差し、変化する医療に柔軟に対応できる優秀な看護師の育成

- 地域の保健医療福祉を担う看護師を養成するため、優秀な学生を確保し、国家試験全員合格及び市民病院を主とした地域の医療機関への就職率の向上を図ります。
- 社会構造の変化、医療技術の進歩及び医療提供の場の多様化等により変化してきている医療環境に柔軟に対応できる看護師の育成を進めます。
- 学生及び専任教員が十分な教育活動を行うことができるよう、教材備品等の整備や施設改修等の学校環境の改善を図るとともに、専任教員の教育力の向上のための研究活動の支援、市民病院との連携による効果的・実践的な臨地実習の実施等の教育環境の充実を進めます。

第  
序  
論  
編基  
本  
2  
構  
編  
想基  
本  
3  
計  
画1  
総  
論2  
計  
画  
野  
別第  
1  
章第  
2  
章第  
3  
章第  
4  
章第  
5  
章資  
料  
編

# 3 地域福祉・セーフティネット

Chapter

1

保健  
・医療  
・福祉

## ▶ 施策のめざす姿

年齢・性別・障がいの有無などの区別なく、住民・地域・関係団体・行政がお互いに支えあい、すべての住民が安心して充実した生活を送ることができます。また、生活困窮者が、社会との関わりを持ち、自身の居場所や存在意義を見出し、社会の一員だと自覚し生活ができます。

## ▶ 現状と課題

- 地域コミュニティの活力低下が懸念されている中で、公的な福祉サービスだけでなく、住民同士の日常的な支えあい・助けあいが不可欠なものとなっています。地域福祉を担う世代をこえた人づくりや、専門機関や各種団体・地域のネットワーク強化が求められます。
- 町内会加入者の減少や担い手の高齢化、若い世代の地域福祉に対する理解・関心の不足により、近所づきあいの希薄化が進み、住民による主体的な地域福祉活動の維持・発展が難しくなっています。地域福祉活動の推進基盤の確立が求められます。
- 生活保護受給者が増加しています。利用できる社会資源への橋渡しが望されます。

- 障がいのある人やひきこもりなど、相談内容が複雑化しています。困窮状態の早期発見と継続的な支援が望れます。
- 制度については、年々多くの改正が行われており、その手続も複雑化しています。必要な人が利用できるように手続を促していくことが必要です。
- 生活に困っていても、誰にも相談できず、困窮状態や生活に問題を抱えている世帯があります。誰でも相談しやすい体制を整備するとともに、困窮者の早期把握や見守りを行うため関係機関との情報共有等の連携が望まれます。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
住民同士のふれあいや交流の状況が良いと感じる市民の割合(%)	11.0	14.3	18.6
自立相談支援等件数(件／年)	148	180	210



## ▶ 施策の方針

### (1) 地域福祉の体制の構築

- 地域住民に対し、地域福祉や地域福祉に関する活動について情報提供を行い、地域福祉の理解を深め、地域で支えあう意識の共有をめざします。
- 地区社会福祉協議会を中心に、地域住民、関係団体、事業者、行政等が一体となって、地域における困りごとや課題の把握、解決策について検討する仕組みづくりを促進し、地域住民が主体の支えあい・助けあい活動につなげ、共生のまちをめざします。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくるため、相談支援体制や保健福祉サービスの充実等、関係機関等と連携して取り組みます。

《関連計画》『第2期津島市地域福祉えがおのまち計画』(2021-2025)

### (2) 生活困窮者への支援体制の強化

- 利用できる社会資源を把握し、生活保護受給者に情報提供を行い、生活の自立や生活保護の脱却をめざします。
- 高齢者、障がいのある人、子育て世帯、生活困窮者等に関する相談対応に取り組むとともに、あらゆる人の困りごとを総合的に支援・解決できる包括的な相談支援体制を構築します。
- 関係部署や社会福祉協議会などの外部機関と連携し、一丸となって高齢者、障がいのある人、子育て世帯、生活困窮者等への支援をめざします。
- 8050問題\*をはじめとするひきこもりの状態など、将来的に困窮に陥ると考えられる支援対象者へ、アウトリーチ\*による相談支援を充実します。

《関連計画》『第2期津島市地域福祉えがおのまち計画』(2021-2025)

序1  
論編

基本2  
構編  
想

基本3  
計画  
画

1  
総論

2  
計分  
画野別

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

## ▶ 施策のめざす姿

各種の社会保障制度が適切に運用され、誰もが安心して生活しています。そして、すべての市民が、健康維持を意識した生活を送り、健康に暮らしています。

## ▶ 現状と課題

- 平成30年(2018年)度から国民健康保険制度が広域化され、財政の基盤が県単位となっています。国民健康保険制度を維持するため、国民健康保険税については収納率の向上に努める必要があります。
- 後期高齢者医療制度\*の加入者が増加し、あわせて保険給付も増加しています。健かな高齢者の増加と財源確保が必要です。
- 40歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者を対象とした特定健康診査\*の受診率や特定保健指導\*の終了率が伸び悩んでいる状況です。生活習慣病\*の発症を予防するため、受診率等の向上に努める必要があります。

- 子ども、障がいのある人、母子・父子家庭及び後期高齢者の福祉医療制度は、対象者の増加等により財政を圧迫する大きな要因となっています。財政事情による地域格差が進んでいくことが懸念されており、どの地域においても、同様の負担で同様の水準の医療が受けられることが望まれます。
- 少子高齢化社会のため、年金をもらう高齢者とそれを支える現役世代のバランスが崩れています。持続可能な年金制度の構築が課題となっており、支えられる世代と支える世代の相互理解が必要です。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
国民健康保険税収納率 (現年度分)(%)	92.4	94.5	95.0
国民健康保険加入者の 特定健康診査*受診率(%)	42.1	49.0	54.0



## ▶ 施策の方針

### (1) 国民健康保険制度の健全化

- 徴収員の雇用による徴収活動の推進や、収納課と連携した徴収活動などを行い、国民健康保険税の収納率の向上をめざします。
- 窓口及び郵送による口座振替申請を勧奨するなど、国民健康保険税の口座振替率の向上を推進します。
- ジェネリック(後発)医薬品差額通知や医療費通知の送付によって、健康・医療費への関心を高め、医療費の適正化につなげます。

《関連計画》『第2期津島市国民健康保険保健事業実施計画・第3期津島市特定健康診査等実施計画』(2018-2023)

### (2) 後期高齢者医療制度\*の健全化

- 徴収活動などを行い、後期高齢者医療保険料の収納率の向上をめざします。
- 窓口及び郵送による口座振替申請を勧奨するなど、後期高齢者医療保険料の口座振替率の向上を推進します。
- 後期高齢者医療制度\*について、広く市民に周知し、理解していただくことに努めます。

### (3) 健康づくりの支援

- 生活習慣病\*のリスクを増幅するメタボリックシンドローム\*(内臓脂肪症候群)に着目して、40歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者を対象とした特定健康診査\*(特定保健指導\*)の受診率の向上をめざします。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を実施し、在宅で自立した生活を送れる高齢者の増加をめざします。

《関連計画》『第2期津島市国民健康保険保健事業実施計画・第3期津島市特定健康診査等実施計画』(2018-2023)

### (4) 福祉医療の充実

- 子ども、障がいのある人、母子・父子家庭、小児慢性特定疾病\*及び未熟児等の保険診療自己負担分等を支給し、経済的負担を軽減します。
- 各自治体の福祉医療制度の状況を把握し、他地域とのバランスを考慮しながら制度の見直しに努めます。

### (5) 国民年金制度の周知

- 国民年金制度について、広く市民に周知し、加入勧奨・納付勧奨に努めます。
- 年金相談窓口の充実に努めます。

序1  
論編基本2  
構編想基本3  
計編画1  
総論2  
計分  
画野別

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

# 5 子育て支援

## ▶ 施策のめざす姿

子育てにかかる負担が軽減され、安心して子育てできる環境が構築されるなど、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することで、子どもが、心身ともに健康で豊かな心が育まれ、健やかに育っています。

## ▶ 現状と課題

- 女性の社会参加の進行や、就業形態の多様化に伴い、増加かつ多様化する保育ニーズへの柔軟な対応が望されます。
- 少子化や核家族化が進行する中、子どもを産み育てやすい環境の充実が望されます。また、子育て中の親の精神的、経済的負担の軽減を図る必要があります。
- 子育て関連施設が老朽化する中、各種サービスを維持するために、適切な修繕・改修等をする必要があります。

- 子どもを取り巻く地域社会のつながりが希薄化し、地域での子育て機能が低下しています。地域での子育て、助け合いができる社会の形成が求められます。
- 子どもが安全・安心に過ごすことができる場が充実した環境が望されます。
- 児童虐待などの相談件数が増加するとともに、児童に関する問題事案が複雑化しています。問題を早期に発見できる体制の強化が望されます。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
子育てしやすいまちだと思う市民の割合(%)	40.2	45.0	50.0
子育てにおいて、不安や負担を感じていない市民の割合(%)	36.0	43.0	50.0



## ▶ 施策の方針

### (1) 保育サービスの充実

- 保育園や認定こども園等の定員調整等により、保育ニーズが高まっている0～2歳児に対応し、待機児童ゼロの状態を維持します。
- 主体的に対話的な保育を推進し、子どもにとって生涯にわたる生きる力\*の基礎を培うよう努めます。
- 保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、病気の時でも児童が安心して過ごすことができるよう、対象となる児童を一時的に専用の場所で保育する病児・病後児保育を推進します。

《関連計画》『第2期津島市子ども・子育て支援事業計画』(2020-2024)

### (2) 地域の子育て支援体制の充実

- 子育て世代包括支援センターの役割である、妊娠婦からの切れ目ない包括的な支援をするため、利用者支援事業・子育て支援センター・家庭児童相談室を通して、関係課及び関係機関と連携し、安心して子育てができる地域づくりをめざします。
- 子育て支援センターや子育て支援団体など、地域を拠点とした親同士、子ども同士の交流の拡大を推進します。
- ファミリー・サポート・センター\*を広く市民に知ってもらい、提供会員の増加や援助内容の充実に努めます。

《関連計画》『第2期津島市子ども・子育て支援事業計画』(2020-2024)

### (3) 子どもが健やかに育つ環境づくり

- 多様な子育て支援のニーズに対応できる体制を構築し、育児負担の軽減、子育てに関する悩みや不安の解消につなげます。
- 昼間に保護者が労働等により家庭にいない小学生に対し、子どもの家等を利用して適切な遊びと生活の場を提供します。
- 子どもの居場所として、安全で安心して過ごすことができる児童館や公園、広場の管理に努めます。
- 保育園や認定こども園等が行う園外活動の安全を確保するため、保育施設等の周辺において、自動車の運転手等に対する注意喚起を行う「キッズ・ゾーン\*」の設定を行います。

《関連計画》『第2期津島市子ども・子育て支援事業計画』(2020-2024)

### (4) 援助が必要な子ども(家庭)への支援

- 児童虐待に関する知識の普及や相談体制の充実を進めるとともに、虐待・体罰・いじめ等を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関等と協力して、情報を共有し、子育てをしている家庭に必要な支援を行います。
- ひとり親家庭等の暮らしの安定のため、経済的な援助をし、自立ができるよう、情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を総合的に行います。

《関連計画》『第2期津島市子ども・子育て支援事業計画』(2020-2024)

序1  
論編

基本2  
構編  
想

基本3  
計編  
画

1  
総論

2  
計分  
画野別

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

## ▶ 施策のめざす姿

地域包括ケアシステム\*の推進により、重度な要介護状態\*になつても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けています。また、介護保険サービスの運用の効率化や利用の適正化を図ることで、介護保険制度の持続性が保たれています。

## ▶ 現状と課題

- 重度な要介護状態\*になつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービス間の連携や各サービスの充実を図りながら、本市の特性に応じた地域包括ケアシステム\*を推進する必要があります。

- 要介護状態\*になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することが求められています。日常における健康づくりを基本に地域や社会への参加を通じた人との交流を促進するなど多様な形でサービスを提供する必要があります。

- 高齢化に伴う認知症\*の人の増加への取組が求められています。認知症\*の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう認知症バリアフリー\*や通いの場の拡大などの取組を進める必要があります。

- 介護保険制度の持続可能性を高めるため、より効果的・効率的な介護サービスの運用と利用の適正化を図る必要があります。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
要介護認定率(65～74歳)(%)	3.6	3.5	3.3
要介護認定率(75歳以上)(%)	27.9	28.5	31.9



## ▶ 施策の方針

### (1) 地域包括ケアシステム\*推進のための取組

- 介護・医療・保健・福祉サービスなどに関する総合的な相談事業を実施することで、高齢者が地域で安心して暮らせるよう支援を行います。医療と介護の連携について「電子@連絡帳(つながるまつ島)\*」を活用して情報共有を行い、スムーズな多職種連携を推進します。
- 重度な要介護状態\*になっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供されるシステムづくりを行います。
- 地域の見守り体制を強化し、高齢者本人とその家族が安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。
- 高齢者虐待についての正しい知識の普及啓発等、高齢者虐待防止に取り組みます。
- 成年後見制度\*の利用や高齢者の消費生活の支援を行い、高齢者の安全・尊厳が確保されるよう、今後も関係機関と協力していきます。

《関連計画》『津島市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画』(2021-2023)

### (2) 介護予防・健康づくりの推進

- 高齢者に対して、通いの場が充実し、継続的に拡大していくような地域づくりを基本に、人と人とのつながりを大切にできる取組を推進します。
- 要支援者、生活機能の低下がみられる方への予防・自立をめざしたサービスを充実します。
- 地域の支えあい体制づくりや要支援者等に効果的かつ効率的な支援等を推進します。
- 高齢者の持つ技術・知識、社会的経験等を生かしながら、多様な社会参加を支援します。
- 高齢者が、社会を支える担い手としても積極的な役割を果たしていくよう、「津島市介護支援ボランティア制度\*」などボランティア活動の充実を図り、地域で高齢者を支える環境の実現をめざします。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が在宅で暮らせるように支援するサービスを充実します。

《関連計画》『津島市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画』(2021-2023)

### (3) 認知症\*高齢者支援の充実

- 認知症\*に関する正しい知識が地域に広まるよう、認知症サポーター\*の養成を行います。
- 認知症\*を早期発見し、進行を抑制することができる環境を整備します。
- 認知症サポーター\*の中から発足したオレンジサポーター\*により、地域で認知症\*の人の見守りや予防のための活動を行います。

《関連計画》『津島市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画』(2021-2023)

### (4) 持続可能な介護保険制度の推進・強化

- 介護保険事業者に対し実地指導等を行うことで、介護保険制度の適正な運営を確保します。
- 介護保険料の収納率向上に努めることで、介護保険財政の安定的運営を確保します。
- サービス利用者が利用するサービスを自由に選択できるよう、情報を効率的に入手できる環境の充実を図ります。

《関連計画》『津島市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画』(2021-2023)

## ▶ 施策のめざす姿

障がいのある人が、その状態にあわせて必要な障がい福祉サービスを利用しながら、安心して地域社会の一員として自立した生活ができます。

## ▶ 現状と課題

- 障がいのある人の増加に伴い、求められる障がい福祉サービス等も増加かつ多様化しています。多様化するニーズ等を把握し必要な対応につなげていくため、相談体制や障がい福祉サービスの充実が望されます。
- 障がいのある人自身や介護を担う家族の高齢化が進んでおり、家族の介護機能は低下しています。
- 障がいのある人が地域で暮らすために必要なサービスや支援を受けられる体制は整っていますが、入所施設や精神科病院からの退所または退院はあまり進んでいません。

- 障がいのある人の就労希望は多くありますが、受入先となる事業者等が不足しています。
- イベント等では障がいのある人に対応した設備等が不十分な場合があります。
- 障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいのある人と事業者をつなぐための取組や障がいへの理解啓発を進める必要があります。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
障がい福祉サービス等の支給決定を受けている 障がいのある人等の割合(%)	15.1	20.1	25.1



## ▶ 施策の方針

### (1) 障がいのある人の生活支援(福祉サービス事業の充実)

- 障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、支援します。
- 障がいのある子どもに対し、日常生活の基本動作の指導、知識、技能の付与等の訓練を行い、集団生活に適用できるよう、支援します。
- 障がいのある人等に対し、社会に適応するための日常的な訓練、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流に必要な援助等を行うなど、自立や社会参加などを支援します。

《関連計画》『第4期津島市障がい者計画』(2018-2023)

『第6期津島市障がい福祉計画・第2期津島市障がい児福祉計画』(2021-2023)

### (2) 障がいのある人の自立と社会参加の支援

- 就労移行支援事業\*や就労継続支援事業\*の利用促進を図るとともに、障害者就業・生活支援センター\*等関係機関と連携し、就労を希望する障がいのある人が身近な地域で働くことができるよう支援します。
- 差別や偏見が生じないよう、障がい、障がいのある人及び障害福祉サービス事業所\*への市民等の理解を醸成するため、障がい福祉に関する周知・啓発を図ります。

《関連計画》『第4期津島市障がい者計画』(2018-2023)

『第6期津島市障がい福祉計画・第2期津島市障がい児福祉計画』(2021-2023)

### (3) 障がいのある人が安心して暮らすことのできる住まいの確保の支援

- 共同生活援助を実施する事業者からの相談に応じるとともに運営費補助の制度を活用し、障がいのある人の居住の場を確保するためのグループホーム\*の拡充を図ります。
- グループホーム\*同士のネットワーク構築や、人材育成などによる支援体制の充実を図ります。

《関連計画》『第4期津島市障がい者計画』(2018-2023)

『第6期津島市障がい福祉計画・第2期津島市障がい児福祉計画』(2021-2023)

序1  
論編

基本2  
構編  
想

基本3  
計画  
編

1  
総論

2  
計画  
野別

第1章

第2章

第3章

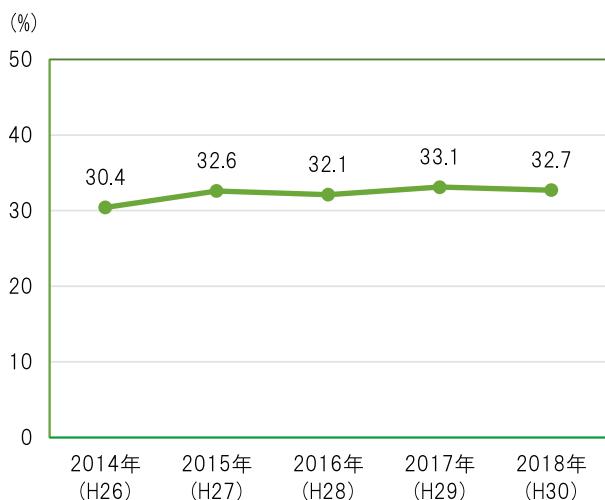
第4章

第5章

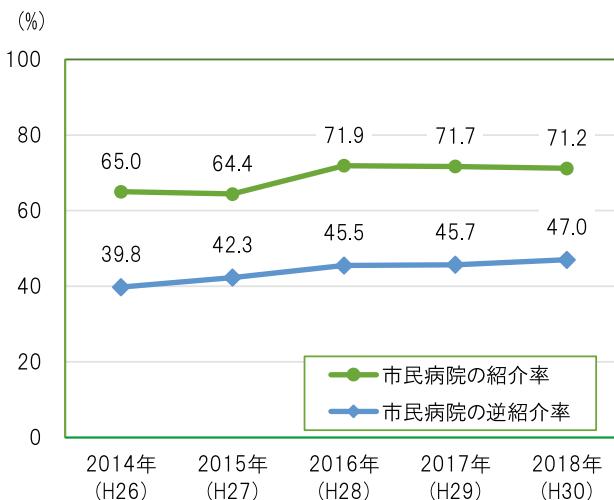
資料編

## ▶ 関連データ

1-1 肺がん検診受診率



1-2 市民病院の紹介率・逆紹介率



1-3 市民病院の急性期病床稼働率



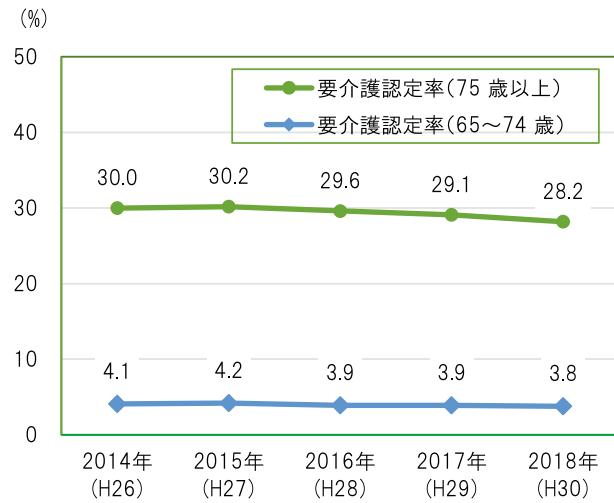
1-4 国民健康保険税収納率(現年度分)



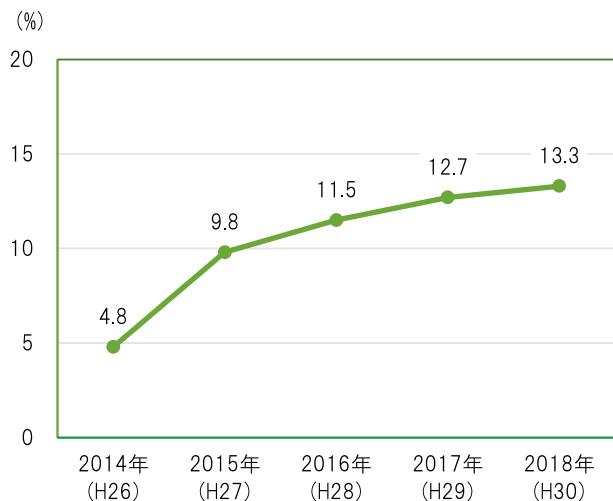
1-5 国民健康保険加入者の特定健康診査受診率



1-6 要介護認定率



### 1-7 障がい福祉サービス等の支給決定を受けている 障がいのある人等の割合





# 3-2 分野別計画 第2章

## 教育・文化・人権

- 1 学校教育
- 2 社会教育
- 3 歴史・文化・芸術
- 4 人権
- 5 多文化共生・国際交流

## ▶ 施策のめざす姿

家庭・地域・学校が連携し、確かな学力を身につけた心豊かな子どもが育っています。

## ▶ 現状と課題

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が日々大きく変化しています。保護者や社会から求められる教育へのニーズも多様化する中で、教育内容や情報環境等の充実を図るとともに、児童生徒へのきめ細やかで柔軟な対応が望されます。

- 子どもを取り巻く地域社会のつながりが希薄化し、地域ぐるみでの子育て機能が低下しています。郷土への誇りや愛着を育むとともに、地域の宝を後世に大切に継承していく担い手になってもらえるよう、家庭・地域・学校が連携して、子どもたちの健やかな育ちを支援することが求められます。

- いじめや不登校児童が増加するとともに、事案が複雑化していることから、早期発見・対応できる体制の構築が望まれます。

- 学齢人口の減少、学校施設・インフラ\*施設の老朽化が進んでいるため、計画的な維持・管理、更新を図り、子どもたちの安全・安心な学習環境を充実することが求められます。

- 食習慣や運動習慣の変化とともに、年々、子どもたちの体力の低下が問題となっています。学校給食を通じて、望ましい食習慣を身に付け、健康な体づくりに対する理解を更に深めることが求められています。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
将来の夢や目標を持っている 子どもの割合(%)	小学生	83.2	85.0
	中学生	68.7	71.0
			74.0



## ▶ 施策の方針

### (1) 特色ある教育の推進

- コミュニティ・スクール\*を全小中学校に設置し、地域と学校の協働\*の体制を構築して、郷土への誇りや愛着をもつ子どもたちを育成します。
- 子どもの体力の向上や基本的生活習慣の確立など、心豊かで健康な子どもを育成します。
- 領事館との交流事業やALT\*(外国語指導助手)の授業を通して、子どもたちの国際感覚を醸成し、国際交流の拡大を推進します。
- 家庭の料理を学校給食に生かすなど、児童生徒の学校給食への関心を高めるとともに、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行い、児童生徒の健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ります。
- 人権を尊重する学校づくりと外国籍児童生徒のための日本語教育を進めます。
- 情報通信技術の進展にあわせて、タブレット端末の整備など学校におけるICT\*環境の向上を図るとともに、情報教育の充実を図ります。

『関連計画』『教育に関する施策の大綱』  
『津島市教育振興計画』

### (2) 心の教育推進

- いじめや不登校に関する知識の普及や相談体制の充実を進めるとともに、適応指導教室\*の活動を通して不登校児童の早期対応や適切な支援を図ります。

『関連計画』『教育に関する施策の大綱』  
『津島市教育振興計画』

### (3) 安全・安心な教育環境の整備

- 小中学校の長寿命化\*改修、修繕等により学校施設の老朽化に計画的に対応し、安全・安心で快適な学習環境の充実を図ります。
- 納入業者に協力を依頼し、地産地消\*を普及させ、より安全・安心でおいしい給食の提供に努めます。
- 学校給食調理場の設備の充実を図り、安全な給食の提供に努めます。

『関連計画』『教育に関する施策の大綱』  
『津島市教育振興計画』  
『学校施設長寿命化計画』(2018-2027)  
『津島市環境基本計画』(2016-2025)

第  
序  
1  
論  
編

基  
本  
2  
構  
構  
想

基  
本  
3  
計  
編  
画

1  
總  
論

2  
計  
分  
野  
別

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

資  
料  
編

## ▶ 施策のめざす姿

生涯学習\*・スポーツを楽しめる環境が充実し、市民が自主的に活動に取り組むとともに、それらを地域社会で還元できる仕組みが構築されています。家庭・地域・学校・行政等の連携により、青少年が安心して活動できる場・機会が充実し、いきいきと活動しながら、心身ともに健やかに成長しています。

## ▶ 現状と課題

- 科学・情報技術の進展、少子高齢化、国際化などにより社会の姿が大きく変化し、人々の価値観や生活様式が多様化しています。さらに、所得や教育水準の格差も生まれており、多様化した価値観や生活様式にあわせ、幅広い世代の学習ニーズに対応した多様な学習機会や場所の提供が求められます。
- 従来の競技スポーツに加え、健康づくり、体力づくりへの関心の高まりにより、スポーツに対するニーズが多様化しています。さらに、「する」「見る」「支える」といった多様なスポーツへの参画を促進することが望まれます。

- 今後は、市民が自ら考え、参画していくような仕組みづくりを通じて、よりよい生涯学習\*・スポーツ環境の充実が求められます。
- 地域社会における人と人との結びつきが希薄化し、日常的に行われていた地域の様々な活動が減少する中、青少年の社会体験の機会や地域における居場所が少なくなっています。
- 青少年の健全育成のため、地域社会の中で、様々な年代の人々と学習活動、地域活動を通じて社会の一員として様々な体験をすることによって、社会性や自立心や、人への思いやりや連帯感を育むような交流が必要です。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
生涯学習*環境の充実に満足している市民の割合(%)	7.0	10.0	12.0
生涯スポーツ環境の充実に満足している市民の割合(%)	8.6	13.5	17.5
健やかな青少年の育成に満足している市民の割合(%)	5.7	7.0	10.0



## ▶ 施策の方針

### (1) 生涯学習\*の推進

- 市民が求める学習のニーズや地域課題などの把握に努めるとともに、それらに応じた生涯学習\*の機会や内容を充実します。
- 学習成果を発表する機会を提供するなど、学習成果を地域に生かすための支援に努めます。
- 生涯学習\*の情報を収集し、広報紙やホームページなどを通じて市民及び事業者等にわかりやすく提供します。
- 生涯学習\*を実施できる施設の改修や整備を継続し、十分な学習環境を整えるとともに、効率的な施設運営、サービス向上に努めます。

『関連計画』『教育に関する施策の大綱』

『津島市教育振興計画』

### (2) 生涯スポーツの推進

- スポーツ推進委員\*、スポーツ協会と連携し、気軽に様々なスポーツに親しむ機会を提供し、市民が主役となった生涯スポーツの推進を図ります。
- 子どもたちが日常生活におけるスポーツ活動を通して、楽しみながら身体を動かす機会の充実を図ります。
- スポーツ協会等スポーツ関係団体の自主・自立的な活動の充実や組織運営を支援し、継続的なスポーツ活動の推進を図ります。
- 市民のスポーツニーズの拡大やスポーツ環境の変化に対応した指導者やリーダーの育成・充実を図るとともに、学校の部活動や地域のスポーツクラブで活動する選手の全国大会出場等を応援します。
- スポーツ施設の改修や整備、学校体育施設の開放等により、安全で快適なスポーツ環境を整えるとともに、効率的な施設運営、サービス向上に努めます。

『関連計画』『教育に関する施策の大綱』

『津島市教育振興計画』

### (3) 青少年の健全育成

- 放課後等の子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所を確保します。
- 家庭や地域、関係機関などが一体となって心豊かな青少年を育成するという意識を醸成します。
- 青少年の体験活動やボランティア活動などを通じて、青少年の地域社会での活躍を促進します。
- 子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を豊かなものにし、生きる力\*を身に付けていく上で欠くことのできないものとして、子ども読書活動の充実を図ります。

『関連計画』『教育に関する施策の大綱』

『津島市教育振興計画』

『津島市子ども読書活動推進計画(第四次)』(2021-2025)

第  
序  
1  
論  
編  
画

基  
本  
2  
構  
構  
想

基  
本  
3  
計  
編  
画

1  
総  
論

2  
計  
画  
野  
別

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

資  
料  
編

## ▶ 施策のめざす姿

郷土の歴史や文化・芸術への関心が高まり、市民がまちに愛着と誇りを感じています。さらに、歴史・文化資源を守り、育て、継承していくとともに、本市の魅力として発信することで、地域の活性化につながっています。

## ▶ 現状と課題

- 平成28年(2016年)に「尾張津島天王祭の車樂舟行事」が「山・鉢・屋台行事」の一つとしてユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、本市の歴史・文化に市内外から関心が高まっています。
- 少子高齢化・地縁組織の希薄化等の社会状況の変化を背景に、文化財の保存・継承が困難となりつつあります。地域における貴重な文化財の滅失・散逸等の防止や文化財継承の担い手の確保、地域で取り組んでいくる体制づくりが必要です。
- 市民が郷土の歴史や文化、芸術に触れる機会として、市民の文化活動発表の場及び交流の場を提供しています。今後は更に市民が様々な文化や芸術に触れ、体験できる機会の創出や地域の歴史や文化の発信が必要です。
- 市内では歴史的建造物が取り壊され、減少するとともに、空き家となっている町家が多くあります。町家等の活用や寺院などとの一体的な受入れ機能を充実することで、津島駅西地域で不足している来訪者向けの飲食・休憩場所などに有効活用することが望まれます。
- 来訪者が散策するための、安全性が確保できていません。道路の拡幅、整備や段差の解消等が求められます。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
郷土の歴史・文化への関心の向上に満足している市民の割合(%)	16.0	20.0	25.0



## ▶ 施策の方針

### (1) 文化財等の保存・継承・活用

- これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財の把握や本市における文化財の保存・活用の方針を検討します。また、得られた情報を広く発信することをめざします。
- 市が所有する歴史的建造物の適切な保存・活用を検討するとともに、文化財等の所有者等に対して、保存・修理のための支援を行います。また文化財保護の担い手づくりを支援します。
- 市民に郷土の歴史等への関心を深めてもらうため、普及啓発に努めます。
- ホームページや既存の施設を活用して、文化遺産や郷土資料の情報発信を進めます。

《関連計画》『津島市歴史的風致維持向上計画』(2020-2029)  
『教育に関する施策の大綱』  
『津島市教育振興計画』

### (2) 文化・芸術活動の支援・奨励

- 次代を担う子どもたちをはじめ多くの市民が、様々な文化・芸術の鑑賞や体験を通して、身近に触れる機会を提供します。
- 文化・芸術活動を行う市民や各種団体を支援します。

《関連計画》『津島市歴史的風致維持向上計画』(2020-2029)  
『教育に関する施策の大綱』  
『津島市教育振興計画』

### (3) 歴史・文化資源を活用して地域の魅力を磨き上げ・発信

- 地域資源である寺院や魅力的な場所を活用してにぎわいを増やします。
- 津島市歴史的風致維持向上計画の重点区域において、飲食や休憩などの来訪者へのサービスを備えた地域一体の利活用を視野に入れ、重点区域を回遊しながら楽しめる魅力の磨き上げと情報発信を図ります。

《関連計画》『津島市歴史的風致維持向上計画』(2020-2029)

序1  
論編

基本2  
構編  
想

基本3  
計編  
画

1  
総論

2  
計画  
別

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

# 4 人 権

Chapter

2

教育・文化・人権

## ▶ 施策のめざす姿

あらゆる偏見や差別が解消され、一人ひとりが互いに人権を尊重しあい、明るく安心して暮らしています。また、あらゆる分野への男女共同参画が促進され、一人ひとりが自分らしく活躍しています。

## ▶ 現状と課題

- 人権に関する施策を総合的に取り組み、偏見や差別のない地域社会づくりを進め、平成30年(2018年)には津島市人権が尊重されるまちづくり条例を制定しました。
- 近年では、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害や性的少数者<sup>\*</sup>に対する差別など、社会環境の変化に伴って、新たな人権問題が発生しています。
- 部落差別や障がい者差別、ヘイトスピーチ<sup>\*</sup>を解消するための法律が平成28年(2016年)に新たに制定され、個別課題を解消するための取組が進められています。
- 女性のライフスタイル<sup>\*</sup>や世帯構成の変化とともに、長時間労働等を背景としたM字カーブ<sup>\*</sup>問題や働き方の二極化、更に配偶者等からの暴力などが社会問題となっています。
- 社会には様々な人がいるため、人権の意義やその重要性について理解を深め、少数者・少数意見にも配慮した違いを認めあう豊かな人権感覚が求められます。
- 人権教育及び人権啓発の積極的な推進による人々の意識改革をはじめ、人権尊重の視点に立った取組の推進が求められます。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
基本的人権が尊重されている社会であると認識する市民の割合(%)	43.3	46.0	50.0
夫婦が協力して同じ程度育児、子どもの世話を行っている市民の割合(%)	37.6	43.0	50.0



## ▶ 施策の方針

### (1) 人権尊重のまちづくり

- 人権施策推進プランを推進し、人権に関する施策を総合的・計画的に取り組んでいきます。さらに、継続的にプランの進捗状況の点検・評価を行い、着実な推進を図ります。
- 同和問題(部落差別)を人権問題の重要な柱として捉えるとともに、女性や子ども、高齢者などの様々な人権問題についての理解を深めるための学習機会の提供や啓発活動を実施します。
- 様々な人権問題への関心と理解を深める情報を発信するとともに、地域の交流を進めるなど、拠点施設として南文化センターの充実を図ります。

《関連計画》『津島市人権施策推進プラン』(2021-2030)

### (2) 男女共同参画社会の推進

- 男女共同参画プランを推進し、男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的・計画的に取り組んでいきます。さらに、継続的にプランの進捗状況の点検・評価を行って、着実な推進を図ります。
- 配偶者等からの暴力の根絶をめざし、互いの性を尊重する意識啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を密にし、ドメスティック・バイオレンス(DV)\*被害者等の相談体制の充実や支援体制の強化に努めます。
- 審議会などの施策や方針決定過程への女性の参画に努めるなど、あらゆる施策の策定や実施にあたり男女共同参画の推進に取り組みます。
- 男性中心型労働慣行\*を見直すとともに、子育て支援や介護サービスを充実し、ワーク・ラ If・バランス\*(仕事と生活の調和)を図ります。

《関連計画》『津島市男女共同参画プラン』(2021-2030)

序1  
論編

基本2  
構編  
想

基本3  
計編  
画

1  
總論

2  
計画野別

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

## ▶ 施策のめざす姿

日本人市民と外国籍市民が地域を含めた交流を通じて理解しあい、同じ生活者・地域住民として支えあって暮らしています。

## ▶ 現状と課題

- 出入国管理及び難民認定法の改正等により、外国人の受入れが拡大し、日本人市民が減少していく中で、外国籍市民が増加しています。
- 言葉の壁や生活習慣の違いによって、外国籍市民に対して市民が関わる機会が乏しく関係性が希薄になっています。また、教育現場では、日本語が理解できない子どもが増えています。地域や学校生活で外国籍市民が孤立しがちな状況になっています。
- 外国籍市民が地域住民との円滑な相互理解を図り地域で共存していくために、自らの文化的背景を紹介するなど、外国籍市民が活躍できる機会を通じて、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築いていけるような多文化共生社会の構築が望まれます。
- 日常生活に必要な日本語習得機会の充実や、学校や地域で日本人と同じように生活できる環境を構築していく必要があります。
- 日本語が理解できず、慣れない日本の学校に溶け込むことが難しい外国籍の子どもたちが、授業や友達との関係など学校生活になじむことができるよう支援体制が求められます。
- 訪日する外国人観光客が増加しています。外国人観光客を快く受け入れるため、市民の国際感覚を養い、国際化への理解を深めていく必要があります。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
国際交流事業などへの年間参加者数(人)	637	700	800
多文化共生の推進を重要だと考える市民の割合(%)	18.4	27.6	36.8



## ▶ 施策の方針

### (1) 外国籍の人が暮らしやすい環境の整備

- 愛知県内の日本語教室を紹介するなど、外国籍の人が日常生活で必要となる基礎的な日本語を習得する機会や、外国籍市民が主体となって交流できる機会を提供することにより、お互いの文化の尊重・理解促進を図ります。
- 主な外国籍市民への多言語での情報や、相談窓口の提供などにより、行政情報の提供や生活の悩みの解消に努め、外国籍市民にやさしい環境の整備を図ります。
- 国際交流協会と連携し、外国籍の小中学生が、日本で教育を受けていく中で不便とならないように支援します。

### (2) 国際交流を支える人材の育成

- 国際交流協会と連携して行う姉妹都市への中学生の派遣や、外国からの交流団等の受け入れなど、市民レベルの友好交流を通じて国際化への理解を深めてもらうとともに、国際交流活動に貢献する意欲の醸成を図ります。
- 学校教育の場において、ALT\*(外国語指導助手)の授業を通して、国際感覚を身につけてもらうとともに、国際交流の推進を図ります。

### (3) 市民の国際化の推進

- 国際交流協会と連携し、国籍や言葉・文化・生活習慣の違いを認め、理解しあうことができるよう、市民間交流を促進します。
- 増加する外国人観光客などに対して、おもてなしの心で対応できるような、外国籍の人にやさしいまちづくりを進めます。

序1  
論編

基本2  
構編  
想

基本3  
計編  
画

1  
総論

2  
計画  
野別

第1章

第2章

第3章

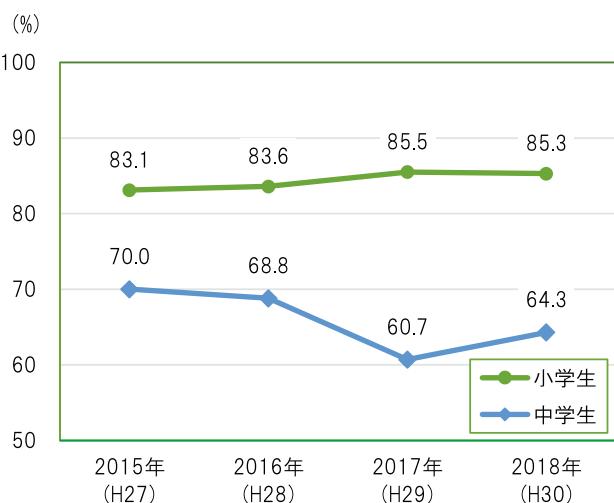
第4章

第5章

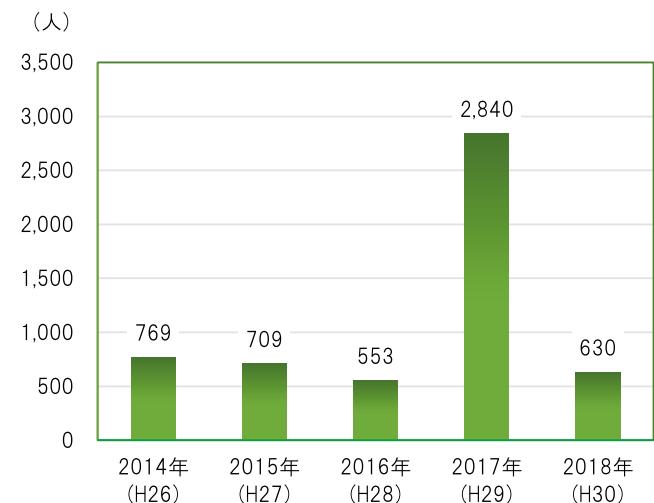
資料編

## ▶ 関連データ

2-1 将来の夢や目標を持っている子どもの割合



2-2 国際交流事業などへの年間参加者数



**3-2  
分野別計画**

**第 3 章**

**産業・環境・市民生活**

- 1 農業
- 2 商工業・雇用・消費者対策
- 3 観光・交流
- 4 環境保全
- 5 消防・救急
- 6 防災・危機管理
- 7 防犯・交通安全

# 1 農業

Chapter

3

産業・環境・市民生活

## ▶ 施策のめざす姿

生産者と消費者との交流が図られ、農に親しみ、食の大切さを実感することができるとともに、適切に維持管理された農業基盤のもとで農業者が安定した農業を営んでいます。

## ▶ 現状と課題

- 農地が分散化しており、比較的小規模な畠が多いことが本市の特徴となっています。担い手農家の作業効率や農地保全を考慮し、利用しやすいように農地の集約や付加価値の高い品目の生産の促進などの必要があります。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しています。担い手農家の育成・確保により、農地の遊休化や耕作放棄を解消する必要があります。
- 食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっています。農作物に対する関心の高さを生かし、農業体験などを通じ消費者と生産者をつなぐ交流型の農業の振興を図る必要があります。
- 昭和30年代から昭和50年代に整備された農業施設が老朽化しており、安心して農業に取り組めるように排水路、用水路及び排水機場を整備することにより農業基盤を整えることが必要です。
- 高齢化によって農業者が減少する中、農地の草刈りや水路の泥上げなどの維持管理や農業用排水路等施設の長寿命化<sup>\*</sup>を農業者と地域住民が一体となって行う共同活動に対する支援が必要です。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
認定農業者 <sup>*</sup> 数(経営体)	31	32	33



## ▶ 施策の方針

### (1) 農地利用の推進

- 担い手農業者への農地の利用集積に向け、農地中間管理事業の活用や各種制度の普及啓発を図ります。
- 農地パトロールによる遊休農地\*の実態把握と発生の防止及び解消、農地の無断転用防止に努めるとともに、遊休農地\*の活用促進を図ります。
- JAと連携して農業塾などにより、農産物の栽培についての実習機会を充実して、農地を利用する人の育成を図ります。

『関連計画』『津島市「人・農地プラン」』(2013-)  
『津島市農業振興地域整備計画』(2008-)

### (2) 農業経営の確立

- 認定農業者\*の育成・支援や集落営農組織の運営支援、新規就農者の支援を図り、担い手農業者の育成・確保に努めます。
- 地元産の農作物の活用を拡大して地産地消\*を推進するため、農産物の加工・販売等、農業の6次産業化を支援します。

『関連計画』『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』(2016-2025)

### (3) 農業生産・消費の拡充

- 本市の特産品であるイチゴやトマトの生産を奨励するとともに、新たな特産品開発とブランド化を促し、市内外へのPRを充実します。
- 地域で生産された農作物を学校給食に提供するとともに、消費者と生産者の交流を支援するなど、地産地消\*の推進に努めます。
- 農地の利用貸出制度等の整備により、市民の農業に対する親しみを育み、土に触れあう場所の確保を図ります。

### (4) 農業生産基盤の充実

- 関係機関と連携し、用排水路施設、排水機場の改修など、農業基盤の整備を図ります。
- 農業生産基盤を適切に維持するため、地域住民の理解を得て地域の共同活動による施設の維持に努めます。

第1章  
序論編

第2章  
基本構構想

第3章  
基本計編画

1  
総論

2  
計画別

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

### ▶ 施策のめざす姿

中小商業者が店舗の魅力を高めて販路を拡大することにより経営が安定するとともに、新たな産業が生まれ、にぎわいのあるまちになっています。

### ▶ 現状と課題

- 空き店舗への出店を促進してきたものの、小規模店舗では経営者の高齢化と後継者不足が進み、インターネット等による消費拡大もあり、来客数が減少、にぎわいが低下しています。観光振興との連携など、地域の特性を生かした魅力ある商店経営を行う必要があります。
- 従業員の確保、老朽化設備の更新、新製品製造のための設備導入等、それぞれの企業が様々な課題を抱えています。企業のニーズを把握し、経営支援を行う必要があります。

- 市の財政基盤強化や雇用確保のために、名古屋から近い地理的条件や東名阪自動車道などの道路網を生かした企業誘致が継続的に必要です。
- 市内企業の人手不足の解消や起業などによる活力の創出、若者などが市内に就職しやすい環境づくりなどが必要です。
- 消費者を取り巻く環境は、利便性が向上している反面、予想されないトラブルが生じています。消費者への情報提供や啓発を充実していくことが必要です。

### ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
製造品出荷額等(万円)	11,508,849	12,108,849	12,608,849



## ▶ 施策の方針

### (1) 商業の活力強化

- 各種融資制度の周知を図りながら、事業者が安心して経営できる環境づくりを進めます。
- 商工会議所などの関係機関と連携して、事業承継や創業に必要な知識を習得するためのセミナー等の充実を図るとともに、商店街の空き店舗への出店を促進します。
- 商店街の取組を支援し、地域の特性を生かした商店経営を推進します。

《関連計画》『創業支援等事業計画』(2015-2024)

序1  
論編

基本2  
構構想

基本3  
計編  
画

1  
総論

2  
計分  
画野別

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

### (2) 工業の活力強化

- 既存市内企業を定期的に訪問し、従業員募集、設備更新、工場拡張等のニーズを把握し、支援を行うことで産業の振興及び市外への流出防止を図ります。
- 工業系の土地利用が可能な区域へ、市内外の企業を誘致することで、産業の活性化、雇用の創出、税収の確保を図ります。
- 企業を支援するための体制を整え、ワンストップ相談及び補助制度や規制緩和等の優遇策による立地支援ならびに活動支援を行います。

《関連計画》『津島市企業誘致基本計画』(2015-)

### (3) 雇用確保と市内での就業の支援

- ハローワーク・商工会議所等の関係機関と連携し、企業説明会を開催するなど、市内企業の人材確保を支援します。
- 商工会議所等と連携して学生のインターン\*受入れ、若者や女性、高齢者、障がいのある人などの就業を支援します。

### (4) 消費者対策の推進

- 消費者の学習機会を設けることや情報提供などを行うとともに、消費生活相談等を充実します。

# 3 観光・交流

## ▶ 施策のめざす姿

津島駅から津島神社まで、市民のおもてなしや広域連携、新たなイベント、観光資源のネットワーク化などにより集客力が強化され、まちなかが周遊、散策する人でにぎわっています。

## ▶ 現状と課題

- まつりなどのイベント開催時は観光客でにぎわいますが、平常時は観光客のにぎわいがありません。恵まれた歴史資源を生かすためには、多様な観光関係者が主体性をもって観光のまちづくりに取り組んでいくための合意形成が必要です。
- 津島駅西地域はユネスコ無形文化遺産に登録された尾張津島天王祭の車楽舟行事などの祭礼や、津島神社などの神社仏閣、町家・古い町並み、小路など地域資源が豊富でありながら来訪者のための飲食・休憩場所が少なく、観光客の滞在時間が短い状態です。空き家に出店する店舗の週末における営業や、空き店舗を活用した新たな集客性のある施設が望されます。
- 観光交流センター・観光センター、観光協会、海部地域観光ネットワーク協議会\*による観光振興を進めてきましたが、本市のプロモーション\*の更なる強化が課題です。
- 市内には宿泊施設ができましたが、市民活動団体等の協力を得て、観光客を市内回遊へと誘導することができる体制を構築する必要があります。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
年間観光客数(万人)	147	162	164



## ▶ 施策の方針

### (1) 関係\*・交流人口\*の創出

- 地域資源である神社・仏閣や門前町・町家、小路など魅力的な場所を活用し、市民・地域とともに着地型観光の推進を図り、にぎわいを増やします。
- 行政と学生のワークショップ\*を開催し、学生の視点で本市の魅力や改善点をまとめ、本市への来訪者を増やすための施策につないでいきます。

### (2) 観光サービスの充実

- 藤まつり・天王祭・秋まつりの充実を図るとともに、観光資源などを利用した特色あるイベントの計画、市民主体のイベント等への支援に努めます。
- 観光協会をはじめとする観光関係者が本市の観光振興についての問題意識や目的を広く共有し、関係者が取り組む事業の役割分担を明確にし、一体的に取り組んでいけるよう推進体制の構築をめざします。

### (3) 観光PRと情報発信

- 観光情報発信拠点である観光交流センター・観光センターを中心に、外国籍の人向けの案内表示の充実や、市内外に観光情報発信の充実を図るとともに、市民とともに本市のプロモーション\*を強化します。
- 海部地域観光ネットワーク協議会\*と連携し、多彩な広域観光メニュー開発と、ネットワーク強化を図ります。

### (4) 受入体制の充実

- 観光センター及び観光交流センターにおいて、観光情報の提供や、商工会議所が認定している優良特産推奨品を観光施設などで販売するなど、受入体制の充実を図ります。
- 津島ガイドボランティア\*・津島おもてなしコンシェルジュ\*、市民活動団体などと連携して、回遊性のあるおもてなしにより観光客へのサービスの充実を図ります。

第  
序 1  
論編

基  
本 2  
構編  
想

基  
本 3  
計編  
画

1  
總  
論

2  
計  
分  
野  
別

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

資  
料  
編

# 4 環境保全

## ▶ 施策のめざす姿

持続可能で快適なまち(自然共生、循環、低炭素、安全安心)の実現に向けた取組が行われるとともに、これらの取組を支える人づくりや連携・協働\*のあり方が構築されています。

## ▶ 現状と課題

●私たちの暮らしの変化や自然開発等が、生き物の生息生育空間の消滅、外来種や化学物質による生態系の急激な変化を引き起こしています。暮らしに関わる水と水辺環境の保全と再生を進め、暮らしにうるおいをもたらす景観や生き物の生息生育空間を確保し、水や緑と触れあえる環境の創出が求められます。

●市民1人1日当たりのごみの排出量は減少傾向にありますが、一方で資源化率も減少傾向にあるため、ごみ処理市民委員会を中心として、市民・事業者・行政が、それぞれの役割を果たし互いに協力しながら、更なる減量化の推進と資源化率の向上に向けた取組が必要です。

●近年、大規模地震の発生や局地的大雨による洪水・土砂災害等の多様な災害リスクが高まっており、いつ大量の災害廃棄物が発生してもおかしくない状況であるため、関係機関等との一層の連携が必要です。

●地球温暖化\*対策として、温室効果ガス\*排出量の削減が求められています。地域の地球温暖化\*対策及び再生可能エネルギー\*利用の推進が求められます。

●日常生活に伴う生活騒音、建設工事による騒音・振動、野焼きによる悪臭等、都市・生活型公害が発生し、日常生活に影響を与えています。市民と行政がともに環境に関する問題を客観的かつ公平な態度で捉え、正しい理解を深めることが求められています。

●持続可能な社会\*の実現のためには、地域環境について地域住民が考え、課題解決の行動に結びつくような人材育成と、連携・協働\*の仕組みづくりを進めることができます。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
市区域におけるCO <sub>2</sub> 排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	370 <sup>注</sup>	344	311
市民1人1日当たりのごみ排出量(g)	743	729	704
資源化率(%)	14.0	19.1	21.6

注:環境省「自治体排出量カルテ」掲載 2017年度CO<sub>2</sub>排出量



## ▶ 施策の方針

### (1) 身近な水と緑の保全・創出

- 使った水がその地域だけでなく下流域へも影響することを考え、責任を持って水を使い、処理することにより、暮らしに関わる水と水辺環境の保全と再生に努めます。
- 暮らしにうるおいをもたらす景観や多様な生き物の生息生育空間を確保するとともに、身近に水や緑と触れあえる環境を創出します。
- 身近に自然と触れあうことのできる場や機会の充実を図り、自然に関する体験や学習を通じて、地域の自然環境について理解を深めます。

《関連計画》『津島市環境基本計画』(2016-2025)  
 『津島市生活排水処理基本計画』(2016-2025)

### (2) 資源循環型社会\*の形成

- 市民の意識向上を図り、家庭での取組を推進することで、ごみ発生量を削減します。
- 社会の状況に応じた資源化リサイクルを更に推進します。
- ライフスタイル\*の変化や超高齢社会\*に対応したコストと環境負荷\*のバランスを考慮した処理体制を推進します。
- 迅速かつ適正な処理に向けて関係機関と連携するとともに、災害廃棄物の仮置場候補地を確保し、災害時における廃棄物処理体制を整備します。

《関連計画》『津島市環境基本計画』(2016-2025)  
 『津島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画』(2012-2022)  
 『津島市災害廃棄物処理計画』(2020-)

### (3) 地球温暖化\*の緩和策と適応策の推進

- エネルギーの使用状況を知り、無駄なエネルギー使用を抑える省エネルギー行動を推進します。
- 太陽熱や地下水の温度差熱等を利用した再生可能エネルギー\*を利用し、エネルギーを効率的に利用するとともに、エネルギーの地産地消\*を図ります。
- 地球温暖化\*を防止するために温室効果ガス\*の排出抑制等を行う緩和策だけでなく、地球温暖化\*の影響への備えと新しい気候条件の利用を行う適応策を併せて促進します。

《関連計画》『津島市環境基本計画』(2016-2025)  
 『津島市地球温暖化対策実行計画』(2018-2030)

### (4) 魅力ある生活環境の創造

- 水環境の維持・改善や野焼きによる大気汚染、悪臭等の身近な公害による被害を防止するための対策を講じ、地域の生活環境の改善を促進します。
- 公害の状況や調査結果を継続的に公表し、関係機関や市民・事業者との情報の共有を図ります。
- 地域との協働\*による美化活動を推進し、地域と行政が一体となって魅力ある生活環境の創造を図ります。
- 地域の環境への関心や意識を高め、環境学習を通じて、地域の課題に対して日常の暮らしの中でその解決に取り組める人材の育成を図ります。

《関連計画》『津島市環境基本計画』(2016-2025)

# 5 消防・救急

## ▶ 施策のめざす姿

火災や事故、災害に対する消防や救急の体制や設備などの備えが整うとともに、市民一人ひとりの防火意識が高まり、地域・消防団・ボランティア・事業者・行政の連携により、市民が安全・安心に暮らしています。

## ▶ 現状と課題

- 今後予想される大規模災害や、火災等に対応していくため、体制の充実強化を図ることが課題となっています。消防の広域化(連携・協力)、通信指令の共同運用について、その効果及び課題の検討が必要です。
- 消防団員の減少、高齢化、被雇用者の増加、資機材の老朽化などから災害への対応力の低下が懸念されています。消防団員が活動しやすい環境の充実が求められます。
- 幼少期から、防火教室を行うことなどにより、災害を未然に防ぐ力を養うことが求められます。
- 住宅火災において、逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器の設置が必要です。
- 火災の早期発見が求められることから、防火管理を行う者に対し、講習への参加を促すことや防火管理者に対する防火管理の指導などが必要です。
- 市内の防火対象物\*及び危険物施設への査察を行うことで、不特定多数の利用者やそこで働く従業員等の安全・安心につながります。
- 高齢化の進展などに伴う救急需要の拡大に対応するため、高度な救急処理を行うことができる人材の育成や救急搬送の早期収容体制の強化、救急車を適正に利用してもらうことなど市民の協力を得ることが課題です。
- 発生が危惧されている南海トラフ地震\*等へ備え、救助技術の高度化に伴う知識・技術の習得が求められます。また、大規模災害に対応する組織能力の向上が必要です。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
消防・救急体制の充実に満足している市民の割合(%)	30.3	32.0	34.0
住宅用火災警報器設置率(%)	68.7	75.0	80.0



## ▶ 施策の方針

### (1) 消防力の充実

- 消防車両や老朽化した消防資機材の更新を進めるとともに、緊急消防援助隊として必要な資機材を整えます。
- 火災活動経験の少ない若手職員を育成し、火災活動時の円滑な小・中隊活動につなげます。
- 消防イベント等において消防団への加入促進活動を実施します。
- 老朽化した資機材や消防団施設を更新し、災害活動での安全性を高めるとともに、地域住民の安全を確保します。

### (2) 消防広域化による市民サービスの向上

- 通信指令台を共同運用し、情報の一元化を図ることで、災害時の早期対応につなげます。
- 近隣市との隣接応援対象エリアの拡大をめざします。
- 県が進める消防広域化に向け、勉強会や検討会を重ね広域化をめざします。

### (3) 防火思想の普及啓発活動

- 園児・児童等に対する防火教室を実施し、幼い頃から防火意識の育成を図ります。
- 甚大なる災害発生時に備え、学生に対し災害時の救助対応等の教育を行います。
- 煙体験等の訓練を実施することで煙の怖さを学び、住宅火災警報器の設置促進を図ります。

### (4) 防火対象物\*及び危険物施設に対する防火査察体制の充実

- 防火対象物\*や危険物施設の立入検査を実施することで、管理や規制の必要性の理解促進を図り、利用者の安全・安心につなげます。
- 災害弱者\*となる福祉施設等や学校、物販店、飲食店、集会所などからの要望により訓練指導を行うことで、利用者の安全・安心の確保をめざします。

### (5) 救急体制の充実

- 救急救命士の新たな資格(気管挿管・処置拡大・薬剤投与)の習得を推奨し、救命率の向上につなげます。また、救急救命士の育成・指導をすることにより、高度化する救急への対応を図ります。
- 救急車の適正利用の啓発や、応急手当ができるバイスタンダー\*の育成を行い、市民が救急救命に協力できる体制を整えます。
- 市民病院と協力し、市民病院収容の適正化を図り、救急搬送の早期収容対応を行います。

### (6) 大規模災害対応能力の充実

- 高度化する救助技術習得等による能力向上を図り、危惧される震災等への対応力の強化を図ります。
- 消防団との連携や育成を行うとともに、市民の自助\*・共助\*意識を向上させることで、市全体の災害対応能力の強化・向上を図ります。

序1  
論編基本2  
構編  
想基本3  
計編  
画1  
総論2  
計画野別

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

# 6 防災・危機管理

## ▶ 施策のめざす姿

災害に備え、家族を含め自分自身の身の安全を守る意識が高まり、地域の人々等が協力して助けあう体制や公的機関による救助・援助体制が充実し、市民は安心して生活しています。

## ▶ 現状と課題

- 危機管理計画に基づき、今後の新たな感染症対策などの市民の安全を脅かす事態への対応の強化が必要です。
- 自助\*・共助\*の地域防災力の向上を図るため、各地区に見合った地区防災計画の作成を推進する必要があります。
- 大規模災害の発生に備えるためには「公」の行う防災・減災\*対策には限界があり、地域の防災力を高めるために「自助\*」・「共助\*」の重要性がますます高まっています。
- 自主防災組織\*が実施する防災訓練への参加者が高齢化しています。防災訓練などの各種防災行事に幅広い年齢層の市民が参加しやすくするなど、自主防災組織\*を支援していく必要があります。
- 「自分の命は自分で守る」という自助\*意識の重要性が見直されています。災害時に自分の命を守るために初期行動や非常用食糧・資機材を備えるなど、日頃から自助\*意識の向上を図る必要があります。
- 災害時において、避難所等で使用する食糧や資機材等の整備を継続して進める必要があります。大規模災害などの被害を最小限に食い止めるために、情報伝達システムの構築や備蓄資機材を充実させるとともに、災害に強いまちづくりを総合的に進める必要があります。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019 年)	目標値	
		2025 年	2030 年
災害に対する家庭内の備えができるいる市民の割合(%)	36.8	50.3	63.8



## ▶ 施策の方針

### (1) 危機管理の強化

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う教訓を踏まえて、危機管理計画に基づき、体制の強化を図るとともに、災害、事故、感染症等の発生・拡大・収束などの段階に応じて関係部署・機関と連携して、適切な対応・対策を講じます。
- 自然災害以外の非常事態などに対処するために、情報の提供や防災関係機関との連携・協力などを進めます。

《関連計画》『津島市危機管理計画』(2016-)

### (2) 地域防災力の向上

- 幅広い年齢層の市民が参加しやすい防災訓練の実施に向け、自主防災組織\*やコミュニティ推進協議会\*、社会福祉協議会等との連携・支援を図ります。
- 災害発生時に避難行動要支援者\*(高齢者・障がいのある人等)の名簿を活用し、安否確認や避難支援がスムーズに行えるよう地域と連携した支援体制の充実を図ります。
- 地区の状況に応じた防災計画の作成に向け、各小学校区において、地区防災計画作成の支援に努め、地域の防災力向上を図ります。

《関連計画》『津島市国土強靭化地域計画』(2021-)

『津島市地域防災計画』(1984-)

### (3) 自助\*意識の醸成

- 日頃から災害時に備え、家庭で食糧・資機材を備蓄することや、家具の固定などの倒壊の対策を行うよう啓発に努めます。
- 防災ハザードマップ\*、防災ほっとメール\*等による的確な情報提供を進め、災害発生時に適切な行動や判断ができるよう啓発・支援に努めます。

《関連計画》『津島市国土強靭化地域計画』(2021-)

『津島市地域防災計画』(1984-)

### (4) 防災対策の充実

- 「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の形成をめざして、ソフト面とハード面の対策を組みあわせた取組を促進します。
- 備蓄食糧及び資機材を計画的に購入し、避難所等において適正に備蓄・管理することにより災害に備えます。
- 津波避難計画や避難所運営マニュアル、職員の初動マニュアルを活用するための平常時の取組を進めます。

《関連計画》『津島市国土強靭化地域計画』(2021-)

『津島市地域防災計画』(1984-)

『津島市津波避難計画』(2019-)

序1  
論編

基本2  
構編  
想

基本3  
計編  
画

1  
総論

2  
計画  
別

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

## ▶ 施策のめざす姿

市民の自己防衛意識の向上とともに、地域と行政が一体となって犯罪や交通事故を防止する取組を進めた結果、事故や犯罪が減少し、市民は安全なまちで安心して生活しています。

## ▶ 現状と課題

- 少子高齢化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化などに伴い、地域の犯罪防止機能の低下が懸念されており、今後一層、防犯意識を高め防犯・地域安全体制の強化が望まれます。
- 高齢者を狙った架空請求詐欺や還付金詐欺など特殊詐欺\*が巧妙化しており、更に子どもや若者を狙ったネット犯罪などの被害が増加しています。そのため、現状の犯罪情勢に即した効果的な講座等の開催及び高齢者対策の強化が必要です。
- 近年は、高齢者が加害者にもなる交通事故の増加やあおり運転、子どもを巻き込む交通事故が発生しています。
- 交通量の増加や高齢化の進展に伴い、ハーフ面の道路環境整備に加え、子どもや高齢者を重点対象にした交通安全教育などのソフト面の事故防止対策が求められます。また、あわせて交通安全意識やモラル・マナーの向上などの推進が必要です。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
犯罪年間発生件数(件)	441	391	354
交通事故年間発生件数(件)	223	199	179



## ▶ 施策の方針

### (1) 犯罪のないまちづくり

- 警察や防犯関係団体等と連携し、誰もが気軽に取り組める運動などの防犯対策を推進します。
- より多くの自主防犯団体の設立を促進するとともに、自主防犯団体への支援と、防犯パトロール活動の充実に努めます。
- 防犯カメラや防犯灯の設置など防犯環境の向上を図り、犯罪が起きにくい安全なまちをめざします。

### (2) 防犯意識の向上

- 「自らの安全は自ら守る」「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚を図るため、安全なまちづくり県民運動の推進や広報啓発活動の強化、防犯知識向上に向けた教室の開催など、防犯教育の内容の検討と充実を図ります。

### (3) 交通安全意識の高揚

- 65歳以上の高齢者を対象に実践的、疑似的な体験ができる交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚を図ります。また、運転免許証自主返納促進事業として70歳以上の高齢運転者が安心して免許証を返納できる環境づくりを警察、行政、地域等が連携して推進します。
- 地域や小学校において、自転車の安全な乗り方、歩行等についての交通ルールを学び、守ることができるよう、実践的な教室を開催し、交通事故防止を図ります。

### (4) 交通環境の整備

- 町内会等からの地域の危険箇所等の相談・要望について、道路管理者や警察署と協議・連携し、解決に向けた交通安全対策を推進します。

序1  
論編

基本2  
構編  
想

基本3  
計編  
画

1  
総論

2  
計分  
野別

第1章

第2章

第3章

第4章

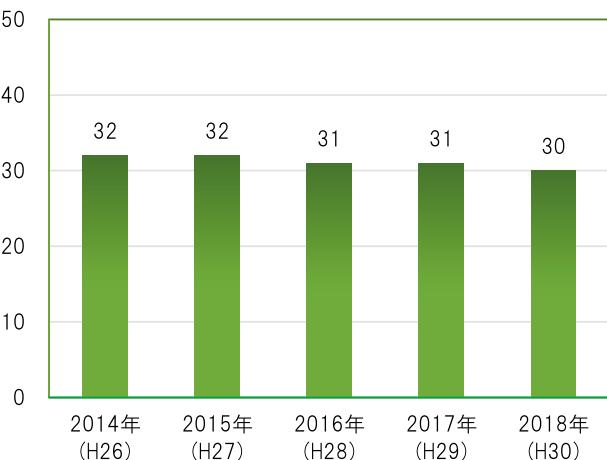
第5章

資料編

## ▶ 関連データ

### 3-1 認定農業者数

(経営体)



### 3-3 年間観光客数

(万人)



### 3-5 住宅用火災警報器設置率

(%)



### 3-2 製造品出荷額等

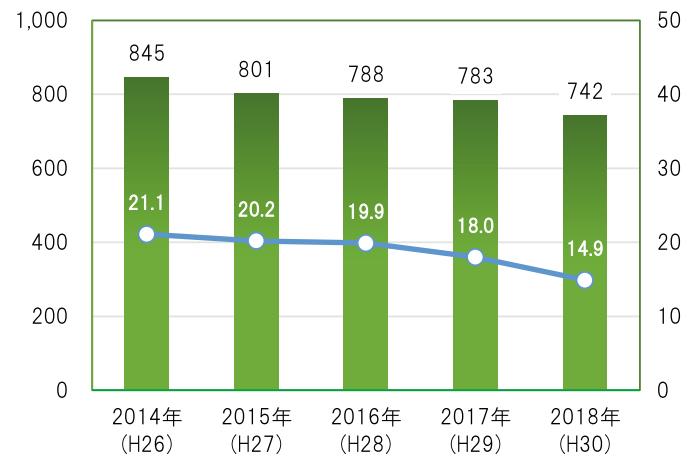
(百万円)



### 3-4 市民1人1日当たりのごみ排出量と資源化率

(g)

(%)


█ 市民1人1日当たりのごみ排出量(g)    █ 資源化率(%)

### 3-6 犯罪年間発生件数

(件)





3-7 交通事故年間発生件数



第  
序  
論  
編

基  
本  
構  
編  
想

基  
本  
計  
編  
画

1  
總  
論

2  
計  
分  
野  
別

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

資  
料  
編



3-2  
分野別計画

第4章

交通・都市基盤・水環境

- 1 都市計画
- 2 公共交通
- 3 道路
- 4 建築・住宅
- 5 公園・緑地
- 6 治水・水害対策
- 7 上水道
- 8 下水道

## ▶ 施策のめざす姿

人口が減少する中にあっても、充実した都市機能が維持され、市民が安全で快適に暮らす、スマートでコンパクトな都市が実現しています。

## ▶ 現状と課題

- 市の人口は、平成17年(2005年)をピークに減少し、高齢化率は上昇しています。人口定住対策や働く場を創出し、多様な世代が暮らしやすい都市づくりを行う必要があります。
- 津島駅周辺や天王通りの活気が失われ、空き家や空き地による都市のスポンジ化が進行しています。
- 市街地全体の活力向上につながるよう、津島駅をはじめとする既存ストック\*の再整備に取り組み、地域の価値を高める必要があります。
- 社会経済情勢の変化への対応や、高い確率で発生が予測される大規模地震への事前対策として、適時適切な都市計画の見直しが必要となっています。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
魅力あるまちの形成に満足している市民の割合(%)	5.5	8.1	10.8
土地の有効活用と環境整備に満足している市民の割合(%)	10.5	13.2	15.9
総人口に占める若年子育て層(20歳～39歳)の総数と割合(人・%)	12,239	12,350	12,500
	19.5	20.0	22.0



## ▶ 施策の方針

### (1) 快適でにぎわいある安全なまちづくり

- 市の活性化に向け、周辺の環境と調和が図られた暮らしやすく活力ある都市の実現のために、スマートでコンパクトなまちづくりを進めます。
- 本市固有の歴史・文化資産を活用して魅力的にぎわいがある、誰もが歩きたくなる市街地の形成に向け、行政や民間、そして市民と一緒に、津島駅周辺、天王通りや本町筋、天王川公園や津島神社などにおいて、魅力的な公共空間の創出を促進します。
- 津島駅は、本市の正面玄関としてふさわしい魅力ある都市拠点をめざし、駅と周辺のまちが一体的に感じられ、便利で使いやすく、更には多くの人が愛着や誇りを持てるような魅力ある環境整備を行います。
- 国土強靭化計画の推進方針に基づき、防災・減災\*を踏まえた拠点施設や避難路の整備のほか、速やかに復興・復旧体制に移行できるよう、事前復興に関するまちづくり方針を策定し、災害リスクに対応した安全な都市形成を推進します。

《関連計画》『津島市都市計画マスターplan』(2021-2030)

『津島市立地適正化計画』(2022-2040)

『津島市国土強靭化地域計画』(2021-)

『都市再生整備計画』(2020-2024)

『社会資本総合整備計画』(2020-2024)

### (2) 社会情勢の変化に対応したまちづくり

- 機能的な都市活動の確保に向け、指定用途が現況の土地利用と大きく隔たる地域や、高度利用が図られていない地域について、用途地域の見直しのほか、土地利用を促す施策を進めます。
- 都市計画道路をはじめとする都市計画施設は社会情勢の変化を踏まえて計画の見直しを行い、重要性の高い施設の重点的な整備をめざします。
- 身近な緑の保全や都市洪水の抑制を目的に、生産緑地をはじめとする市街化区域内農地の保全に努めます。

《関連計画》『津島市都市計画マスターplan』(2021-2030)

『津島市緑の基本計画』(2021-2030)

第  
序  
1  
論  
編

基  
第  
本  
2  
構  
編  
想

基  
第  
本  
3  
計  
編  
画

1  
總  
論

2  
計  
分  
野  
別

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

資  
料  
編

## ▶ 施策のめざす姿

それぞれの目的や行先に応じて、最適な移動手段で、安心して快適に移動することができるようになっています。

## ▶ 現状と課題

- 人口減少・少子高齢化に対応した集約型都市構造\*に転換するためには、生活に必要なまちの機能を公共交通ネットワークで結び、必要な移動ができることが求められます。市内で運行する鉄道・路線バス・タクシーといった公共交通を組みあわせ、移動の目的に応じて、出発地から目的地までの移動をカバーする交通手段の確保とこれを最適化するモビリティサービス\*の充実が必要です。
- 自動車運転免許証を返納する高齢者が増えています。地域内の移動において、自家用車に代わる移動手段の確保が課題となる中で、コミュニティバス\*の利用者が増加傾向にあり、公共交通機関利用へのシフトが進んでいます。

- リニア中央新幹線の開業により、首都圏をはじめとする広範囲の地域との移動時間が短縮されます。観光交流や移住・定住のニーズにこたえるためには、市内の移動の最適化と併せて、名古屋や他地域への移動手段の拡充を図る必要があります。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
公共交通の利便性の向上に満足している市民の割合(%)	15.2	20.0	28.0
ふれあいバスを利用している市民の割合(%)	21.5	25.0	30.0



## ▶ 施策の方針

### (1) 交通ネットワークとモビリティサービス\*の充実

- 公共交通の運行を確保し、市民の移動ニーズに対応するため、鉄道・路線バス・タクシー等の公共交通機関の運行事業者と情報を共有するとともに、市民の移動手段の最適化に向けた連携を促進します。
- 都市拠点・地域生活拠点の整備にあわせて、津島駅をはじめとする交通結節点機能を充実させ、生活に必要なまちの機能を結ぶ移動手段のネットワーク化を推進します。
- MaaS\*等の新たなモビリティサービス\*の展開を視野に入れ、公共交通サービスに加え、シェアリングサービス\*、オンデマンド交通\*といった新型輸送サービス等の様々な移動手法・サービスを組みあわせることによって、移動ニーズに応じた最適な移動サービスが提供できる仕組みを検討します。

『関連計画』『津島市都市計画マスターplan』(2021-2030)

『津島市立地適正化計画』(2022-2040)

### (2) コミュニティバス\*の利用促進

- 市内の都市拠点や地域生活拠点を結ぶ市民の足として、移動ニーズに応じた運行を実現するため、利用状況や社会動向の変化を把握して、運行体制、運行ルート・ダイヤ等について適宜見直しを行い、利便の向上を図ります。
- 車いす利用者のほか、高齢者、子ども、外国籍の人等の利用に対応するほか、バスロケーションシステム\*の活用等、コミュニティバス\*を快適に利用できる機能や設備の充実に努めます。
- 公共交通の利用啓発等を通じて、様々な利用者層による幅広い用途でのコミュニティバス\*の利用を促進します。

『関連計画』『津島市立地適正化計画』(2022-2040)

### (3) 広域的な交通ネットワークの形成

- 運行事業者に働きかけ、鉄道や路線バス等を利用した名古屋へのアクセス性の向上を図ります。
- 公共交通を利用した移動の範囲を広げるため、近隣自治体との公共交通サービスの連携を促進します。

『関連計画』『津島市立地適正化計画』(2022-2040)

序1  
論編

基本2  
構構想

基本3  
計画

1  
総論

2  
計画別

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

# 3 道路

## ▶ 施策のめざす姿

効率的な道路交通ネットワークの構築により、市民、企業、来訪者等が安全・快適に移動し、様々な都市活動が活発に展開できるようになっています。

## ▶ 現状と課題

- 都市の骨格を定める都市計画道路は、市民生活や都市経済活動を支える重要な都市施設です。しかし、人口減少をはじめとする社会経済情勢を踏まえると、長期未着手路線を含めた都市計画道路網全体の再構築が求められています。
- 幹線道路の整備が遅れていることから、生活道路へ通過交通が流入しています。そのため歩行者・自転車の通行・安全に支障をきたしており、幹線道路の整備及び生活道路の交通安全施設の整備が必要です。
- 児童や園児など集団で移動する子どもの列を巻き込んだ事故が社会問題となっています。子どもが集団で移動する経路に対して、より一層の交通安全対策が求められています。
- 高度経済成長期に整備されたインフラ\*施設の老朽化が進んでいます。限られた財源の中で、インフラ\*施設の更新及び長寿命化\*が求められています。
- 観光客は年々増えており、歴史的な観光資源を楽しんでいます。観光客がまちなかを回遊しやすい道路整備が求められています。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
幹線道路進捗率(橋詰見越線)(%)	32.7	39.5	45.7
周辺都市や市内の主要施設を結ぶ幹線道路の整備に満足している市民の割合(%)	19.0	21.0	22.0



## ▶ 施策の方針

### (1) 総合的な道路交通体系の形成

- 社会経済情勢の変化を踏まえ、長期にわたり事業が着手されていない都市計画道路や幹線道路の整備計画を見直しつつ、選択と集中で整備を推進し、安全で快適に通行できる総合的な道路交通体系を構築します。
- 快適・便利な交通を実現する道路整備を行い、適切な道路網の形成をめざします。
- 名古屋津島線バイパス道路や一宮西港道路、木曽川・長良川新架橋等の計画及び事業化の推進を関係機関に要請します。
- 津島駅、青塚駅及び名鉄バス津島営業所を公共交通の結節点と位置付け、その機能の強化・充実を図るとともに、バリアフリー化を促進していきます。

《関連計画》『津島市都市計画マスターplan』(2021-2030)

### (2) 安全・安心な道路交通環境の確立

- 子どもが集団で移動する通学路等を中心に、歩道整備やオープン水路に蓋を掛ける整備などの交通安全対策を行い、安全な通学路の整備や生活道路の充実を図ります。
- 年間を通じて道路パトロールを行い、道路の陥没等に迅速に対応し、事故等を未然に防ぎます。

《関連計画》『社会資本総合整備計画』(2020-2024)

### (3) 個性豊かな道路空間

- 歴史的な町並みにあった道路整備を行い、観光客のまちなかの回遊性を高めます。
- 市内の無電柱化を推進し、都市災害の防止や都市景観の向上をめざします。

《関連計画》『津島市歴史的風致維持向上計画』(2020-2029)

第1章  
序論編

第2章  
基本構編想

第3章  
基本計画

1  
総論

2  
計画野別

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

# 4 建築・住宅

## ▶ 施策のめざす姿

安全性が確保された環境の中、市民が良好な住環境で良質な生活を営み、企業が効率の良い生産活動を実現しています。

## ▶ 現状と課題

- 人口減少に伴い空き家が増加し、適切に管理されない空き家が地域の安全性や衛生環境、景観等に悪影響を与えてています。利用できる空き家は活用し、老朽空き家は解体の上、跡地利用を促進する必要があります。
- 耐震性の低い建築物が住人の安全性を脅かすとともに、倒壊により近隣や通行に悪影響を与える危険性があります。耐震性の向上に向けた啓発と補助等を実施し、耐震化の促進を図る必要があります。
- 無秩序な開発は、近隣に悪影響をもたらすばかりでなく、安全をも脅かします。開発許可制度の適切な運用により、災害リスクを勘案した安全で適切な土地利用を促進する必要があります。
- 幅員4メートル未満の狭い道路が、日常生活のみならず緊急車両の通行の妨げになっています。土地所有者と協力し、狭い道路の拡幅整備を促進する必要があります。
- 老朽化が進んだ公営住宅の取扱いが問題になっています。今後の人口減少を見据え、存廃を含め、公営住宅のあり方を検討する必要があります。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
良好な居住環境の実現に満足している市民の割合(%)	6.3	9.1	12.0
住み慣れた場所で暮らし続ける仕組みづくりに満足している市民の割合(%)	11.0	12.5	14.0

## ▶ 施策の方針

### (1) 良好的な居住環境の実現

- 空き家問題の解決に向けた啓発や補助等の支援により、空き家や解体後の跡地の有効活用を図ります。
- 都市計画法の制度を適切に運用し、安全かつ周辺環境と調和した土地利用を促進します。
- 住宅の耐震改修や狭い道路の拡幅により、災害に強い居住環境を形成します。

『関連計画』『津島市空家等対策計画』(2022-2031)  
『津島市耐震改修促進計画』(2021-2030)

### (2) 良好的な公営住宅の提供

- 適切な修繕等を行うことで公営住宅の維持管理に努め、住宅に困窮する方に優良な居住環境を提供します。
- 老朽化が進んだ公営住宅では、その必要性を再検討し統廃合を進めます。

『関連計画』『津島市公営住宅再生整備計画』(2013-2022)

第  
序  
1  
論  
編

基  
本  
2  
構  
構  
想

基  
本  
3  
計  
編  
画

1  
總  
論

2  
計  
分  
野  
別

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

資  
料  
編

# 5 公園・緑地

## ▶ 施策のめざす姿

民間活力により魅力が高まった都市公園、地域住民主体により運営される「まちの庭・コミュニティの場」となる地域の公園など、子どもから高齢者まで安心してふれあえる公園が再整備されています。

## ▶ 現状と課題

- 今後の人ロ減少をはじめとする社会経済情勢の変化を踏まえ、未整備の公園については、めざすべき都市構造にあわせて見直し等が求められています。
- 公園利用者のニーズに配慮し、公園の魅力を高めるために民間活力を導入した公園の整備、維持管理が必要です。
- 地域住民が身近に憩える場や、災害時に避難場所や防災拠点になる場などを確保するため、まちなかの身近な公園を整備することが必要です。
- 老朽化した公園施設は、長寿命化計画に基づき、優先順位をつけ、計画的に更新を行っていくことが必要です。
- 都市緑地は、都市のオープンスペース\*として防災や良好な都市景観の形成など様々な機能を有しています。しかしながら、農地を含む都市部の緑地は減少傾向にあり、その機能維持が難しくなっています。良好な都市環境の形成を図るために、都市の緑地の保全に向けた対策が必要です。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
市民一人当たりの都市公園等の面積(㎡)	9.6	10.0	11.0
民間活力導入公園数(公園)	0	1	2



## ▶ 施策の方針

### (1) 公園・緑地の整備と魅力向上

- 国の交付金等を活用し、公園が不足するまちなかの身近な公園の整備を進めていきます。
- 都市公園施設長寿命化計画に基づき国の交付金等を活用し、老朽化した公園施設の改修を進めます。
- 都市公園の利便性や魅力向上のため、民間活力による整備手法の導入を検討します。
- 身近な公園など市民の憩いの場となる緑の空間を適正に確保し、市民と協働\*で緑豊かな環境づくりを進めます。
- 社会経済情勢の変化を踏まえ、長期にわたり事業が着手されていない都市計画公園の配置を見直すことで、良好な都市環境の形成を図ります。

《関連計画》『津島市都市計画マスターplan』(2021-2030)  
『津島市緑の基本計画』(2021-2030)  
『都市公園施設長寿命化計画』(2017-2026)  
『社会資本総合整備計画』(2020-2024)

### (2) 公園・緑地の管理

- 公園の遊具・施設の業者による保守点検や職員による日常点検を実施し、施設の不具合による事故の発生を防止します。
- 樹木の剪定・消毒を適時に実施し、樹木の枯れ枝や倒木による事故の発生を防止します。
- 良好的な都市環境の形成を図るため、生産緑地法に基づく「特定生産緑地制度\*」などを活用して、都市部の緑を確保します。

《関連計画》『津島市都市計画マスターplan』(2021-2030)  
『津島市緑の基本計画』(2021-2030)  
『都市公園施設長寿命化計画』(2017-2026)  
『社会資本総合整備計画』(2020-2024)

### (3) 民間活力を利用した公園運営

- 公園の整備や管理において、指定管理者制度\*や公募設置管理制度\*を導入することにより、民間活力を活用し公園の整備・維持管理費の削減及び利用者の利便性の向上をめざします。
- 国の交付金等を活用し、市民の生きがいと健康づくりの増進、商業・サービス業の活性化や魅力のある観光資源づくり等の効果が期待できる公園整備を進め、市の魅力向上、交流人口\*の増加をめざします。

《関連計画》『津島市都市計画マスターplan』(2021-2030)  
『津島市緑の基本計画』(2021-2030)  
『都市公園施設長寿命化計画』(2017-2026)  
『社会資本総合整備計画』(2020-2024)

第1章  
序論編

第2章  
基本構編想

第3章  
基本計画編

第1章  
総論

第2章  
計画別

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

# 6 治水・水害対策

## ▶ 施策のめざす姿

雨水排水対策が進み、水害の被害が最小限に抑えられ、市民は不安を感じることなく生活しています。

## ▶ 現状と課題

- 市内には二級河川である日光川水系の日光川、善太川、新堀川、目比川、蟹江川と、農業用機能を併せ持つ排水路があります。しかし、市域のほとんどが海抜ゼロメートル以下であるため、ポンプによって河川に強制排水しています。
- 台風、豪雨などによる被害を軽減するため、治水対策としての河川改修事業、排水対策としての排水路の改善事業、農地・宅地などの湛水被害の防除としての広域幹線水路整備や排水機場の整備事業を推進する必要があります。
- 近年、異常気象による局地的な大雨が頻発し、市内各所で道路冠水が発生しています。また、排水路が老朽化しているうえ、堆積物も多く、流下のボトルネック\*になっているため、適切な管理が求められています。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
治水機能の充実に満足している市民の割合(%)	17.6	20.0	21.0



## ▶ 施策の方針

### (1) 水害の不安がないまちの形成

- 日光川をはじめ、支川の善太川・新堀川では、台風や豪雨による河川氾濫を解消するため、川幅の拡幅や堤防補強などの事業を進めており、これら事業の早期完成に向けて県などの関係機関に事業推進を強く働きかけます。
- 治水と整合を図りながら、河川の堤防を活用した自然と親しめる散策路や、水辺と親しめる身近な空間の形成を図るとともに、河川の植生物の生息・生育環境に配慮した多面的な川づくりを県などと連携して行います。
- 安全・安心な市民生活を確保するため、生産緑地法に基づく「特定生産緑地制度\*」などを活用して、防災・減災\*に資する農地を確保していきます。

《関連計画》『津島市緑の基本計画』(2021-2030)

### (2) 計画的な更新及び災害時の備えの充実

- 流れてくるゴミによる水路の機能低下やポンプの機能障害などを防ぐため、市及び各土地改良団体が管理する幹線排水路及び排水機場の定期的な清掃・点検に努めます。
- 豪雨などによる浸水被害を防止するため、老朽化した既存排水機場の改修・増強を計画的に進めるとともに、適正な維持管理を行います。
- 排水先の河川改修の長期化により雨水排水整備が遅れている地区もあることから、市内流域毎に総合的な雨水排水対策を推進し、水害に強い安全なまちをめざします。

序1  
論編

基本2  
構構想

基本3  
計画

1  
総論

2  
計画野別

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

## ▶ 施策のめざす姿

的確かつ効率的に上水道施設の修繕及び更新が行われ、安全でおいしい水が安定的に供給されています。

## ▶ 現状と課題

- 上水道に対しては、安心で信頼性のある水道供給体制を強化するために、南海トラフ地震<sup>\*</sup>のような大規模災害に対応した施設整備や危機管理体制の充実が求められます。
- 配水場の施設や配水管は耐用年数が過ぎ老朽化が進行しています。年々事故・故障のリスク要因が高くなっているため、安定供給の観点からもより一層早急な対応が求められます。
- 現有施設の機能を停止することなく、計画的な事業を継続するため、事業経営の健全化を図る必要があります。
- 人口減少に伴う供給人口の低下による大幅な料金収入の減少が懸念されます。経営の効率化を行いつつ、将来にわたり持続可能な経営体制を構築することが必要です。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
重要給水施設配水管の耐震化率(%)	19.5	32.9	40.0
安全でおいしい水の安定供給に満足している市民の割合(%)	26.5	50.0	65.0



## ▶ 施策の方針

### (1) 良質な水の安定供給

- 水道水の安定供給のため、水質の安全性の確保や老朽化した配水場の施設更新を実施します。
- 震災での非常事態において重要給水施設(先行開設避難所等)への確実な給水、基幹的水道施設の機能確保などの耐震対策を実施します。

《関連計画》『津島市水道ビジョン』(2012-2021)  
『津島市水道事業経営戦略』(2018-2027)

### (2) 健全な事業運営

- 料金収納等にかかる業務委託を実施している民間業者のノウハウを活用し、収納率向上に努めます。
- 老朽化した施設の適切な更新や維持管理を進める中で、多様化するニーズにこたえ、後世に負担のかからない経営体制をめざします。
- 人口減少や増え続ける施設の更新需要に対し、施設のダウンサイ징\*や事業費の平準化、設備の省電力化等を図ります。
- 様々な業務の民間委託の拡大や包括的委託など、民間のノウハウを活用し、より効率的・効果的な事業運営を図ります。
- 水道事業の基盤強化のため、水道事業者間の広域的な連携の推進に関する調査研究を進めます。

《関連計画》『津島市水道ビジョン』(2012-2021)  
『津島市水道事業経営戦略』(2018-2027)

第1序論編

基本第2本構想

基本第3本計画

1  
総論

2  
計画別

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

# 8 下水道

## ▶ 施策のめざす姿

下水道の整備が進み、水路や側溝が清潔に保たれ、市民は快適に生活しています。

## ▶ 現状と課題

- 本市は、歴史的に水・川との関わりが深く、都市化が進むとともに、未だに河川などに未処理の生活排水が流れ込み、水質の悪化を招いています。そのため、一般家庭や事業者からの汚水の適正な処理が不可欠であり、早期の下水道整備が求められています。
- 本市の汚水処理は、下水道の整備をはじめ、コミュニティ・プラント<sup>\*</sup>事業、合併処理浄化槽設置を推進し、良好な生活環境の確保と水質保全に努めてきました。
- 市街地の一部にある単独公共下水道の管渠の老朽化が進行しています。道路陥没などの交通障害を引き起こすことから、早急に老朽化対策が求められています。
- 単独公共下水道区域内において、不明水<sup>\*</sup>の大幅な削減が喫緊の課題となっており、有収率<sup>\*</sup>の向上が求められています。
- 昭和39年(1964年)に供用開始した下水終末処理場の施設の老朽化がかなり進行しています。下水終末処理場の処理機能の軽減を図るため、単独公共下水道を流域下水道へ接続する必要があります。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
下水道普及率(%)	42.2	45.0	48.0
汚水処理人口普及率(%)	77.7	85.0	90.0



## ▶ 施策の方針

### (1) 汚水処理施設等の整備

- 公共用水域の水質保全のため、下水道未普及地域の整備に努めます。
- 4か所のコミュニティ・プラント\*を適切に維持管理し、周辺水路の水質保全に努めます。
- 公共下水道区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

『関連計画』『流域関連公共下水道事業計画』(2017-2023)

『公共下水道事業計画』(2021-2023)

### (2) 効率的な施設管理

- 地下水の管路内への流入及び道路の陥没事故を防ぐために、劣化が著しい管路を更生工法により長寿命化\*を図ります。
- 下水終末処理場の施設について、適切な維持管理を行います。
- 広域化・共同化の観点から、老朽化した終末処理場の適正なあり方を検討します。

『関連計画』『津島市下水道施設ストックマネジメント基本計画』(2018-2022)

### (3) 水環境の保全意識の啓発

- 下水道の早期利用を促進するため、各戸訪問など啓発活動を行います。
- 県と連携しながら、子どもたちに水循環について理解・関心を持ってもらうため、県主催の出前講座の受入等を積極的に行います。

### (4) 健全な事業運営

- 流域関連公共下水道の整備を進めるとともに、処理区域内の下水道への接続を推進します。
- 汚水処理施設の統廃合を促進し、より効率的な事業運営を図ります。
- 今後の下水道の経営や投資の状況を勘案し、適正な使用料に関する検討を行います。

第  
序 1  
論編

基  
本 2  
構  
想

基  
本 3  
計  
画

1  
總  
論

2  
計  
画  
野  
別

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

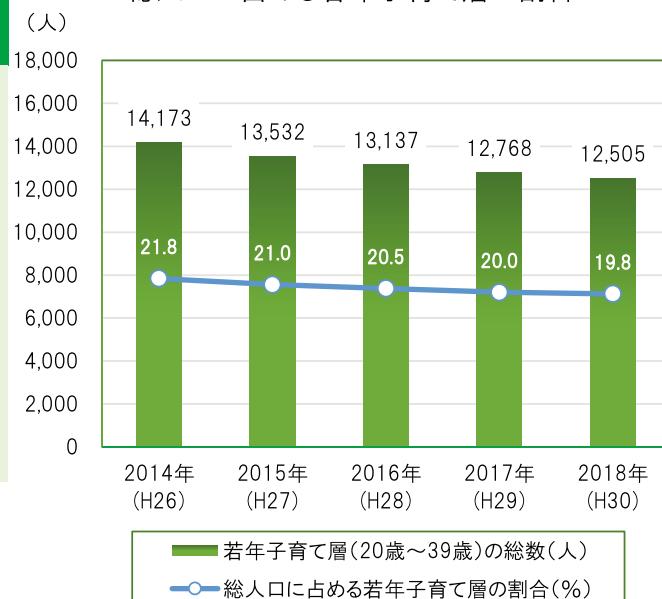
第  
4  
章

第  
5  
章

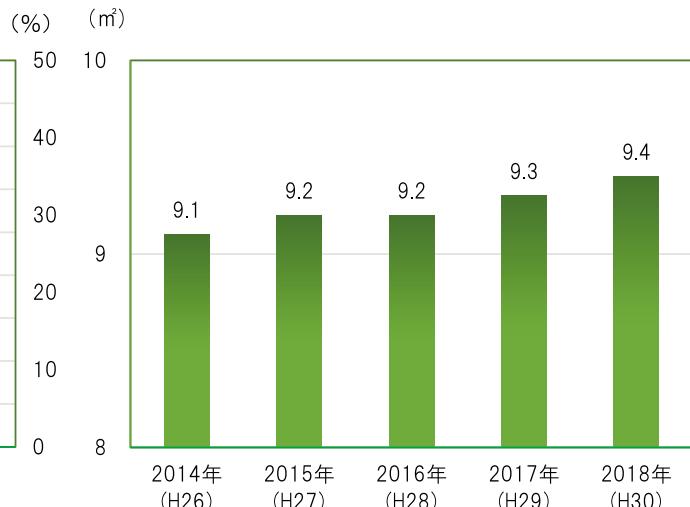
資  
料  
編

## ▶ 関連データ

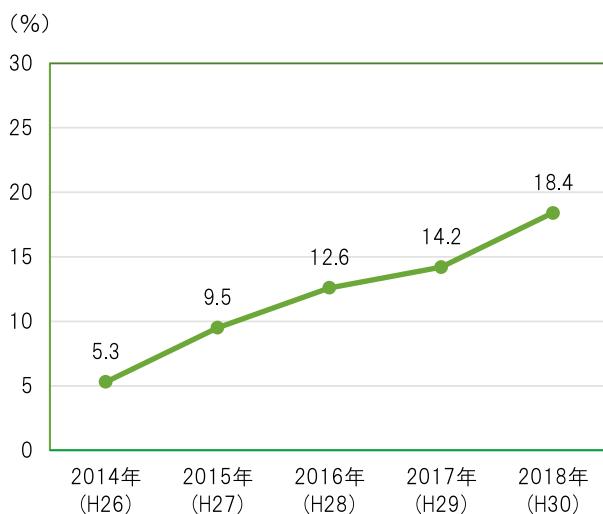
4-1 若年子育て層(20歳～39歳)の総数と  
総人口に占める若年子育て層の割合



4-2 市民一人当たりの都市公園等の面積



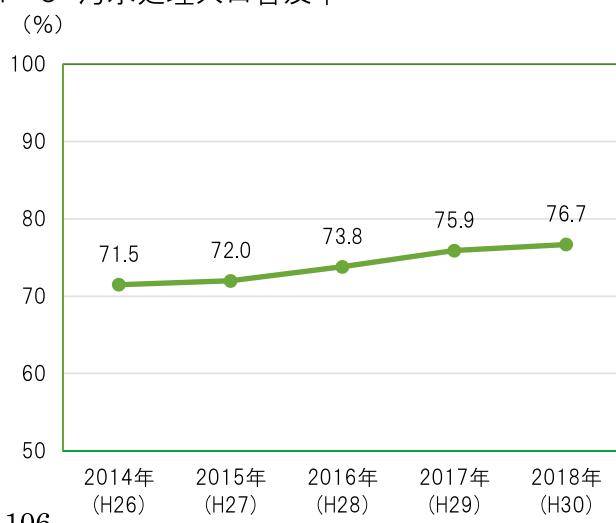
4-3 重要給水施設配水管の耐震化率



4-4 下水道普及率



4-5 污水処理人口普及率



3-2  
分野別計画

第 5 章

協働・行財政運営

- 1 市民活動・コミュニティ
- 2 財政運営
- 3 行政経営
- 4 地域情報化
- 5 情報・魅力の発信

## ▶ 施策のめざす姿

地域づくりを担う様々な主体が、お互いに理解し尊重しあいながら、対等の立場で協力し、共通の目的を達成するために自発的に活動しています。

## ▶ 現状と課題

- 時代の変化とともに、市民ニーズや地域課題が多様化しています。こうした状況に行政だけでは対応が難しいことから、様々な主体とパートナーシップ\*を築き、幅広い分野において活躍する市民活動や地域活動が求められます。
- 隣近所の関係が希薄となり、地域活動に参加しない市民が増えるとともに、活動の担い手不足や高齢化による地域活動組織の弱体化が危惧されます。各地域の実情にあわせた地域コミュニティ組織の強化や活動支援を通じて、お互い様による課題解決が求められます。
- 市民活動団体が取り組む地域課題も時代の変化とともに多様化しています。各団体の実情を踏まえた活動支援や新たな担い手、活動グループの育成が求められます。
- 地域の課題を自らの課題と捉え主体的に取り組む市民が増えています。様々な主体が協力することでより大きな効果を得ることができます、お互いが知りあう場が限られているため、多種多様な活動団体の出会いと交流の場を設けることで、更に協働\*の輪を広げることが求められます。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
津島市公益活動団体バンク*登録数(団体)	156	180	200
町内会や自治会の活動に参加している市民の割合(%)	47.1	49.6	52.1
地域活動やボランティア活動等に参加している市民の割合(%)	21.2	25.0	30.0
より良い地域づくりを考える講座や交流会の開催数(回)	10	15	20

## ▶ 施策の方針

### (1) 協働\*のまちづくり

- まちづくりに関する情報を積極的に発信するとともに、市民活動に関する講座やイベントなどを開催し、協働\*に関する市民の理解や意識を育みます。
- 地域や市民団体等による公益的な活動に対し、情報交換の場の提供や提案事業に対する補助を行うことにより、公益的な活動の活性化を図ります。
- 様々な主体の活動を知る機会を提供するとともに、協働\*のきっかけとなる場を提供することにより、パートナーシップ\*の確立を図ります。

《関連計画》『津島市協働のまちづくり基本方針』(2018-)

### (2) コミュニティ活動の活性化

- 地域活動の情報を積極的に発信するとともに、より良い地域づくりを考える講座や交流会などを開催することにより、市民のコミュニティ意識の向上と人財の発掘・育成を図ります。
- 各地域の特色ある取組を持ち寄り、経験やノウハウを共有しプラッシュアップ\*することで、コミュニティ活動の充実を図ります。

《関連計画》『津島市協働のまちづくり基本方針』(2018-)

第  
序  
1  
論

基  
第  
本  
2  
構  
編  
想

基  
第  
本  
3  
計  
編  
画

1  
總  
論

2  
計  
分  
野  
別

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

資  
料  
編

## ▶ 施策のめざす姿

予算や人員が効果的・効率的に配分されており、健全な財政運営のもと、持続可能で自立したまちづくりが進み、市民が安心して生活しています。

## ▶ 現状と課題

- 人口減少、少子高齢化の影響による社会保障費の増加など、引き続き厳しい財政状況が見込まれています。持続可能な行財政基盤を確立するため、全庁的に財源確保の取組を進める必要があります。
- 地方分権の進展など社会構造が変化し、市民ニーズも多様化・高度化しています。様々な環境の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応する必要があります。
- 生産年齢人口<sup>\*</sup>の減少が全国的な問題となっており、未申告者を減少させていくことで、公平・公正な課税を行うことが求められます。
- 市税の収納率が伸び悩んでいる現状があります。納税相談を通じて納税意識向上に努めるとともに、適切な滞納整理を行い収納率の向上を図ることが求められます。
- 過去に整備を行った公共施設等の老朽化等により、更新や維持保全に多額の経費が必要となります。公共施設等の集約化・長寿命化<sup>\*</sup>等を検討するとともに、受益者負担の適正化の観点から適宜使用料を見直す必要があります。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
財政調整基金残高(億円)	17	18	20
未申告者の申告率(%)	39.1	48.0	50.0
市税収納率(現年度分)(%)	98.7	98.9	99.1



## ▶ 施策の方針

### (1) 健全な財政運営

- 限られた財源の中で安定した財政運営を図るため、行財政改革の取組を進めます。
- 必要性・緊急性の高い分野に限られた財源を、重点的かつ効果的に配分することを基本に予算編成に努めることで、効率的な行財政運営を着実に実行します。

《関連計画》『津島市行財政改革推進大綱(改訂版)』(2021-2025)  
『津島市行財政改革推進計画(第2次)』(2021-2025)

### (2) 財源の適正な確保

- 未申告者への勧告や土地・家屋現地調査などを適正に実施し、公平・公正な課税を行います。
- 新たに発生する滞納に対して効果的かつ効率的な処理を行うことで、新規滞納者を増加させないようにし、収納率向上をめざします。
- 口座振替を推進するとともに、費用対効果や納税者の利便性を考慮しながら、新たな納付方法や納付場所といった納付機会の拡大を検討します。

### (3) 公共施設の適正配置・運営

- 老朽化が進む公共施設等の集約化、譲渡・廃止・長寿命化\*等を行い、計画的に施設の適正配置に取り組みます。
- 「津島市公共施設使用料の見直し方針」に基づき、定期的に使用料の見直しを行います。

《関連計画》『津島市公共施設等総合管理計画』(2017-2056)  
『津島市公共施設等適正配置計画』(2019-2056)

序1  
論編

基第  
本2  
構編  
想

基第  
本3  
計編  
画

1  
總論

2  
計  
分  
野  
別

第1  
章

第2  
章

第3  
章

第4  
章

第5  
章

資料  
編

## ▶ 施策のめざす姿

高度化・多様化する行政需要に対応した効果的・効率的な行政経営により、厳しい財政状況であっても質の高い行政サービスが提供され、社会経済の変化に柔軟に対応した市政運営が行われています。

## ▶ 現状と課題

- 少子高齢化に伴う人口減少の進展に伴い、行政の経営資源が制約されることで、行政需要への対応の遅れが懸念されます。経営資源を最適に配分することにより、行政規模に見合った持続可能な行政経営が求められます。
- 社会経済の変化に伴い、自治体に求められる機能が変化していきます。行政サービスの質や水準を確保するための体制や仕組みを見直していくことが求められます。
- 厳しい財政状況の中、権限移譲、制度改正、政策的課題への対応に伴い、行政需要が多様化しています。引き続き質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供するため、社会経済情勢の変化に的確に対応し、行政サービスと事務処理の水準を向上しつつ、最少の経費で最大の効果を挙げる必要があります。
- 予算や職員数などの行政の経営資源が制約されることで、行政運営の柔軟性が低下することが懸念されます。地域や組織の枠を超えた連携・協力体制を構築し、持続可能な都市機能を確保していくことが必要となります。
- 質の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりの能力向上を図る必要があります。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
住み続けたいと感じる市民の割合(%)	73.4	77.0	80.0
自立と責任ある行財政運営に満足している市民の割合(%)	3.6	7.0	15.0



## ▶ 施策の方針

### (1) 効果的・効率的な行政経営

- 行政評価制度を活用することによって、的確に行政需要に応じ、地域課題の解決に必要な施策を集中的に推進するなど、適切な判断により行政活動の質と水準の向上を図ります。
- 各部局の権限と責任に基づき、部局間連携や施策間調整を行い、柔軟かつ迅速に業務を実施し、施策の戦略的な推進を図ります。
- 行政手続のオンライン化（デジタルファースト）、添付書類の削減徹底（ワンスオンリー）、ワンストップサービスの推進（コネクテッド・ワンストップ）による窓口サービスの向上のほか、ICT\*の活用やアウトソーシング\*による業務改革などの行政サービス改革を推進します。

### (2) 行政活動における様々な主体との連携

- 行政需要の変化への対応や行政サービスの充実において、組織の枠を超えた対等な関係で民間事業者やNPO\*、学校・大学等と連携して実施するなど、民間活力の活用を進めます。
- 広域的な行政課題等について、生活圏や経済圏が同じ自治体間で、地域の枠を越えた連携・協力により、業務の共同化や情報の共有を図ります。

### (3) 適切な人事管理と職員の能力向上

- 津島市定員適正化計画に基づき、適正な定員管理及び職員配置を図ります。
- 職員研修を計画的に実施し、職員一人ひとりの能力や意欲の向上と組織の活性化を図ります。
- 職員の能力向上、組織の活性化を図るため、職員の能力・業績を適正に評価する人事考課制度を公平・公正に運用します。
- 市民ニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、市民に分かりやすく利便性が向上する効率的な組織機構を構築します。

《関連計画》『津島市定員適正化計画』(2021-2025)

『津島市職員人材育成基本方針』(2021-)

序1  
論編

基第  
本2  
構編  
想

基第  
本3  
計編  
画

1  
総論

2  
計  
画  
野  
別

第1  
章

第2  
章

第3  
章

第4  
章

第5  
章

資料  
編

# 4 地域情報化

Chapter

5

協働・行財政運営

## ▶ 施策のめざす姿

情報通信技術を使って、暮らしにまつわる様々な情報や行政サービスをいつでも誰でも利用でき、便利で質の高い生活を送ることができます。

## ▶ 現状と課題

- 人口減少により地域における担い手が減少していく中、行政サービスの質を維持していくためには、更なる進展が見込まれるICT\*を活用して事務の効率化を図り、地域課題の解決に人的・財政的な資源を集中していく必要があります。
- ICT\*の進展に対応して、様々な情報がデジタル化され、IoT\*やAI\*などの新しい技術を使用したデータ活用の機会が拡大します。デジタルデータを利活用することによる市民の生活利便の向上や地域経済の活性化が求められます。
- 行政事務の一層の多様化が見込まれることから、システムの標準化やICT\*の活用により、業務の合理化・効率化を図り、経費の削減や職員の事務負担を軽減する必要があります。
- ICT\*の進展に伴い、情報システムの複雑化や情報セキュリティの脅威の多様化への対応が求められます。情報システムを活用した行政情報基盤の効率的な整備・運用と併せて、行政が保有する情報資産を保護するため、情報セキュリティ対策を充実させる必要があります。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
総合的な情報環境の整備に満足している市民の割合(%)	6.1	15.0	30.0

## ▶ 施策の方針

### (1) ICT\*を活用した地域活性化

- 市が保有する情報のオープンデータ\*化を進め、他の自治体、民間企業、大学、NPO\*等の様々な主体が官民データを容易に活用できるようにすることで、民間活力を活用した地域課題の解決につなげます。
- 様々な施策分野においてICT\*を活用することによって、施策の飛躍的な充実や課題解決のスピードアップにつなげます。
- 公衆無線LANの整備や情報格差の解消、地域人材の育成等を通じて、地域におけるICT\*活用の裾野を広げます

### (2) 電子自治体（スマート自治体）の推進

- 行政手続のオンライン化やこれに伴う業務の見直し(BPR\*)による手続・業務の簡素化・合理化を進めるとともに、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及を促進し、行政サービス利用者の負担軽減や利便の向上を図ります。
- 府内業務のデジタル化やAI\*(人工知能)・RPA\*(ロボットによる業務自動化)などのICT\*の活用を進め、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスの提供を行います。
- システムの標準化・共通化などにより、業務の効率化・高度化を図るとともに、テレワーク\*を活用した柔軟な働き方の推進により、いかなる環境下においても必要な行政サービスを提供できる体制の構築に努めます。
- 行政事務におけるICT\*の活用や業務のデジタル化に対応するため、情報システムや機器の整備・適正運用に努めます。

### (3) ICT\*に対応する環境の整備

- 情報セキュリティに関する障害・事故の未然防止に努めるとともに、障害・事故が発生した場合の対応・復旧・再発防止の対策や体制を構築し、情報セキュリティの実効性を向上します。
- ICT\*を活用した施策の推進やセキュリティ体制の強化に対応できる職員の育成や担当組織の拡充により、ICT\*や情報セキュリティへの対応の迅速化・充実化を図ります。

第1序論編

第2基本構編想

第3基本計画

1総論

2計画別

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

# 5 情報・魅力の発信

## ▶ 施策のめざす姿

市民の生活に関わる情報や本市のイメージ向上につながる情報が、各種情報媒体を通じ効果的に発信されています。

## ▶ 現状と課題

- 市民等の情報収集手段として、広報紙のような紙媒体だけではなく、ホームページを活用することが多くなっており、ホームページへの年間アクセス数も年々増加しています。
- スマートフォンやウェブアプリ\*の普及に伴い、情報収集手段のデジタル化がますます進むことが予想されることから、ホームページ等の充実及び利便性の向上を図る必要があります。
- 情報収集手段の多様化にあわせ、インスタグラム\*やフェイスブック\*を活用した情報発信も行っています。これらのSNS\*に対する認知度の向上及び発信する情報の充実を図る必要があります。
- ふるさとつしま応援寄附金では、ふるさと納税サイト等を活用して地場産業の活性化と地元特産品のPRを行っています。

## ▶ まちづくり指標

指 標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
市公式ホームページアクセス数(件)	715,313	1,159,000	1,529,000
市公式インスタグラム*フォロワー数(人)	205	1,000	2,000
ふるさとつしま応援寄附金返礼品数(商品)	50	70	90



## ▶ 施策の方針

### (1) 行政からの情報発信

- 広報紙やホームページ、SNS\*の利用しやすさに配慮するとともに、修正が必要なコンテンツ\*については見直しを図ります。
- 行政からの一方的な情報発信とならないよう、広く市民の声を聴く場として、パブリックコメント\*や市民アンケート等を実施します。
- 受講する職員のレベル・職階に応じた情報発信に関するセミナーを計画的に開催し、職員一人ひとりのプロモーション\*能力の向上を図ります。

### (2) ふるさとしま応援寄附金制度を活用した魅力発信

- 地元特産品をPRし地場産業の活性化をめざすとともに、全国に本市の魅力を広く発信するため、本市の特色を生かした返礼品の充実を図ります。

第1序論

第2基本構想

第3基本計画

1総論

2計画別

第1章

第2章

第3章

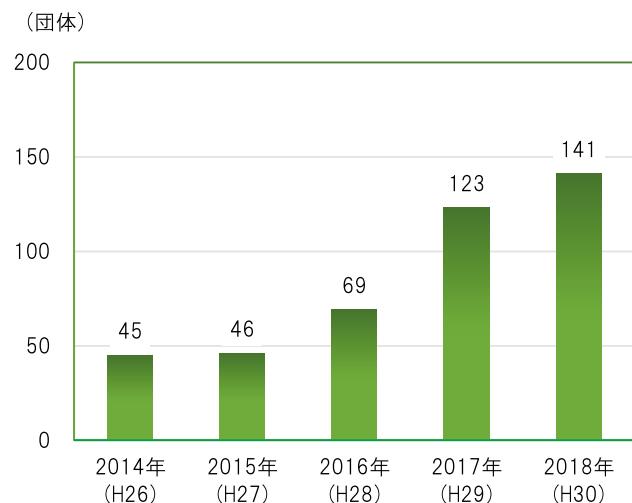
第4章

第5章

資料編

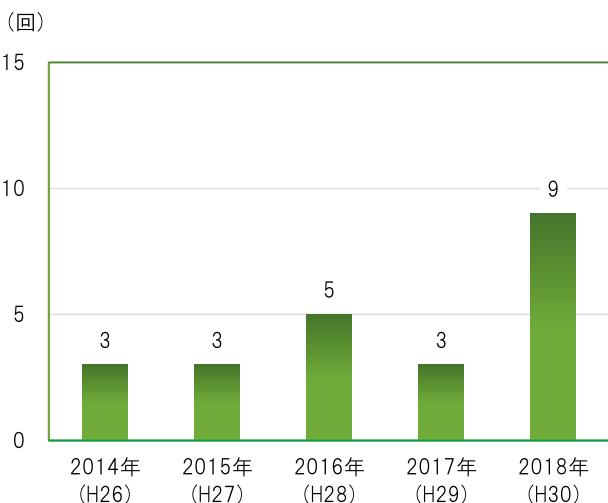
## ▶ 関連データ

5-1 津島市公益活動団体バンク登録数

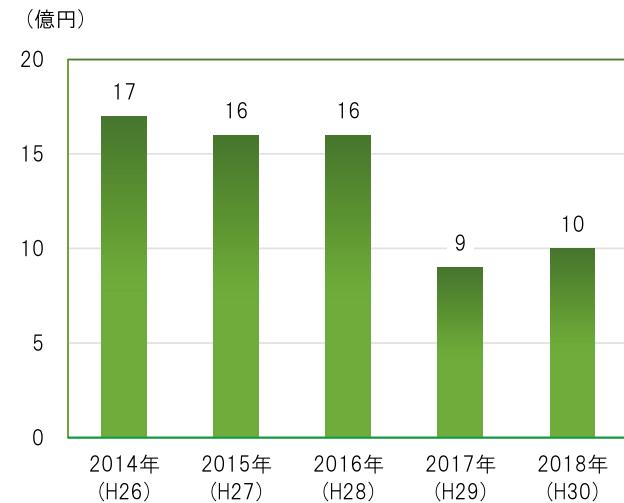


5-2 より良い地域づくりを考える講座や交流会の開催数

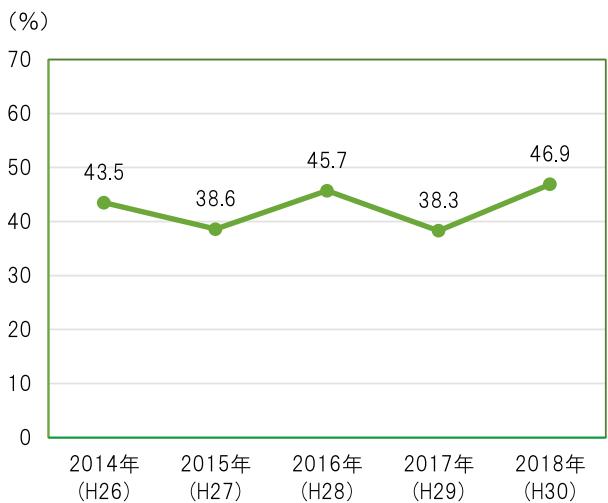
5-2 より良い地域づくりを考える講座や交流会の開催数



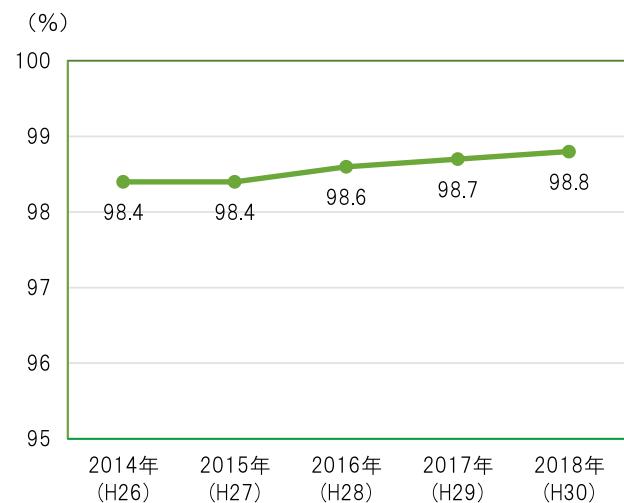
5-3 財政調整基金残高



5-4 未申告者の申告率



5-5 市税収納率(現年度分)



5-6 市公式ホームページアクセス数



第  
序 1  
論 編

基 第  
本 2  
構 編  
想

基 第  
本 3  
計 編  
画

1  
總 論

2  
計 分  
野 別

第 1  
章

第 2  
章

第 3  
章

第 4  
章

第 5  
章

資  
料  
編



# 資料編

- 1 まちづくり指標一覧
- 2 用語解説
- 3 総合計画条例
- 4 総合計画策定体制図
- 5 策定経過
- 6 総合計画審議会
- 7 総合計画策定委員会等

# 資料編

## 1 まちづくり指標一覧

### 第1章 保健・医療・福祉

資料編

施策	指標	現状値 (2019年)	目標値		指標の内容など
			2025年	2030年	
1 健康づくり	肺がん検診受診率(%)	32.5	40.0	50.0	受診者÷対象者×100 ※対象者=40歳以上の人団 ー就業者数+農林水産業従事者ー要介護4・5の認定者
	健幸塾・出前講座の実施回数(回／年)	18	25	35	ボランティアや職員による地域への出前講座実施回数
2 地域医療・市民病院	市民病院の紹介率(%)	69.0	76.1	83.1	(紹介初診患者数+初診救急患者数)÷初診患者数 ※「医療の質の評価・講評等推進事業」紹介率指標に準ずる
	市民病院の逆紹介率(%)	56.9	63.6	70.2	逆紹介患者数÷初診患者数 ※「医療の質の評価・講評等推進事業」紹介率指標に準ずる
	市民病院の急性期病床稼働率(%)	87.6	90.0	93.0	急性期病棟(緩和ケア病棟、地域包括ケア病棟を除く)の平均稼働率
3 地域福祉・セーフティネット	住民同士のふれあいや交流の状況が良いと感じる市民の割合(%)	11.0	14.3	18.6	地域福祉計画策定のためのアンケート調査で、住民同士のふれあいや交流の状況を良いと回答した市民の割合
	自立相談支援等件数(件／年)	148	180	210	自立相談支援事業相談者への情報提供及び関係機関への取次件数
4 国民健康保険・福祉医療・国民年金	国民健康保険税収納率(現年度分)(%)	92.4	94.5	95.0	国民健康保険税の現年度分収納率
	国民健康保険加入者の特定健康診査受診率(%)	42.1	49.0	54.0	受診者÷対象者×100 ※対象者・受診者ともに年度途中の加入者及び脱退者は除く(法定報告値)
5 子育て支援	子育てしやすいまちだと思う市民の割合(%)	40.2	45.0	50.0	市民意識調査で、子育てしやすいまちだと思うと答えた市民の割合
	子育てにおいて、不安や負担を感じていない市民の割合(%)	36.0	43.0	50.0	子ども子育て支援に関するアンケート調査で、子育てにおいて、不安や負担を感じていないと答えた就学前児童の保護者と小学生児童の保護者の割合の平均
6 高齢者福祉	要介護認定率(65～74歳)(%)	3.6	3.5	3.3	前期高齢者のうち介護認定を受けている者の割合
	要介護認定率(75歳以上)(%)	27.9	28.5	31.9	後期高齢者のうち介護認定を受けている者の割合
7 障がい者福祉	障がい福祉サービス等の支給決定を受けている障がいのある人等の割合(%)	15.1	20.1	25.1	障がい福祉サービス等の支給決定を受けている人÷障がい福祉サービス等を受けることができる対象者×100

## 第2章 教育・文化・人権

施策	指標	現状値 (2019年)	目標値		指標の内容など
			2025年	2030年	
1 学校教育	将来の夢や目標を持つている子どもの割合(%)	小学生	83.2	85.0	90.0
		中学生	68.7	71.0	74.0
2 社会教育	生涯学習環境の充実に満足している市民の割合(%)		7.0	10.0	12.0
	生涯スポーツ環境の充実に満足している市民の割合(%)		8.6	13.5	17.5
	健やかな青少年の育成に満足している市民の割合(%)		5.7	7.0	10.0
3 歴史・文化・芸術	郷土の歴史・文化への関心の向上に満足している市民の割合(%)		16.0	20.0	25.0
4 人 権	基本的人権が尊重されている社会であると認識する市民の割合(%)		43.3	46.0	50.0
	夫婦が協力して同じ程度育児、子どもの世話をやっていく市民の割合(%)		37.6	43.0	50.0
5 多文化共生・国際交流	国際交流事業などへの年間参加者数(人)		637	700	800
	多文化共生の推進を重要だと考える市民の割合(%)		18.4	27.6	36.8

### 第3章 産業・環境・市民生活

施策	指標	現状値 (2019年)	目標値		指標の内容など
			2025年	2030年	
1 農 業	認定農業者数(経営体)	31	32	33	認定農業者数
2 商工業・雇用・消費者対策	製造品出荷額等(万円)	11,508,849	12,108,849	12,608,849	工業統計調査における製造品出荷額等
3 観光・交流	年間観光客数(万人)	147	162	164	年間観光入込客数(藤まつり、天王祭、秋まつり、津島神社、観光交流センター、観光センター)の3箇年平均
4 環境保全	市区域におけるCO <sub>2</sub> 排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	370 <sup>注</sup>	344	311	環境省が算出する市区町村別のCO <sub>2</sub> 排出量推計値 注:環境省「自治体排出量力ルテ」掲載 2017年度CO <sub>2</sub> 排出量
	市民1人1日当たりのごみ排出量(g)	743	729	704	ごみ総排出量 ÷ 総人口 ÷ 365日
	資源化率(%)	14.0	19.1	21.6	総資源化量 ÷ ごみ総排出量 × 100
5 消防・救急	消防・救急体制の充実に満足している市民の割合(%)	30.3	32.0	34.0	市民意識調査で、消防・救急の充実に満足していると答えた市民の割合
	住宅用火災警報器設置率(%)	68.7	75.0	80.0	市民へのアンケート調査で、住宅用火災警報器を設置していると回答した割合
6 防災・危機管理	災害に対する家庭内の備えができるている市民の割合(%)	36.8	50.3	63.8	市民意識調査で、災害に対する家庭内の備えができるていると答えた市民の割合
7 防犯・交通安全	犯罪年間発生件数(件)	441	391	354	市内で発生した刑法犯の年間発生件数
	交通事故年間発生件数(件)	223	199	179	市内で発生した人身事故の年間発生件数

## 第4章 交通・都市基盤・水環境

施策	指標	現状値 (2019年)	目標値		指標の内容など
			2025年	2030年	
1 都市計画	魅力あるまちの形成に満足している市民の割合(%)	5.5	8.1	10.8	市民意識調査で、魅力あるまちの形成に満足していると答えた市民の割合
	土地の有効活用と環境整備に満足している市民の割合(%)	10.5	13.2	15.9	市民意識調査で、土地の有効活用と環境整備に満足していると答えた市民の割合
	総人口に占める若年子育て層(20歳～39歳)の総数と割合(人・%)	12,239 19.5	12,350 20.0	12,500 22.0	住民基本台帳の若年子育て層(20歳～39歳)の総数 若年子育て層(20歳～39歳)の総数 ÷ 住民基本台帳人口 × 100
2 公共交通	公共交通の利便性の向上に満足している市民の割合(%)	15.2	20.0	28.0	市民意識調査で、公共交通の利便性の向上に満足していると答えた市民の割合
	ふれあいバスを利用している市民の割合(%)	21.5	25.0	30.0	市民意識調査で、ふれあいバスを利用していると答えた市民の割合
3 道路	幹線道路進捗率(橋詰見越線)(%)	32.7	39.5	45.7	用地取得面積 ÷ 計画用地 × 100
	周辺都市や市内の主要施設を結ぶ幹線道路の整備に満足している市民の割合(%)	19.0	21.0	22.0	市民意識調査で、周辺都市や市内の主要施設を結ぶ幹線道路の整備に満足していると答えた市民の割合
4 建築・住宅	良好な居住環境の実現に満足している市民の割合(%)	6.3	9.1	12.0	市民意識調査で、良好な居住環境の実現に満足していると答えた市民の割合
	住み慣れた場所で暮らし続ける仕組みづくりに満足している市民の割合(%)	11.0	12.5	14.0	市民意識調査で、住み慣れた場所で暮らし続ける仕組みづくりに満足していると答えた市民の割合
5 公園・緑地	市民一人当たりの都市公園等の面積(m <sup>2</sup> )	9.6	10.0	11.0	都市公園面積 ÷ 住民基本台帳人口 × 100
	民間活力導入公園数(公園)	0	1	2	PFI導入済公園数
6 治水・水害対策	治水機能の充実に満足している市民の割合(%)	17.6	20.0	21.0	市民意識調査で、治水機能の充実に満足していると答えた市民の割合
7 上水道	重要給水施設配水管の耐震化率(%)	19.5	32.9	40.0	耐震化した管路延長 ÷ 耐震化が必要な管路延長 × 100
	安全でおいしい水の安定供給に満足している市民の割合(%)	26.5	50.0	65.0	市民意識調査で、安全でおいしい水の安定供給に満足していると答えた市民の割合
8 下水道	下水道普及率(%)	42.2	45.0	48.0	下水道供用開始区域内人口 ÷ 行政人口 × 100
	汚水処理人口普及率(%)	77.7	85.0	90.0	公共下水道、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等の汚水処理人口 ÷ 住民基本台帳人口 × 100

## 第5章 協働・行財政運営

施策	指標	現状値 (2019年)	目標値		指標の内容など
			2025年	2030年	
1 市民活動・ コミュニティ	津島市公益活動団体バンク 登録数(団体)	156	180	200	市内で公益的な活動を行う 市民活動団体や企業等の数
	町内会や自治会の活動に参 加している市民の割合(%)	47.1	49.6	52.1	市民意識調査で、町内会や 自治会の活動に参加している と答えた市民の割合
	地域活動やボランティア活 動等に参加している市民の 割合(%)	21.2	25.0	30.0	市民意識調査で、地域活動 やボランティア活動等に参加 していると答えた市民の割合
	より良い地域づくりを考える 講座や交流会の開催数 (回)	10	15	20	より良い地域づくりを考える講 座や交流会の開催数
2 財政運営	財政調整基金残高(億円)	17	18	20	大幅な減収や災害等による 予期せぬ支出・減収を補填 するために積み立てる財政調 整基金残高
	未申告者の申告率(%)	39.1	48.0	50.0	申告者数 ÷ 申告勧告 × 100
	市税収納率(現年度分) (%)	98.7	98.9	99.1	市税の現年度分収納率
3 行政経営	住み続けたいと感じる市民の 割合(%)	73.4	77.0	80.0	市民意識調査で、本市に住 み続けたいと答えた市民の割 合
	自立と責任ある行財政運営 に満足している市民の割合 (%)	3.6	7.0	15.0	市民意識調査で、自立と責 任ある行財政運営に満足して いると答えた市民の割合
4 地域情報化	総合的な情報環境の整備に 満足している市民の割合 (%)	6.1	15.0	30.0	市民意識調査で、総合的な 情報環境の整備に満足して いると答えた市民の割合
5 情報・ 魅力の発信	市公式ホームページアクセス数(件)	715,313	1,159,000	1,529,000	市公式ホームページの年間 アクセス数
	市公式インスタグラムフォロ ワー数(人)	205	1,000	2,000	市公式インスタグラムをフォロ ーしている人数
	ふるさとしま応援寄附金返 礼品数(商品)	50	70	90	ふるさとしま応援寄附金の 返礼品として登録されている 商品数

## 2 用語解説

	用語	説明
あ 行	RPA	Robotic Process Automationの略。人間がコンピュータ上で行っている定型作業を、ロボットで自動化することをいい、別名「仮想知的労働者(デジタルレイバー)」と呼ばれる、ロボットによる業務自動化のこと。
	IoT	Internet of Thingsの略。車、家電、施設等の様々な物がインターネットにつながり、情報をやりとりすることで、新たな付加価値を生み出すこと。
	ICT	Information and Communications Technologyの略。コンピュータやデータ通信に関する技術の総称のこと。
	アウトソーシング	業務を外部に委託することによって効率化を図る手法のこと。
	アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
	新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症対策を日常生活に取り入れた生活様式のこと。実践例として、身体的距離の確保、マスク着用、手洗いといった基本的な感染対策、3密(密集、密接、密閉)の回避などがある。
	海部地域観光ネットワーク協議会	海部地域(津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)の観光推進と相互の交流促進を図る団体のこと。
	生きる力	知・徳・体のバランスのとれた力のこと。これから大きく変化していく時代を生き抜くために、学力と人間性、健康・体力をバランスよく育てることをめざしたもの。
	イノベーション	「改革」「革新」を意味する言葉で、社会や企業に大きな変化をもたらすこと。
	インスタグラム	写真・動画を無料で共有できるソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)のこと。
	インターン	就業体験を通じて、仕事や企業、業界等への理解を深めることができる制度のこと。
	インフラ	Infrastructureの略。道路、通信手段、港湾施設、教育・衛星施設など、経済活動や社会生活を円滑に維持し、発展させるために必要な基礎的な施設のこと。
	ウェブアプリ	インターネット(Web)などのネットワークから利用するアプリケーションソフトウェアのこと。
	AI	Artificial Intelligenceの略。人工知能のことで、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般、あるいは、人間が知的を感じる情報処理・技術全般のこと。
	ALT	Assistant Language Teacherの略。外国語を母国語とする外国語指導助手のこと。小・中学校などに配置され、授業を補助している。
	SNS	Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。インターネット上で社会的交流を構築できるサービスのこと。
	SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された2016年から2030年までの国際目標のこと。持続可能な社会を実現するための17の目標(めざすべき姿)・169のターゲット(具体的な取組)等から構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことをめざしている。
	NPO	Non-Profit OrganizationまたはNot-for-Profit Organizationの略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配すること目的としない団体のこと。
	M字カープ	女性の労働力率をグラフにした場合に表れるアルファベットの「M」の形に似た曲線のこと。結婚や出産を機に離職し、育児が一段落したら再び働きだす女性が多いことを反映している。
	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有するデータのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるように公開されたデータのこと。
	オレンジセンター	認知症センター養成講座を受講し、地域で活動する人のこと。
	温室効果ガス	人の活動に伴って排出され、地球全体として、地表、大気及び海水の温度を上昇させる物質のこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス等がある。
	オンデマンド交通	利用者の事前予約に応じて運行する公共交通のこと。
か 行	かかりつけ医	健康に関する事を何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のこと。
	環境負荷	人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもののこと。
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。
	既存ストック	既に整備された社会インフラのこと。
	キッズ・ゾーン	保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために、車両の運転手等に対して注意を喚起することを目的として設定した道路の区域のこと。
	急性期医療	病気になりはじめた時期における医療のこと。それを過ぎると、体の機能回復を図る回復期や、病状が比較的安定し長期的な治療と向きあう慢性期に入る。
	協働	様々な主体が、同じ目的のために、力をあわせて活動すること。

第1論編

第2構編想

第3計編画

1総論

2計画野別

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

	用語	説明
か 行 (続 き)	グリーンツーリズム	農山漁村において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のこと。
	グループホーム	障害者総合支援法に定められた障害福祉サービスの1つである共同生活援助のことで、障がいのある人が日常生活上の介護や支援を受けながら共同生活を営む住居のこと。これとは別に認知症高齢者向けなどもある。
	健康寿命	WHO(世界保健機関)が提唱した指標で、日常的に介護などを必要とせず、自立して暮らすことができる期間のこと。
	健康マイレージ	健診・検診の受診、健康づくりの教室などへの参加、健康目標を立てて取り組むなど健康づくりに関する取組を継続することで、マイレージ(ポイント)を貯めることができる事業のこと。
	減災	災害による被害をできるだけ小さくする取組のこと。
	公益活動団体バンク	市内で公益的な活動をする団体の登録制度のこと。
	後期高齢者医療制度	75歳以上(65歳から74歳で一定の障がいがあると認定された方を含む)が加入する医療制度のこと。
	公募設置管理制度	都市公園において飲食店等の公園施設の設置・管理を行う民間事業者を公募により選定する手続のこと。Park-PFIともいう。
	公民連携	公民が連携して公共サービスを提供する手法のこと。
	交流人口	その地域に訪れる人々のこと。
	国土強靭化	大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していくこと。
	コミュニティ推進協議会	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、「自分たちのまちは自分たちでよくしていこう」という共通の目的のもとに多様な活動を展開する組織のこと。
	コミュニティ・スクール	学校運営協議会制度のこと。学校と地域住民等が力をあわせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。
	コミュニティバス	地域住民の移動手段を確保するために地方公共団体等が運行するバスのこと。
さ 行	コミュニティ・プラント	市町村が定める一般廃棄物処理計画に沿って設置され、し尿と生活排水を併せて処理する施設のこと。
	コンテンツ	「中身」を表す言葉。文字や画像などの情報の内容のこと。
	災害弱者	高齢者、障がいのある人、乳幼児等、災害から身を守るために、安全な場所に避難するなどの一連の防災行動をとる際に、支援を必要とする人々のこと。
	再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇するおそれのない自然エネルギーのこと。太陽光、風力、地熱等がある。
	シェアリングサービス	車や自転車などを多くの人と共有したり、個人間で貸し借りをしたりする際の仲介を行うサービスのこと。
	ジェンダー	生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。男女の社会的・文化的役割の違いや男女間の関係性を示す。
	自主防災組織	地域が消火、救出、救護などの活動に取り組み、被害を最小限にとどめるようお互いに協力し、助けあうための組織のこと。
	自助・共助・公助	自助は、自分自身の身の安全を守ること。 共助は、地域やコミュニティといった周囲の人と協力して助けあうこと。 公助は、市や消防・警察による救助活動や支援物資の提供等の公的支援のこと。
	持続可能な社会	健全で恵み豊かな環境が適切に保全され、一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会のこと。
	指定管理者制度	多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ住民サービスの向上を図る制度のこと。
	シビックプライド	まちに対する市民の誇りのこと。自分が関わりまちをよくしていこうとする当事者意識に基づく自負心を意味している。
	集約型都市構造	都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携される都市構造のこと。
	就労移行支援事業	障害者総合支援法に定められた障害福祉サービスの1つ。企業などに雇用されることが可能と見込まれる障がいのある人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を目的とした訓練や準備などの支援をすること。
	就労継続支援事業	障害者総合支援法に定められた障害福祉サービスの1つ。企業などで働くことが困難な障がいのある人に対して、就労機会の提供、就労に必要な訓練などの支援をすること。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類がある。

	用語	説明
さ 行 ( 続 き)	循環型社会	資源を繰り返し使うなど有効に活用し、環境に係る負荷をできるだけ減らす社会のこと。
	生涯学習	文化活動、スポーツ活動など、人々が生涯に行うあらゆる学習のこと。
	障害者就業・生活支援センター	障がいのある人の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がいのある人の身近な地域において就業面及び生活面における一的な支援を行う機関のこと。
	障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法に基づいて提供されるサービス等を実施する事業所のこと。
	小児慢性特定疾病	児童福祉法に基づき、児童等の慢性疾患のうち国が指定した疾患のこと。
	ステークホルダー	企業、行政、NPOなどの組織が行う活動により、様々な影響を受ける利害関係者のこと。
	スポーツ推進委員	地域のスポーツ推進を担う非常勤の公務員で地方公共団体から委嘱されている人のこと。
	スマートシティ	ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理、運営等)の高度化により、都市や地域が抱える諸問題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域のこと。
	生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のこと。
	生産年齢人口	年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす15歳以上64歳以下の人口のこと。
	性的少数者	LGBTなど、性的指向などの性のあり方が性的多数派とは異なる人々のこと。L:レズビアン(女性同性愛者)、G:ゲイ(男性同性愛者)、B:バイセクシュアル(両性愛者)、T:トランスジェンダー(心の性と身体の性の不一致)
	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が不利益を生じないよう代理人を立てて契約を行ったり、それを取り消したりできるようにする制度のこと。
	Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。
た 行	ダウンサイ징	施設、機械、装置、設備などを小型化して、コスト削減や効率化を図ること。
	男性中心型労働慣行	長時間労働や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行のこと。
	地域包括ケアシステム	医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域や自宅で可能な限り暮らし続けるため、医療や介護などの専門的な支援から地域の支えあいによる日常生活の支援まで、幅広い支援を一的な提供する仕組みのこと。
	地域包括ケア病棟	急性期病棟での治療終了後、すぐに在宅や施設へ移行することに不安のある患者や在宅で治療中に症状が悪化した患者を受け入れ、在宅復帰を目的とした医療の提供や支援を行う病棟のこと。
	地球温暖化	地球規模で気温や海水温が上昇し氷河や氷床が縮小する現象のこと。異常高温(熱波)や大雨・干ばつの増加などの様々な気候の変化を伴い、水、生態系、食糧、沿岸域、健康などでより深刻な影響が生じると考えられている。
	地産地消	地元で生産されたものを地元で消費すること。
	超高齢社会	65歳以上の人口の割合が全人口の21%を超えている社会のこと。
	長寿命化	傷みや不具合を直し、長期間使用できるようにすること。
	津島おもてなしコンシェルジュ	市主催の津島おもてなしコンシェルジュ育成講座に合格し、多くの市民や観光客などに対して、心のこもったおもてなしができ、市の歴史・文化・風土・産業などを伝えることのできる人のこと。
	津島ガイドボランティア	市の歴史や文化などを案内する人のこと。
	津島市介護支援ボランティア制度	ボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的に、市内在住の65歳以上の人の登録すること。
	適応指導教室	学校に行きたくても行けない児童が同じような悩みを持った児童と一緒に過ごしたり、悩みや不安を相談できる教室のこと。
	テレワーク	「tele=離れた場所」、「work=働く」という意味の単語をあわせた造語で、情報通信機器等を活用して、時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働くことができる形態のこと。遠隔勤務、在宅勤務などの意味もある。
	電子@連絡帳 (つながるまい津島)	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネージャーなどの多職種が円滑に連携するため、インターネット上で患者の情報を共有するシステムのこと。

	用語	説明
た 行 (続 き)	特殊詐欺	被害者に電話を掛けるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みなどの方法により、不特定多数の者から現金をだまし取る犯罪のこと。
	特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査は、生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査のこと。 特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方等に対して、生活習慣を改善するよう支援すること。
	特定生産緑地制度	指定から30年が到来することとなる生産緑地について、買取り申出が可能となる期日を10年延期できる制度のこと。
	都市のオープンスペース	都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物等に覆われていない空間のこと。
	ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあつた者から振るわれる暴力のこと。
な 行	南海トラフ地震	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震のこと。
	認知症	脳や体の疾患を原因として、記憶・判断力などの障がいが起こり、普通の社会生活が送れなくなった状態のこと。
	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするため、市が実施する養成講座を受講し、活動する人のこと。
	認知症バリアフリー	認知症になんでも住み慣れた地域で暮らし続けられる生活環境が整備されていること。
	認定農業者	市町村等から農業経営を改善する計画の認定を受けた農業者のこと。
	年少人口	年齢別人口のうち、14歳以下の人口のこと。
	農福連携	障がいのある人等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。
は 行	パートナーシップ	お互いに理解し尊重しあいながら、対等な立場で協力すること。
	バイスタンダー	心停止などの救急の現場に居合わせた人・発見した人のこと。
	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
	バスロケーションシステム	バスの現在位置をパソコンやスマートフォンなどでリアルタイムに確認することができるシステムのこと。
	8050問題	「80」代の親が「50」代のひきこもりの子どもの生活を支えるという問題のこと。
	パブリックコメント	行政の計画等の策定にあたり、素案の内容を公表し、それに対する意見等を考慮して計画等の策定を行うとともに、提出された意見等及びそれに対する行政の考え方を公表する一連の手続のこと。
	PFI	Private Finance Initiativeの略。民間の資金、経営能力、技術的能力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。
	BPR	Business Process Reengineeringの略。業務プロセスそのものを根本的に見直し、業務プロセス全体の最適化を図る取組のこと。
	ビッグデータ	スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、小型化したセンサー等から得られる膨大なデータのこと。
	避難行動要支援者	高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮が必要な人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援が必要な人のこと。
	ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と子育ての手伝いができる人(提供会員)がお互いに助けあいながら活動する組織のこと。
	フェイスブック	画像・動画の投稿や他の参加者とのメッセージの交換ができるソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)のこと。
	不明水	何らかの原因で下水道に流入する水(雨水や地下水など)のこと。下水道管の老朽化でできたひびや隙間、マンホール蓋などからの流入が考えられる。不明水の発生により処理水量が増加し、下水道施設への負担や下水処理費用が増加することになる。
	プラッシュアップ	企画やアイデアなどをより良くするために磨きをかけること。
	プロモーション	まちの誇るべき魅力・活動を発掘・磨き上げ、市内外に情報発信すること。
	ヘイトスピーチ	特定の国の出身者であること、またはその子孫であることのみを理由に、社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動のこと。
	防火対象物	建築物など火災予防の対象となるもののこと。用途や規模等に応じて、人的体制の整備や消防用設備等の設置などを義務付けている防火対象物が法令で定められている。

	用語	説明
(は 続行 き)	防災ほっとメール	災害情報等(国民保護情報・地震情報・気象情報)を、登録したメールアドレスに配信するサービスのこと。
	ボトルネック	物事の進行を妨げ、全体の結果等を左右する要因のこと。
ま 行	MaaS	Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人ひとりの移動ニーズに対応し、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組みあわせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。
	メタボリックシンドローム	内臓脂肪症候群のこと。内臓脂肪の蓄積によって、動脈硬化の危険因子である肥満と高血圧、糖尿病、脂質異常症などの疾患を重複して発症している状態のこと。
	モビリティサービス	移動・輸送のために提供する一連のサービスのこと。
や 行	遊休農地	現に耕作されておらず、引き続き耕作されないと見込まれる農地や周辺と比較して著しく利用が劣っていると認められる農地のこと。
	有収率	処理した汚水のうち、料金収入のあった水量の割合のこと。
	優良農地	一団のまとまりのある農地や農業水利施設の整備などを行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地のこと。
	要介護状態	寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態のこと。
ら 行	ライフサイクル	人が一生の間に経験する様々な過程のこと。
	ライフスタイル	社会的、経済的、文化的な条件のもとで示す生活の様式のこと。
	老年人口	年齢別人口のうち、65歳以上の人口のこと。
わ 行	ワークショップ	本来は「工房」「作業場」を意味する言葉であり、様々な立場の人々が集まって自由に意見を出して、意見や提案をまとめていく場のこと。
	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる、仕事と生活が調和していること。

第  
序  
論  
編基  
第  
本  
2  
構  
編  
想基  
第  
本  
3  
計  
編  
画1  
総  
論2  
計  
分  
画  
野  
別第  
1  
章第  
2  
章第  
3  
章第  
4  
章第  
5  
章資料  
編

### 3 総合計画条例

津島市総合計画条例(令和元年12月25日条例第34号)

(趣旨)

第1条 この条例は、総合計画の構成、位置付けその他の総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 長期的なまちづくりの指針であって、基本構想、基本計画及び実施計画により構成するものをいう。
- (2) 基本構想 将来のまちづくりの方針及び市政の方向を定めるための基本的な考え方を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に定める施策を推進するための具体的な取組を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(総合計画の位置付け)

第4条 総合計画は、市政における最上位の計画と位置付ける。

2 市長は、個別の行政分野に係る施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

(津島市総合計画審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、津島市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第7条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

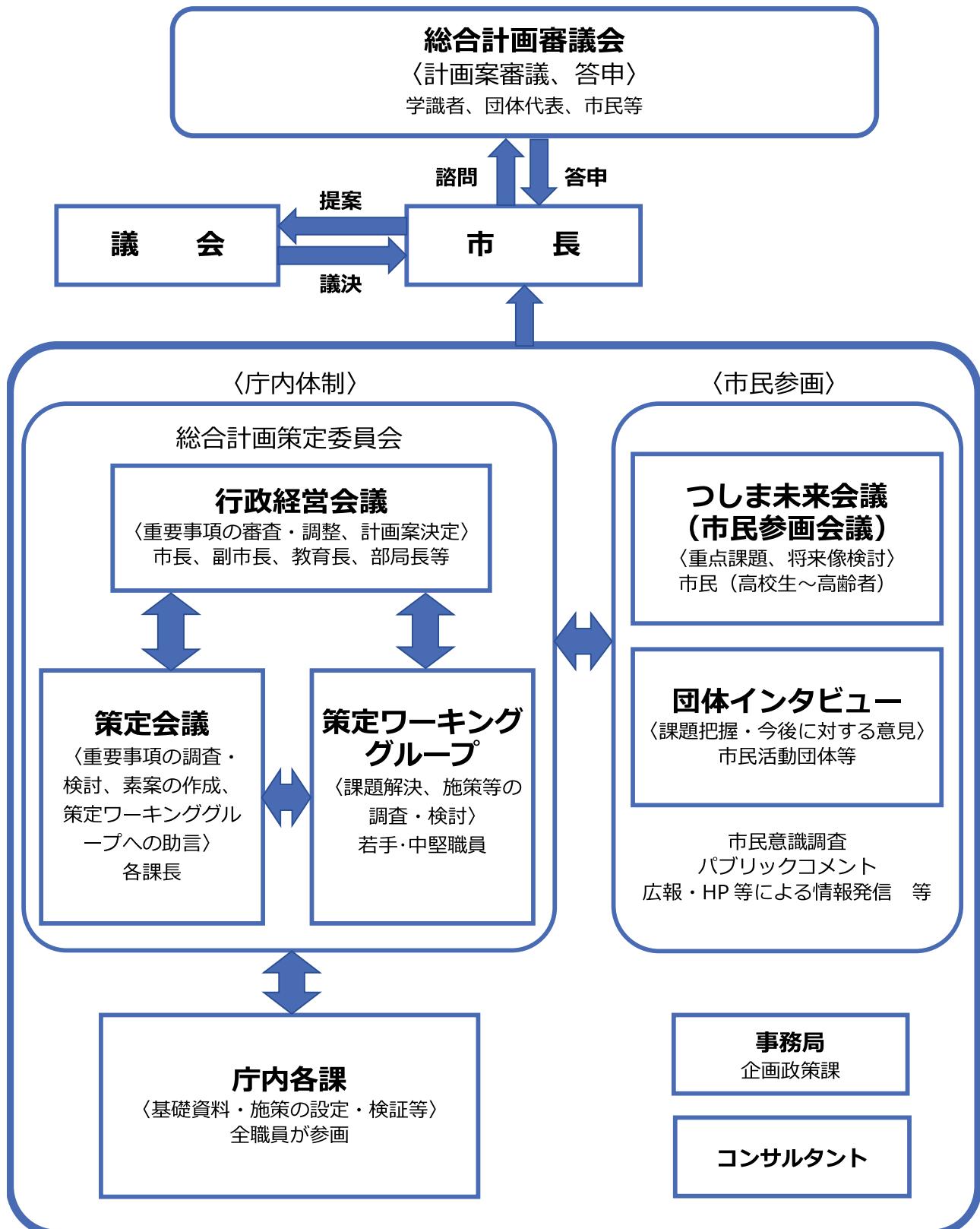
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 総合計画策定体制図



第1章  
序論編

第2章  
基本構想編

第3章  
基本計画編

第1章  
総論

第2章  
計画野別

第1章  
第1章

第2章  
第2章

第3章  
第3章

第4章  
第4章

第5章  
第5章

資料編

## 5 策定経過

### ■策定準備

令和元年6月4日 第5次総合計画策定方針の決定

### ■市民参画

#### ○市民意識調査

調査期間 平成31年2月20日～3月31日

調査概要 平成31年2月時点で市内在住の18歳以上の市民から2,300人を無作為に抽出し、郵送により配布・回収を行った。

調査結果 有効回収数945件、有効回収率41.1%

#### ○団体インタビュー

調査期間 令和元年6月15日～8月9日

調査概要 総合計画の各分野に関する39団体を対象として、インタビュー調査を実施した。

内 容 今後10年間の津島市の主要課題、求められるまちづくりの取組、行政等と協働で取り組んでいきたい事業・活動内容など

#### ○つしま未来会議(市民参画会議)

概 要 第5次総合計画の策定に向けて、市民と一緒に、「これから10年間の津島市のまちづくり」について、子育てや教育、福祉、防災、にぎわいなど様々な観点から生活者の視点で自由に話し合い、今後求められる具体的なまちづくりのアイデア、市民主体の取組などについて考えた。

参 加 者 市内の高校に通う高校生や20歳代から70歳代までの市民の方など25名

日 程	内 容
令和元年9月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイダンス</li> <li>・総合計画に関するレクチャー</li> <li>・津島市の現状について</li> </ul>
令和元年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津島市の10年後の理想の将来像について</li> </ul>
令和元年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民主体のまちづくりの取組について</li> </ul>

## ○パブリックコメント

実施期間 令和3年3月24日～4月23日

実施方法 広報紙及びホームページで周知し、市役所企画政策課、神守支所、神島田連絡所、ホームページにおいて計画案を公開した。持参、郵送、ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で意見を募集した。

意 見 5件(2名)

## ■総合計画審議会

日 程	内 容
令和2年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問</li> <li>・総合計画の概要及び総合計画審議会について</li> <li>・各種調査結果について</li> <li>・津島市のまちづくりの成果と課題について</li> </ul>
令和2年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次総合計画(案)序論・基本構想について</li> <li>・第5次総合計画(案)基本計画総論について</li> </ul>
令和3年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次総合計画骨子(案)について</li> <li>・第5次総合計画(案)将来都市像について</li> <li>・第5次総合計画(案)分野別計画について</li> </ul>
令和3年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次総合計画(案)分野別計画について</li> <li>・第5次総合計画(案)将来都市像について</li> <li>・第5次総合計画(案)重点戦略について</li> </ul>
令和3年5月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの報告と第5次総合計画(案)の修正について</li> <li>・第5次総合計画(案)の推進に向けた意見について</li> </ul>
令和3年6月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申書(案)について</li> <li>・答申</li> </ul>

## ■庁内体制

### ○総合計画策定委員会

日 程	内 容
令和2年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想等の骨子(案)について</li> <li>・基本構想及び基本計画総論(案)について</li> <li>・人口推計について</li> </ul>
令和2年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画策定スケジュールについて</li> <li>・基本構想及び基本計画総論(案)について</li> <li>・基本計画施策体系(案)について</li> </ul>
令和2年8月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画(案)について</li> </ul>
令和2年11月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・序論・基本構想・基本計画総論(案)について</li> </ul>
令和3年3月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画(案)について</li> </ul>
令和3年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画(案)について</li> </ul>

### ○総合計画策定会議

日 程	内 容
令和元年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画策定スケジュールについて</li> <li>・津島市の現状と課題について</li> <li>・基本構想等の骨子(案)について</li> <li>・つしま未来会議開催結果について</li> </ul>
令和2年1月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想及び基本計画総論(案)について</li> </ul>
令和2年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画策定スケジュールについて</li> <li>・基本構想及び基本計画総論(案)について</li> <li>・基本計画施策体系(案)について</li> <li>・重点戦略について</li> </ul>
令和3年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画(案)について</li> </ul>

## ○総合計画策定ワーキンググループ

日 程	内 容
令和元年7月29日	・総合計画の概要及び各種説明 ・10年後の理想の津島市について
令和元年8月19日	・現在の津島市の課題について 第4次総合計画総括評価シートの確認と今後の課題・方向性の検討
令和元年9月13日	・今後の津島市の方向性について 第4次総合計画総括評価シートの確認と今後の課題・方向性の検討
令和元年10月7日	・今後の重点課題について ・課題解決のアイデアについて ・まちづくり戦略(重点施策)のテーマの検討
令和元年10月31日	・まちづくり戦略(案)の検討
令和元年11月20日	・まちづくり戦略(案)の検討

## ○各課ヒアリング

第4次総合計画の進捗管理及び計画全体の評価、第5次総合計画における課題整理のため、令和元年7月下旬から8月中旬まで、各課にヒアリングを実施した。

## ○職員研修

日 程	内 容
平成31年3月27日	テーマ 「津島市の未来と総合計画」 「未来カルテワークショップ」 講 師 三浦哲司氏(名古屋市立大学大学院人間文化研究科准教授) 参加者 平成16年度～27年度に採用された職員 82名 内 容 若手職員も当事者意識を持って総合計画策定に取り組み、普段の業務にも深く関わるものであることを理解した。
令和2年1月29日	テーマ 「SDGsの基礎と総合計画におけるSDGsの位置付け 一津島市としてどう受け止めるかー」 「自分の業務とSDGsのつながり」 講 師 千頭聰氏(日本福祉大学国際福祉開発学部教授) 参加者 総括主任以上を中心とした職員 48名 内 容 持続可能なまちづくりに向けて、SDGsに関する基礎的な知識を学ぶとともに、新たな総合計画の策定におけるSDGsの位置付けを学んだ。

## ○市議会

日 程	委員会／本会議	内 容
令和元年8月28日	第5次総合計画策定調査 特別委員会	・策定方針について 等
令和元年11月22日	第5次総合計画策定調査 特別委員会	・津島市の現状と課題について 等
令和2年2月18日	第5次総合計画策定調査 特別委員会	・基本構想等の骨子(案)について 等
令和2年3月19日	第5次総合計画策定調査 特別委員会	・調査経過報告について
令和2年8月17日	第5次総合計画策定調査 特別委員会	・総合計画策定スケジュールについて 等
令和2年12月24日	第5次総合計画策定調査 特別委員会	・総合計画(案)について ・総合計画審議会の意見について 等
令和3年2月19日	第5次総合計画策定調査 特別委員会	・総合計画(案)について ・総合計画審議会の意見について 等
令和3年3月5日	第5次総合計画策定調査 特別委員会	・調査経過報告について
令和3年7月26日	第5次総合計画策定調査 特別委員会	・総合計画(案)について 等
令和3年8月23日	本会議	・議案提出
令和3年9月6日	第5次総合計画策定調査 特別委員会	・(附議)基本構想について
令和3年9月27日	本会議	・基本構想議決

## 6 総合計画審議会

津島市総合計画審議会条例(昭和48年12月27日条例第33号)

改正 昭和63年12月15日条例第18号  
平成10年9月30日条例第27号  
平成14年3月29日条例第8号  
平成16年3月30日条例第2号

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、津島市総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため、津島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (委員)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内の公共的団体の役員又は職員
- (3) 市内に住所を有する者

3 委員は、当該諮問に係る調査及び審議を終了したときは、解任されるものとする。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (市職員の出席)

第6条 市長その他関係する職員は、審議会に出席して意見を述べることができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年12月15日条例第18号抄)

### (施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則(平成10年9月30日条例第27号抄)

### (施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第8号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日条例第2号抄)

### (施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

第1論編

基本構編想

基本計編画

1総論

2計分画野別

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

## 総合計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

	機関名等	役職等	氏名
◎	名古屋学院大学	教授	江口 忍
	日本福祉大学	教授	千頭 聰
	名古屋市立大学	准教授	三浦 哲司
	市議会第5次総合計画策定調査特別委員会	委員長	伊藤 久夫
	西尾張シーエーティーヴィ株式会社	代表取締役社長	青木 啓
	社会福祉法人津島市社会福祉協議会	会長	浅井 彦治
	NPO法人まちづくり津島	副理事長	石原 弘乙
	いちい信用金庫津島営業部	部長	加藤 文規
	津島市教育委員会	教育委員	小出 英一
	海部東農業協同組合	総務部長	小坂井 智弘
○	連合愛知尾張南地域協議会		佐藤 彰記
	津島公共職業安定所	所長	古江 俊博
	津島市ファミリー・サポート・センター	会員	前田 明美
	あいち海部農業協同組合	津島支店長	安田 清時
	津島商工会議所	副会頭	山本 達彦
	一般社団法人津島市観光協会	事務局長	横井 一雅
	つしま未来会議参加者		服部 紗子
	つしま未来会議参加者		吉田 祐衣

◎会長 ○副会長

## 審議会への諮問

2津島企画第88号  
令和2年10月9日

津島市総合計画審議会会长様

津島市長 日比一昭

### 第5次津島市総合計画案について(諮問)

本市のまちづくりの指針となる第5次津島市総合計画の策定に関し、津島市総合計画審議会条例第2条に基づき、貴審議会の意見を求める。

## 審議会からの答申

令和3年6月25日

津島市長 日比一昭様

津島市総合計画審議会  
会長 江口忍

### 第5次津島市総合計画案について(答申)

令和2年10月9日付け2津島企画第88号で諮問のありました第5次津島市総合計画案について、慎重に審議した結果、概ね妥当であると認め、下記の意見を付して答申します。

なお、総合計画の推進にあたっては、本答申及び審議過程で各委員から出された意見に十分配慮し、将来都市像の実現に向けて市民と一体となって取り組むことを要望します。

#### 記

- 将来都市像「～未来につなぐ～ 住んでみたい 住んでよかったまち 津島」の実現に向けて、市に関わりをもつて暮らす多様な人々とともに、地域の課題及びニーズに継続的に対応しながら、地域の強み及び特徴といった「津島らしさ」を活かして、将来に向けて持続可能なまちづくりに努めること。
- 本計画の内容及び取組の状況などについて、様々な方法及び機会をとらえてわかりやすい情報発信に努め、市民と十分にコミュニケーションを図りながら、一人でも多くの人にまちづくりの方向性の共有及び市政への参画を促すように努めること。
- 市職員一人ひとりが、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための指針として本計画を理解・意識して施策及び事業を推進するとともに、関係部署が連携して効果的かつ効率的に施策及び事業を推進するよう努めること。
- 本計画の推進にあたっては、適切に施策及び事業の進行管理及び評価を行うとともに、社会経済情勢の変化にも柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

## 7 総合計画策定委員会等

### 第5次津島市総合計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 第5次津島市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関する事務を円滑に行うため、第5次津島市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 総合計画の策定に関する重要事項の審査及び調整

(2) 総合計画案の決定

(組織及び会議)

第3条 委員会は、津島市庁内会議規程(平成15年津島市訓令第1号)第2章に規定する行政経営会議をもって、これに代える。

2 前項の場合において、津島市庁内会議規程第4条、第5条、第7条及び第8条の規定は、委員会について適用する。

(総合計画策定会議)

第4条 委員会に、総合計画の策定に関する事務のうち次に掲げるものを行わせるため、総合計画策定会議(以下「策定会議」という。)を置く。

(1) 総合計画の策定に関する重要事項の調査及び検討

(2) 総合計画の素案の作成

(3) 次条に規定する総合計画策定ワーキンググループへの助言

(4) 総合計画の策定に関する情報の共有その他総合計画の策定に関する庁内の事務を円滑に行うために必要な事務

2 策定会議は、津島市庁内会議規程別表左欄に掲げる者をもって構成する。

3 策定会議に座長を置き、市長公室企画政策課長をもって充てる。

4 座長は、策定会議を招集し、策定会議の事務を掌理する。

5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する構成員がその職務を代理する。

6 策定会議に、その所掌に係る専門的事項を分野別に調査検討させるため、部会を置くことができる。

7 部会に属すべき構成員は、座長が指名する。

(総合計画策定ワーキンググループ)

第5条 委員会に、総合計画策定会議のほか、総合計画の策定に関する事務のうち次に掲げるものを行わせるため、総合計画策定ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置く。

(1) 長期的な視点による市の有する課題の解決及びまちづくりの方向性の調査及び検討

(2) 前号に掲げる方向性の実現に向けた施策等の検討

(3) 市の有する課題の解決及びまちづくりの方向性の市民との共有

2 ワーキンググループの構成員は、若手・中堅職員を中心に募集する。

3 ワーキンググループの結果及び成果は、委員会及び策定会議に報告するものとする。

4 構成員の選任基準、会議の開催その他ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会への報告等)

第6条 委員会が必要と認めたときは、策定会議及びワーキンググループの結果を委員会に報告するとともに、必要な成果物を提出するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月11日から施行し、総合計画の策定の日をもって廃止する。

総合計画策定委員会委員名簿

職名	氏名	備考
市長	日比 一昭	
副市長	津田 新太	
教育長	浅井 厚視	(武藤 育雄)
市長公室長	早川 正美	(安井 賢悟)
市長公室参事	高橋 琢也	(櫻井 敬三)
総務部長	長谷川 秀敏	(渕上 晴弘)
市民生活部長	安井 賢悟	(高林 茂宏・加藤 正喜)
健康福祉部長	水谷 勝彦	
建設産業部長	高林 茂宏	(早川 正美)
建設産業部参事	武田 博幸	(山本 正岳)
市民病院事務局長	古田 正人	
上下水道部長	水谷 博光	
消防長	安川 和宏	
会計管理者兼会計課長	佐藤 嘉晃	
教育委員会事務局長	渕上 晴弘	(長谷川 秀敏)
議会事務局長	加藤 正喜	(高林 茂宏)

※( )は前任者

第  
序  
論  
編

基  
本  
構  
編  
想

基  
本  
計  
編  
画

1  
總  
論

2  
計  
分  
野  
別

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

資  
料  
編

## 総合計画策定会議委員名簿

	職 名	氏 名	備 考
市長公室	企画政策課長	横井 裕二	(佐藤 実)
	人事秘書課長	市川 記世子	
	危機管理課長	磯部 勝	
	シティプロモーション課長	前田 英俊	(安藤 公一・山内 秀男)
総務部	総務部次長兼 総務デジタル課長	辻村 彰規	(大澤 礼幸)
	財政課長	山本 英治	
	税務課長	安井 浩二	(前田 英俊)
	収納課長	落合 利晃	
監査事務局	監査事務局長	松岡 範将	(永田 直樹・中嶋 康子)
市民生活部	市民協働課長	鈴木 伸一	
	人権推進課長	前田 知史	(早川 進)
	市民課長	宇佐美 智史子	(橋本 薫)
	生活環境課長	大澤 礼幸	(松岡 範将)
健康福祉部	福祉課長	木村 信之	(安藤 公一)
	高齢介護課長兼 地域包括ケアシステム担当	足立 賢一	(城 雄二)
	子育て支援課長	佐藤 実	(辻村 彰規)
	健康推進課長	棚橋 雅聰	(安藤 公一・鈴木 克己)
	健康推進課新型コロナウイルス ワクチン接種推進室長	安藤 公一	
	保険年金課長	高橋 武利	
看護専門学校 事務局	看護専門学校事務局長	鈴木 克己	(中嶋 康子・木村 信之)
建設産業部	建設産業部次長兼 産業振興課長	中嶋 康介	(横井 裕二)
	都市計画課長	角田 達哉	
	都市整備課長	市川 竜雄	

職名		氏名	備考
市民病院事務局	管理課長	渡邊 幸成	
	医事課長兼 地域医療センター担当	城 雄二	(前田 知史)
	経営企画課長	吉田 康浩	
上下水道部	管理課長	堀田 高志	
	工務課長	伊藤 清隆	(登内 喜良)
消防本部	総務課長	都築 利広	(後藤 優志)
	予防課長	若山 秀隆	
	消防署長	後藤 優志	(日比野 敏夫)
	統括副署長	高尾 朋睦	(都築 利広)
教育委員会事務局	学校教育課長	水野 浩利	
	社会教育課長	横井 さつき	
議会事務局	議事課長	永田 直樹	(安井 浩二)

※前任者の一部で合致しない職名があります。

※( )は前任者

## 総合計画策定ワーキンググループ構成員名簿(令和元年11月20日時点)

職 名		氏 名	
市長公室	企画政策課	主査	佐藤 英助
	危機管理課	主事	鈴木 貴久
	シティプロモーション課	主査	山本 幸恵
総務部	財政課	主事	石原 寛司
	税務課	主事	浜本 康太郎
監査事務局		主事	三浦 將裕
市民生活部	市民協働課	主事	横山 大貴
	人権推進課	主査	神田 剛志
	市民課	主事	小野 愛理
	生活環境課	主事	北岡 元気
健康福祉部	福祉課	主査	服部 高之
	高齢介護課	主事	新瀧 功太朗
		主事	丹羽 里奈
	子育て支援課	主事	加藤 菜月
	健康推進課	保健師	仁科 麻由子
	保険年金課	主事	伊藤 章吾
		主事	村松 ともか
建設産業部	都市計画課	技師	伊藤 一生
		技師	加藤 良介
	都市整備課	主査	志知 昌人
		主事	山内 慧
	産業振興課	主事	伊藤 航介
市民病院事務局	経営企画課	主査	桑原 和之
上下水道部	管理課	主事	加藤 晴久
教育委員会事務局	学校教育課	主査	伊藤 優
	社会教育課	主事	吉田 賢嗣
		主事	鈴木 悠也

第  
序  
論  
編

基  
本  
構  
編  
想

基  
本  
計  
編  
畫

1  
總  
論

2  
計  
分  
野  
別

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

資  
料  
編

---

## 第5次津島市総合計画

令和3年9月

発行 津島市市長公室企画政策課  
〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地  
電話(0567)24-1111(代) FAX(0567)24-1791  
HPアドレス <http://www.city.tsushima.lg.jp/>

---



# 第5次津島市総合計画 2021⇒2030